

口、私設電話

電話の私設に關しては明治十八年七月電信條例の改正に因り電機私設の章を新設し、電氣の機器を以て通信傳話及號報を爲すものに關し規定せられたのが嚆矢で、同條例に基き私設電線規約の制定を見、私線の工事、保守及費用その他に關する規定が設けられたが、其の後電信と同様明治二十二年には電信電話線私設條規、同三十三年には私設電信規則等が制定せられて今日に及んだのである。

電話は其の操縦に特殊の技術を必要とせず、音聲を以て通信の目的を達し何人も之を利用し得る爲之を私設する者相繼ぎ、現在では電信の施設を遙かに凌駕する狀況であるが、監督取締に付ては私設電信の項（一〇三頁）に於ても述べた通りである。

現在私設電話は私設電信と同じく電信法第二條の規定に依り施設するもので、従つてその施設目的に依る區別も電信の場合と同様である。只便宜上電氣工作物規程本則第九十一條に依る電氣施設の保安通信用のものを事業用電話と區別し、以下施設目的別に從ひ其の概況（私設電話統計二九六頁参照）を記せば次の通りである。

(1) 事業専用

電信法第二條第二號に依り電話の専用を必要とする事業の爲施設するもの、即ち其の事業の細別は私設電信規則第二條各號に於て規定せられるところである。而して其の回線數は六、七九三（三割四分）線路亘長四二四、〇二三杆（七割八分）、電話機數二三三、二四一箇（四割二分）である。

(2) 公共團體事務用

法第三號に依る施設で其の回線數は一三二一（一分）、線路亘長七五四杆（一厘）電話機數五二八箇（一分）である。

(3) 電報送受用

法第二條第四號に依り施設するもので其の回線數二二二、線路亘長七一杆、電話機數三九箇で私設電信の電報送受用と略同數である。

(4) 近接地連絡用

法第二條第五號に依るもので其の回線數は五、二九七（二割七分）線路亘長四、三三八杆（一分）電話機數九、一〇六箇（一割七分）である。

(5) 電氣施設の保安通信用

電氣工作物規程本則第九十一條に依り強制的に施設するを要するもので、其の回線數は七、六二八（三割八分）、線路亘長一一二、一八三杆（二割一分）、電話機數二二二、二五七箇（四割）である。

ハ、鑛業特設電話

鑛業特設電話とは、鑛業者の申請に依り同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の専用供する目的を以て、逕信省の施設する特殊の電話利用制度である。本制度は明治三十八年創設に係るもので、専用を許可せられた者は逕信省の指示に從ひ電話施設に要する機械線路其の他一切の物件を供給し、其の設備維持をも爲すものであつて、外形上は一般の私設電話と殆んど異なる處がない。然し一般の私設電話の施設には一定の限度があり無制限に許可せらるべきものではない。従つて鑛業の如き廣汎な地域に涉り施設を必要とする事業に付ては、一般の私設電話では充分其の目的が達せられない實情に鑑み、逕信省施設の形態をとる本電話制度が創設せられ以て其の要望に應じたのである。而して本制度に依る電話を専用する者は、(一) 原則として鑛業の爲に私設電話の併設が認められぬこと、(二) 電話機一箇に付月額五十錢の専用料を納付すること、(三) 機械、線路を濫りに連接又は撤去せざること、(四) 逕信省の検査を受ける

こと等の義務が課せられてゐる。

今其の施設の現状を地方別に之を觀るに、北九州及北海道に最も多く全施設の大半を占めてゐる實況である。而して全然之が施設のないものは東京、大阪、神奈川、埼玉、千葉、富山、滋賀、廣島及香川の諸府縣で之等は鑛業に殆んど關係のない所と謂へるのである。次に施設全體を數字的に觀ると、電話所數二一九四、回線數一二、六七八、線路亘長九〇、一〇二軒にして、電話交換機三〇三臺、電話機數一六、三八三箇、專用料年額九八、〇〇〇餘圓に及んでゐる状態である。更に其の施設の内容即ち回線種別、方式等に付て觀るに大部分は複線式で且交換機に收容せられてゐるもので此の中收容回線一〇〇回線以上の電話所二五ある。即ち之等は九級局以上に相當するもので恰も電話交換局の如き觀を呈してゐる。

採鑛事業の大部分は交通通信に不便な山間僻地に於て行はれてゐる實情よりして、事務の連絡特に非常災害の突發に際して救護、避難等の應急措置に關する連絡の爲には鑛業特設電話の施設は必要缺くべからざるもので、此の見地よりするも本電話制度が鑛産事業に貢獻する所蓋し尠くないのである。最近鑛業の勃興に伴ひ鑛業特設電話の施設も亦増加し、昭和十三年十月より本年九月末日迄に開設を見た電話所數は四一箇所に及んでゐる實況である。(鑛業特設電話統計二九七頁参照)

4. 無線電信

一、無線電信の起源

本邦に於て無線電信の研究に着手したのは明治二十九年(西歷一八九六年)であつて、即ち「マルコニー」氏が無線電信を發明した翌年である。當時逓信省に無線電信研究部が設けられ、鋭意研究の結果一の独自の方式を考案するに至り、明治三十年末より東京灣に於て試験通信を行ひ相當の好成績を収めた。その後種々改良工夫を施して遂に所謂「逓信省式」と稱する優秀な一方式を安成し、明治三十六年には長崎基隆間海上六百哩の長距離通信に成功するに至つた。

二、無線電信取扱局所

無線電信に依る公衆通信取扱局所は明治四十一年銚子に海岸局を、又天洋丸に船舶局を設置したのを嚆矢とする。

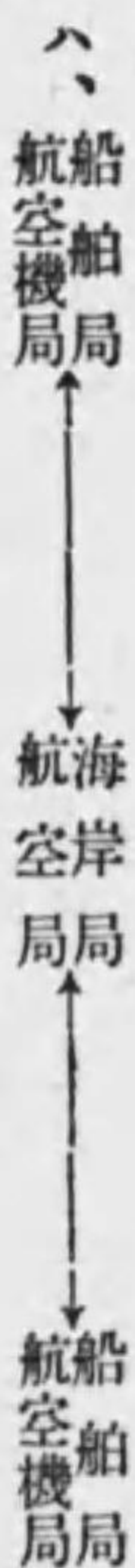
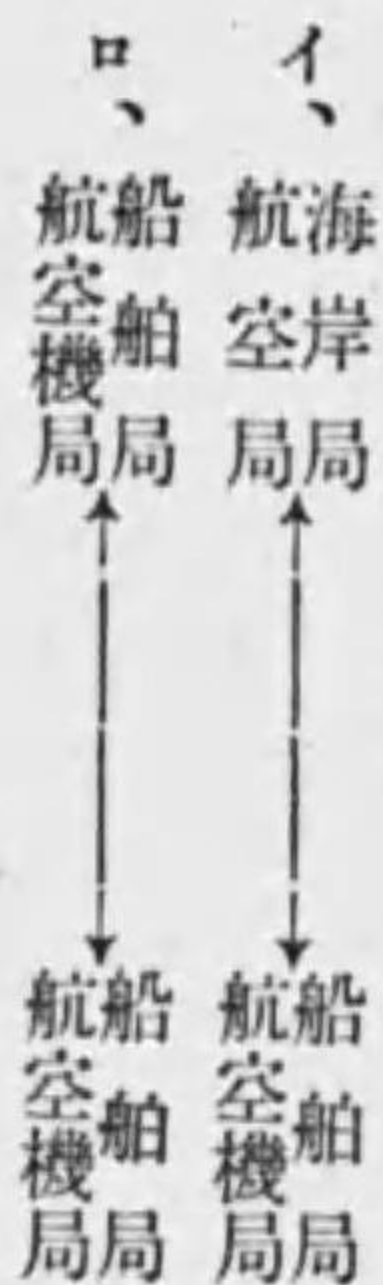
大正四年には從來の無線事業の國營主義に幾分の改正を加へて無線電信法、私設無線電信規則及私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則を制定し、日本郵船所屬の豊橋丸及若狭丸本邦最初の無線電信取扱所を設置し、越えて大正五年には本邦最初の固定局として船橋無線電信局を設置し、又三重縣鳥羽、答志及神島に所謂小規模無線局を開設したが、大正六年には本邦最初の陸上無線電信取扱所としてラサ島無線電信取扱所を設置し、又舞鶴海軍軍用無線を供用して本邦最初の軍用無線に依る陸上無線電信取扱所を開設したのであ

る。其の後航空事業の發達に因り昭和四年には東京外六箇所に航空無線局を開設し、更に昭和十二年には内
 臺間定期航空のふじ號及にいたか號に本邦最初の航空機無線電信取扱所を設置した。
 斯くの如く現在無線電信取扱局所中には有線電信の代用又は補助として重要都市相互間又は外地、外國若
 は離島等との間に於て通信を爲す固定局と、船舶局又は航空機局の如き移動局及之等の移動局との間に通信
 を爲す陸上局（通信對手に依り海岸局及航空局に分つ）とがあり、又之等の無線電信局所中には官設無線局
 の外、私設、官廳用又は軍用の無線電信を公衆通信に供用した無線電信取扱所とがあり、之等の取扱中歐洲又
 は亞米利加航路等に就航する主要船舶の取扱所には、遞信省吏員を駐在せしめて其の公衆通信取扱の指導に
 當らしめて居るのである。而して昭和十四年九月末現在に於ては海岸局二十三局（内官設十五局、漁業用海
 岸局三局、その他五局）、船舶局二十一局、船舶無線電信取扱所千八十局、固定局十三局、小規模無線局三
 十三局、陸上無線電信取扱所九局、航空無線局十五局、航空機無線電信取扱所三の多きに達した。（無線電信
 局所統計二二三、三〇七、三四七頁参照）

三、無線電信通信系統

無線電信に依つて公衆電報を送受する通信系統は次の通りである。

(1) 移動局との通信系統



(2) 外地との通信系統

内地と外地間に於て有線通信の補助又は有線連絡に代るものとして、主要地間無線電信連絡を無し其
 の通信の疏通を爲し居る外、定期航空上の必要に基き兩地の航空無線電信局相互間に於ても關係通信の
 疏通を爲して居る。

(3) 國內の通信系統

有線連絡の途なき地點間の通信及主要都市間有線通信の輻輳緩和並に非常災害による有線杜絶等の場
 合の萬全を期し、之等の土地所在の電信官署に夫々無線電信を装置し一定の連絡系統に従つて通信を爲
 す外、各航空無線電信局相互間に於ても航空關係通信の取扱を爲すと共に、前述の如き場合の通信をも
 なす事になつてゐる。

(4) 内地と内地小島嶼間及小島嶼相互間との通信系統

内地と内地小島嶼間に十四通信路又小島嶼相互間に十三通信路がある。

四、無線電信機械

明治四十一年事業創始當初に於ける無線電信の機械は、送信機に火花式と稱する減幅電波送信機を用ひ、
 又受信機にはコヒーラー又は水銀檢波器と稱する極めて幼稚なものを使用して居たので、その通達距離も僅

々百裡内外に過ぎなかつた。然し間もなく鑛石検波器が發明され受信機の能率は著しく向上し、次いで大正二年瞬滅火花式送信機が發明されるに及び無線通信は急激な進歩を見るに至つた。その後電弧式、發電機式の如き持續電波送信機が發明されるに伴ひ、通信距離は愈々擴大し國際間長距離通信にも利用せられるに至つたが、更に無線通信に革命的發展を齎したのは三極真空管の發明に伴ふ真空管式送信機の實用であつた。殊に放送無線電話の如きは真空管の出現に依つて始めて實用の域に進んだと言つても過言ではない。水冷式真空管の發達は電力送信の可能となり商用通信に放送に受信品質は著しく改善せられ、無線通信の確實性は一段と増進した。次いで四極管、五極管と多極管の出現となり、高度の選擇性と増幅度とを有する優秀な受信機が製作せられるに至つた。

更に水晶片を發振子とする水晶式送信機が發明されるに至り、發射電波の安定度、純粹性は愈々高度化された。

現在使用されてゐる機械及其の效用は大體次の通りである。

機 械 名	實用開始時期	摘 要
火花式送信機	明治四十一年	電氣振動回路の一部に間隙を作り之に對する電壓を或る程度以上に高め、該間隙に火花放電を起し、電氣回路に振動流を生ぜしめる送信機である。因に火花式送信機の使用は現在船舶に限られ且使用期限の附せられて居るのみならず遭難通信等に使用する極めて小電力のもの以外は新に施設することを禁ぜられて居る關係上其の数は漸次減少しつゝある。
真空管式送信機	大正十二年	真空管の發振作用を應用して振動電流を發生せしめる送信機で、之により發生する電波は持續電波であり自動式と主發振式とがあるが、前者は發振器を直接空中線に結合せしめたもので後者は發振器の後に更に増幅器を接続して發振周波數を安定且純粹ならしめた送信機である。

水晶制御式送信機	昭和三年	水晶發振子と真空管とを組合せて高周波電流を發生せしめ之を増幅して純粹且安定なる持續電波を發射せしめる送信機である。
オートダイソン式受信機		檢波真空管自體で振動電流を發生せしめ、之と信號電流との間にピットを生ぜしめ之を檢波して持續電波を受信する受信機である。
スーパーヘテロダイソン式受信機		局部發振器により振動電流を發生せしめ、之と信號電波との間に生じたピットを檢波して生ずる中間周波數を幾段にも増幅して強大にし之を再び檢波するもので混信分離及微弱な信號電波の受信に優秀な機能を有す。
無線方位測定機(方向探知機)		空中線の指向性を利用して電波の來る方向を測る受信装置である。空中線としては棒型空中線、アドコック空中線等があるが船舶、航空機等では前者を使用して居る。
緊急自動受信機		受信装置と時計仕掛との組合せにより緊急符號を選択受信して警報を傳へる装置である。

(無線電信機械統計二三〇頁参照)

次に無線電信電話に使用せられる電波等の術語につき説明を加へることとする。

術 語	解 説
A〇電波	振動幅が一定不變に繼續する電波(標準電波の如きもの)を謂ふ。
A一電波	振幅又は周波數が電信操作に依り變化する持續電波を謂ふ。
A二電波	持續振動電流を斷續又は可聽周波數で變調して發生する持續電波を謂ふ。A一電波を檢波するが音響受信には不適當な爲可聽周波數で變調する。又送信機の周波數が多少不安定なときでも受信容易である。

術語	A三電波	A四電波	A五電波	B電波	周波數	波長
振幅又は周波數が音聲等の複雑な可聴周波に従つて變化する持續電波（無線電話の電波の如きもの）を謂ふ。	静止影像の走査に依つて生じた周波數に依り搬送波を變調した場合に生ずる電波（無線寫眞電送の電波の如きもの）を謂ふ。	静止又は移動する事物の迅速な走査に依つて生じた周波數に依り搬送波を變調した場合に生ずる電波（テレビジョンの電波の如きもの）を謂ふ。	減幅振動電流に依つて生ずる電波、即ち周波數は一定であるが振幅が最大に達した後漸次に減少する電波を謂ひ、現行規定上其の對數減衰率〇、一六以下のものに限り使用し得るものとす。火花式送信機に依り發生せられる電波は之に屬し、主として船舶遭難等の場合に於ける補助通信装置として船舶に於て同方向の相續く二つの最大振幅の比の自然對數のことに於ける對數減衰率とは減幅振動に於て同方向の相續く二つの最大振幅の比の自然對數のことに於ける。	一般に週期的變化又は運動の一秒間に起る回數を周波數と稱し、「サイクル」の單位で表示せられる。電燈電力に使用せられる電流は五十或は六十「サイクル」であるが、無線電信無線電話に使用せられる振動電流は大體一萬「サイクル」以上である。通常十乃至二十「キロサイクル」以上の周波數は無線電信無線電話に使用せられるので之を可聴周波數と謂ふ。現在法規に於ては十「キロサイクル」以上の交流を無線周波數として取扱ふことに規定せられてゐる。	波長とは電波の一つの波動の長さを通「メートル」の單位にて表はしたもので、その長さにより長波又は短波等に區別せられる。電波では波長三千米以上を長波、二百乃至三千米を中波、五十乃至二百米を短波、十乃至五十米を短波、十米以下を超短波とす。向電波の速度は周波數又は波長の如何に關せず光の速度に等しく毎秒三十萬軒であるから「キロサイクル」の周波數で三十萬を除外すれば「メートル」で現はす波長を求めることが出来る。之を逆にすれば波長より周波數を求められる。例へば千米は三百「キロサイクル」の如くである。	

術語

短波	超短波	標準電波	高調波	跳躍距離	空中線電力	「フェーディング」	「デリンジャー」現象
短波長電波の使用は比較的最近急に普及したもので、之に依れば比較的小電力を以て遠距離通信を得る爲に從來の遠距離通信用の長波長大電力は漸次短波のものに轉向した。只四季、晝夜、波長及距離に依り大いに其の電波の傳播狀態を異にするので、時に應じ適當な波長を選定使用することを要する。	周波數三萬「キロサイクル」以上（波長十米以下）の電波を短波と謂ひ、光の性質に似て例へば可視範圍以遠には到達し難いもので秘密通信及近距離通信等に適し、又一「テレビジョン」の如き廣帯域を要するものに使用せられる。	電波の周波數を正確に知ることは相當複雑な装置を要し困難なので、優良な装置を有する所より正確な周波數の電波即ち標準電波を放送し、各局は之を受け自局の電波計を較正し又送信機を調整して周波數の偏差に依る混信妨害を少くすることを必要とするものである。	電波は基本波の外に其の二倍又は三倍といふ如き整数倍の倍數關係にある周波數の波を伴ふものとして、之を高調波と謂ふ。	送信機「アンテナ」より發射された短波長電波は上空の「ヘビーサイド」層に衝突し反射して相當遠方の地點に達する。故に送信所に比較的近接した地點に於て送信所よりの直接波も又この反射波も到達しない受信不能の範圍を生ずる。此の範圍の外端迄の距離を跳躍距離と謂ふ。	送信機から空中線に供給する電力を謂ひ、空中線に流れる高周波電流の自乗したものと空中線抵抗の積にして「ワット」或は「キロワット」にて之を示す。	無線電信無線電話を遠距離で受信中送信側の電力、電波長が一定であり、受信側に於ても受信機の動作状態が一定なのに、其の受信音が時々微弱となることがある。之は「フェーディング」(樞勢)現象と謂ひ上空の電離層の變動に基くものである。	無線電信無線電話の短波に依る遠距離通信中通信が突然に微弱になり或は消失することがある。之を「デリンジャー」現象と謂ひ米國物理學者 J. H. Delinger 氏に依つて發見せられたもので上空電離層の急激な變化に基くものと考へられてゐる。

Voice Operated Device Anti-Singing の略で頭字をとつたもの。四線式の無線回路を二線式

術語	解
「ボース」	の加入電話回路に接続するの用に用ひ受話者が再び送話回路に入る結果起る鳴音(Singing)を防ぐ爲に音響電流に依り繼電器を働かしめ受話中は自己の送話回路を、又送話中は受話側回路を遮断せしめる装置である。
「コーダン」	Carrier-Off Device Anti-Noise の略で、送話をすればその音響電流に依り繼電器が働き送信機より搬送波が出て同時に自己の受信機はその動作を停止し、送話を中止すれば搬送波は出なくなり受信機は動作状態に戻る装置である。送受信機が近接してゐるときに自己の送信による妨害を避け且電力経済となる。

五、無線電信従事員

無線電信に依る通信は電波の特性上深遠な學理と高等技術を會得する通信従事者に依り行はれるのを必要とするのみならず、海上又は空中に於ける人命財貨の安全上重要な責務を帯ぶるものであるから、國際電氣通信條約附屬無線通信規則及我無線電信法規に於ても、當初から無線通信に従事する者は必ず所定の學術技能を有し、且一般私設無線電信の通信に従事する者は政府の交付する資格檢定合格證書を有する者たることを要求して居る。

現在私設又は官廳用無線電信の通信に従事し得る者の資格等級は、第一級、第二級、第三級、航空級及聽守員級であつて夫々其の通信に従事し得る範圍を異にし、又船舶に於ては當該無線電信主任通信士となるには航路、旅客定員等に應じ一定の實務經歷を要することゝなつてゐる。

無線通信士の養成は官設無線局の従事員に付ては當初より選信官吏練習所に於て養成して來たのであるが、其の他の私設、官廳用無線電信の通信従事者に付ては、政府は大正八年以降社團法人電信協會をして無線電信講習所を設置せしめて無線通信士の養成に當らしめ、大正十四年以降毎年補助金を交付して之が事業を

助成し、無線通信士の需給調節に資してゐるのである。又世界に誇る我國水産事業の發達を助成する爲漁船の無線施設を極力奨励すると共に、之が通信従事者を各地に於ても養成せしむることゝし、之に對しては講師の派遣並に檢定試験の臨時施行等漁船無線通信士の需給調整には特別の措置を講じつゝあるのである。

六、無線電信制度

明治三十三年電信法中私設に關する事項を除くの外、之を無線電信に準用する旨の選信省令を公布して無線電信の政府專掌の趣旨を明にした。

次いで大正四年には無線電信法及私設無線電信規則（昭和八年私設無線電信無線電話規則となる）を制定して無線電信私設の制度を設け、更に大正十四年には船舶無線電信施設法を制定して一定船舶には無線電信施設を要することゝし、越えて昭和九年には新に船舶安全法を制定して船舶無線電信施設の強制範圍を擴大した。

之より先明治四十一年には無線電報規則を制定したが、爾來無線電信の利用範圍擴大に伴ひ漸次本規則に改正を加へ、或は船舶氣象觀測報告規則、無線方位測定規則等關係法令の整備を行ひ、又大正九年には一般電報料の値上と同時に無線電報料金制度をも相當改正して今日に及んでゐる。

(1) 氣象通信

明治四十三年中央氣象臺より發する暴風警報を各海岸局より海上艦船宛放送したのを嚆矢とし、其の後中央氣象臺、海洋氣象臺其他地方の支臺、測候所等の無線電信に於ても毎日定時に實況氣象報を放送することゝなつた。

(2) 報時

明治四十四年東京天文臺より銚子の海岸局を通じて毎日日本標準時に依る午後九時の報時信號の放送を開始し、其の後東京無線局よりも同様の報時放送を開始することとなり、現在右兩無線局より長波、中波及短波の三周波數に依る同時放送に依り、日本標準時午前十一時及午後九時の二回に亘り日本式及學用式に依る報時信號を放送して居る。

(3) 放送無線電報

大正十三年には航行中の艦船又は交通不便の離島に在る受信人に宛て、無線電信に依るニュース放送を開始し、現在は長波及短波の同時放送に依り同盟通信社發信の内外重要ニュースを日本語及英語を以て一日五回放送して居る。

(4) 航行警報放送

大正十五年には海上船舶の航行上の危険警戒に備へる爲、暴風警報及水路告示中緊急を要する事項を東京無線局より毎日定時に一般艦船宛に放送し、其の後各海岸無線局に於ても之を取扱ふこととした。又航空通信に於ても之に倣ひ實施して居る。

(5) 無線方位測定通信

濃霧等に際して船舶又は航空機の航行安全に資する爲之等の無線施設より電波を發射し、此の電波の到來方向を無線方位測定機に依り探知して船舶又は航空機の位置を測定する無線方位測定通信は、本邦に於ては大正十五年試験的に無線羅針業務を開始したのを嚆矢として漸次普及し、現在無線羅針局十三局に達して居る。又一方無線標識業務は昭和二年の開始を嚆矢とし、漸次發達して現在其の數三十局に達して居る。又無線方位測定機を裝置する本邦船舶數は漸次増加して現在其の數三百三十隻に達して居る。

(6) 漁業通信

遠洋漁業の發達に伴ひ漁船又は道府縣水産事業指導船の無線施設は漸次増加し、現在其の數八百隻に達し、又之が對手たる陸上無線電信は道府縣水産試験場及漁業組合等に於て施設するもの其の數二十五に達して居る。

之等の無線電信は漁業氣象及漁獲等に關する通信を行ひ水産事業の發達並に漁船の航行安全に資するものである。

(7) 航空通信

昭和四年東京外六箇所に航空無線局を開設したのを嚆矢とし、爾來逐年増加して現在其の數十五局に達し又航空機の無線電信施設は其の數三十九に達して居る。

(8) 醫療無線電報

昭和十三年に創始した制度であつて、航行中の船舶内で船員、船客等に傷病者の發生した場合、船長は醫師の乗組んで居る他の船舶又は逓信大臣の指定した陸上病院に對し醫療手當上の指示を求めらるるもので、之が關係電報は特に優先順位と低額料金を以て取扱ふものである。

七、官應用及私設無線電信

イ、官應用無線電信

官廳が事務執行の爲施設するものであつて大正九年官應用無線電信無線電話に付ては勅令第三百五十六號「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」を準用する旨制定せられ、之に基き同年十一月省令を以て其の施設範圍並に出願、届出方法等を規定したのであるが、現在主として鐵道事業、氣象事務、警察事務又は水産事業の監督若しは指導の爲陸上又は船舶に施設するものが大部分を占め、大學又は専門學校等に於て學術研究の爲

にする實驗用施設も亦相當多數ある。

現在其の數は事務用四十六、實驗用三十九、船舶施設のもの四十三に達して居る。(官廳用無線電信統計二五三頁參照)

□、私設無線電信

大正四年無線電信法及私設無線電信規則の制定以來船舶に施設するもの漸次増加し、昭和十四年九月末現在に於て其の數千八百七十六に達し、又航空機に於ては昭和五年日本航空輸送所屬のしらさぎ號外六機に施設したのを嚆矢とし現在其の數三十九に達して居る。

一方陸上に於ては大正六年實驗用として許可したのを嚆矢とし、大正十年には事業用無線電信施設を許可し、爾來逐年増加して昭和十四年九月現在に於て其の數事業用三十七、實驗用三百十九に達して居る。(私設無線電信統計二五四頁參照)

5. 無線電話

一、無線電話の起源

本邦に於ける無線電話は明治四十年頃より之が研究に着手したのであるが、鋭意研鑽の結果明治四十五年二月には逓信省電氣試験所に於て鳥潟、横山、北村の三氏に依り所謂T、Y、K式無線電話機が發明せられ、海上三十哩の通話試験に成功するに至り世界の賞讃を博した。その後一層の改良工夫を施して大正五年四月之を伊勢灣口神島及答志とその對岸鳥羽とに装置し公衆電報の送受を開始したが、之こそ世界に於ける無線電話實用の最初のものであつた。

二、無線電話取扱局所

無線電話局所はT、Y、K式無線電話により大正五年四月始めて鳥羽、答志、神島に設置し、相互間電報送受の目的に使用した。

又對船舶通話は大正十二年神戸中央電話局と神戸灣内碇泊船舶との間に開始したのを嚆矢とし、臺灣航路及鐵道省關釜連絡船との間に試験的に通話を取扱つたが、昭和三年之を制度化して無線電話に依る公衆通話の取扱を開始した。

又昭和八年には山形縣飛鳥酒田間に本邦最初の超短波無線電話に依る通話を開始した。

斯くて船舶及陸上に於ける無線電話取扱局所は漸次増加し、昭和十四年九月末現在其の數陸上に於て固定業務十三局、移動業務三局、又船舶無線電話局八局、船舶無線電話取扱所八に達して居る。尙此の外航空無線

局にして無線電話設備を有するもの八局がある。(無線電話取扱局所統計二五九頁参照)

三、無線電話通信系統

無線電話によつて公衆通話を爲す通信系統は次の通りである。

- (1) 移動體との通信系統
 - イ、船舶局——陸上局(有無線接続局)——電話加入者等
 - ロ、船舶局——船舶局
- (2) 外地との通信系統

内地と臺灣及關東州並に滿洲國間に夫々無線電話連絡を有し、兩地各主要電話官署相互間に通話を行つて居る。
- (3) 内地と内地小島嶼間及小島嶼相互間の通信系統

有線連絡に代へて無線電話を施設したものは全國に六回線がある。内四回線は同施設により電話通話と共に電報の取扱も爲して居る。

四、無線電話機械

本邦に於ては明治四十五年所謂T、V、K式と稱する無線電話機即ち特殊の火花間隙を利用した單信方式無線電話が發明せられたが、その後三極真空管發振器の出現を契機として無線電話装置は飛躍的進歩をなし、我國に於ては大正十年神戸中央電話局に装置し約一年半の實驗を行つた後、大正十二年先づ神戸灣内碇泊船と神戸市内電話加入者との間に通話の取扱を開始した。その後大正十五年頃より短波無線電話の實用を見るに及び長距離無線電話業務の發達を促し、更に秘話装置を附加することにより通話の秘密を保持し得るに

至つた。本邦に於ける短波無線電話の實用は、昭和五年頃より屢々對外中繼放送等に使用せられたことはあつたが、廣く公衆通話用としては國際電話株式會社の設立後である。尙小島嶼等の連絡用として超短波無線電話の實用を見るに至つたが、更に最近超短波による多重電話が我國に於て完成され一大進歩を齎した。尙現今使用の機械及其の性能に付ては無線電信機械の項一四一頁及無線電話機械統計二六九頁を参照されたい。

五、無線電話従事員

無線電話に依る通信に従事し得る者は、無線電信に依る通信従事者と同様所定の資格を有する者たることを要し、其の資格等級は無線電信に依る通信従事者と共通資格たる第一級、第二級、第三級及航空級の外、無線電話に依る通信のみに従事し得る電話級の五種とする。(無線電信従事員の項一四六頁参照)

六、無線電話制度

大正三年電信法中私設に關する規定を除き、之を無線電話に準用する旨の省令を公布して無線電信と同様政府專掌の趣旨を明にし、又翌大正四年には無線電信法及私設無線電信規則を制定して無線電話の私設許可の途を拓いた。

一方無線電話に依る公衆通話は、大正十二年神戸中央電話局に無線電話を装置して神戸市内加入者と港に碇泊中の船舶との間に通話の取扱を開始したのを嚆矢とし、昭和三年無線電話通話規則を制定した。其の後遠洋航路の優秀船舶に無線電話が施設せられたのに伴ひ、昭和十一年新に船舶無線電話通話規則を制定して國際電話と同様の優秀なサーヴィスを提供することとし、料金も陸地船舶間通話は有線單一料金制とし、船舶の位置に依り一通話三圓、十二圓及二十一圓の帯域料金制を採り、船舶相互間は一通話三十五錢に改訂した。次いで神戸、門司の兩無線電話局及近海航路以下の船舶に装置した中波無線電話設備を短波に改式し、

之が通話料金に關し全面的改訂を加へるの必要を生じ、昭和十三年七月船舶無線電話通話規則を改正したのであるが、通話料金は原則として關係船舶の有する航行區域に依り遠洋、近海、沿岸各船舶通話に區別すると共に船舶の移動性を考慮し料金の合理化を圖つたのである。

七、官應用及私設無線電話

官應用及私設無線電話は、無線電信と同様大正四年無線電信法及私設無線電信規則の制定竝に大正九年「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令の改正に伴ふ官應用無線電信無線電話規則の制定等に依り、昭和十四年九月末現在其の數は陸上に於て官廳事務用十六、官廳實驗用三十七、私設事業用三十六、私設實驗用三十一、又船舶に施設するもの官應用二十二、私設四百七十五、又航空機に施設するもの私設二十九に達して居る。(官應用及私設無線電話統計二九八頁參照)

6. 放送無線電話

一、放送無線電話の起源

放送無線電話は西歷一九二〇年(大正九年)十一月、米國ピッツバーグ市ウエスチングハウス電氣會社がKDKA放送局より音楽、ニュース等を放送したのを以て濫觴とし、其の偉大な效用は忽ち各國の視聽を惹くに至り佛國、英國、獨逸等相亞で放送を開始するに至つた。我國に於ては大正十四年三月放送を開始した東京放送局を以て嚆矢とする。

二、經營主體

我國に於ては大正十年初頭より放送無線電話に關する制度及經營方法等の調査研究に着手したが、大正十二年民營を許可するの方針の下に放送用私設無線電話規則を制定公布したのである。然し乍ら放送事業の機能竝に國家的使命に鑑み、營利會社の經營を排し之を公益法人に委ねると共に之が經營は飽く迄不偏公正ならしめ、公共的國家的使命を達成するに努めしむる必要よりして、之を政府の嚴重な監督の下に運營せしむる方針を確立し、大正十三年末より同十四年初頭にかけて社團法人東京放送局、同大阪放送局、同名古屋放送局に對し設立及施設の許可を與へ、同年三月より七月迄の間に於て夫々放送業務を開始せしめたのである。

事業創始の當時に於ては、一般にラヂオは娛樂機關視せられ其の經營は相當困難と思考せられたので、先づ地域、人口、文化の程度等を參酌し之を前記三都市に許可したのであるが、放送開始以來僅かに一年有餘の大正十五年九月末迄に聽取者數三十四萬五千餘人に達するの盛況を示した。而して之等聽取加入者の大部分

は放送局所在の大都市市民に限られ、放送局より遠く離れた各地方に對しては其の普及十分ならず、從つて之等各地方に在つては放送局設置に對する要望極めて熾烈なものがあつた。然し乍ら之等地方に對し各別に放送局の獨立經營を許すことは、經濟的に經營困難であるのみならず放送材料にも行詰りを生ずること明らかなことであつたので、放送事業は之を全國的に統一し鞏固な基礎の下に經營せしめるのを適當と認め、大正十五年八月既設三放送局を合同し新に社團法人日本放送協會の設立を許可し、茲に内地に於ける放送事業は全く統一せられるに至り今日の隆昌の基礎を築いたのである。其後更に昭和九年五月業務運行に適正な統制を加へ且業務處理の正確と迅速を圖る爲、同協會の劃期的改組を行ひ以て事業の合理的運營を期して來たのである。

三、放送施設

放送無線電話は上述の如く大正十四年三月東京放送局の放送開始に引續き同年七月迄に名古屋及大阪放送局が夫々放送を開始したが、大正十五年八月社團法人日本放送協會の設立せられるや、同協會は内地孰れの地に於ても放送を聴取することの出来る放送設備整備に關する逡信大臣の命令に基き、放送局の増設、放送電力の増大等に關し全國的放送施設擴張計畫を樹立して爾來之が達成に努め、昭和十三年度末現在に於ては其の放送局數實に三十五の多きに達した。又之が使用電力は最初「キロワット」以下のものを原則としたが、其後鑛石式の如き簡易な受信機に依り聴取し得る様感度を増大する爲、昭和三年及四年中に前記三放送局の放送電力を一〇「キロワット」に増力すると共に、廣島、熊本、仙臺、札幌の各地に新一〇「キロワット」放送局を設置し、更に昭和六年には東京中央放送局、同八年には大阪及名古屋中央放送局も夫々一〇「キロワット」二重放送を実施するに至つた。然るに近時國際情勢の推移は尙一段と放送電力の増大を緊要とするに至つたので之が施設の擴充強化計畫を樹立し、既に東京中央放送局は昭和十二年十二月より百五十

「キロワット」大電力二重放送を実施するに至り、昭和十三年度末現在に於て放送電力は總計三九五・六「キロワット」に達する有様である。

尙近く建設に着手する豫定の放送施設は、北九州及大阪の大電力局を始め地方放送局九局、小電力の放送中繼所十箇所が數へられる。(放送無線電話施設統計三〇一、三四一、三六七頁参照)

四、聴取施設

聴取無線電話施設(數聴取者數)は放送開始以來逐年躍進的に増加し、其の總數は昭和十四年九月末現在四百五十萬に垂んとしてゐる。昭和十三年度に於ける聴取加入状況を見ると許可八十七萬八千餘、廢止二十九萬六千餘で差引五十八萬一千餘の増加であるが、この増加數は前年度増加數に比較すれば九萬八千餘の減少である。これは前年度に較べ許可件數六萬四千餘の減少、廢止件數三萬四千餘の増加に因るもので其の原因としては消費節約、貯蓄獎勵の影響、平和産業の萎縮、配電線の不足等が挙げられる。尙地方の加入増加率が都市の増加率よりも大きなことが觀取されるが、これは今次事變の勃發進展に伴ひ戰況ニュース等ラヂオに對する地方民の關心を高からしめた點がラヂオの普及に與つて力あるものと思はれる。(聴取無線電話施設統計三〇一、三四二、三六九頁参照)

五、放送無線電話制度

イ、法令關係

大正十二年放送無線電話の民營を許可する方針の下に無線電信法に基き放送用私設無線電話規則が制定せられ、出願方法、使用機器、運用方法及料金等に關する規定が設けられたが、其の後放送事業の重要性に鑑み放送従事者の選任及解任並に機器及其の裝置の検査等に關する規定が追加せられ、その他の規定に付ても

相當改正が行はれて今日に及んでゐる。

口、料金關係

(一) 特許料

特許料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が放送無線電話を施設することを特許せられたのに對し政府より課せられる所謂特權料である）創始當時は放送無線電話一施設に付一會計年度毎に五百圓の施設特許料を徴收したが、昭和三年四月より一會計年度毎に當該放送無線電話に對する聽取契約一箇に付二十錢の特許料を徴收することに改められて今日に及んでゐる。

(二) 許可料

許可料は（聽取無線電話施設者即ち聽取者が聽取無線電話を施設することを許可せられるのに對し政府より課せられる所謂手数料である）創始當時一施設に付一會計年度毎に聽取特許料として二圓を課して居たのを其の後一圓に引下げた。更に聽取普及に資する爲昭和三年四月より之を改め許可料として施設許可の際一回限り一圓を課することとして來たが、時局に鑑み一層聽取者の普及促進に寄與する爲昭和十四年十一月より許可料を五十錢に減額されることになり、且之れは特殊のものを除き日本放送協會に於て負擔し代納することに改められる筈である。

(三) 聽取料

聽取料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が聽取無線電話施設者即ち聽取者より徴收する料金である）創始當時は東京、大阪、及名古屋放送局に於て各個に一定の聽取料を徴收して居た。其の後大正十五年八月日本放送協會の經營に移つてからは一律に聽取契約一箇に付き一圓を徴收して居たが、昭和三年四月より之を七十五錢に、更に昭和十年四月より現在の五十錢に値下げされた。

以上が料金制度變遷の概要であるが、ラヂオの公共性に鑑み一面不法聽取施設を嚴重に取締り公平な負擔

と其の輕減を期すると共に、他面薄遇者其の他で公益上許可料及聽取料を免除するを適當なりと認められる者に對し、免除の方法を講じて之が施設を獎勵して居り、之等許可料及聽取料を免除せられるものは昭和十四年六月末現在に於て十八萬三千六百五十六件、聽取料を免除せられるもの二十三萬八千二百件に達してゐる。

六、放送事項

放送は其の創始當時單なる慰安機關視せられたが、今や報道機關として將又國民教養機關として重要な役割を演じつゝある。今次事變以來放送事項も大改革を加へられ、内容的には自由主義的色彩のものを排して國策的講演及演藝が大部分を占めると共に、形式的には從來の型を脱した新しい試みが實施されるに至つた。即ち事變以來設けられたものに早朝ニュース、ニュース解説、今日のニュース、天津及上海よりの定期連絡放送があり、更に昭和十三年七月ラヂオ時局讀本、同年九月時局演藝、昭和十四年七月時局談話を設けた。斯くして正確な戰況の速報、聖戰の意義、日本の使命を知らしめ國民の時局認識に貢獻してゐるが、政府は最近其の政策の周知徹底を放送を通じて行ふに至つた。即ち昭和十一年林内閣の時から總理大臣がラヂオを通じて其の所信を披瀝することは新しい慣例となり、昭和十三年二月には政府の時間が設けられた。更に昭和十四年七月には精動特報が設けられ、閣議や精動委員會で決定された諸方策の趣旨を解説して精動運動の周知徹底に協力してゐる。

以上の如く國民の時局認識、輿論の統一、政策の周知徹底等の國策線に沿ふ改革の外種々の改革が行はれてゐる。昭和十三年十月開設された店員の時間は閉店後を利用して店員の慰安及智徳の涵養を目的としてゐる。昭和十四年七月放送を都市放送と全國放送に分け、都市放送には東京、大阪、名古屋の第二放送を充て、全國放送には從來の第一放送を充てることになつた。この改正は都市放送は都會、インテリ向とし、全國放

送は地方大衆を対象とするもので、この見地より全國放送と都市放送との間に内容の入れ替へが行はれたのである。

七、海外放送

在外同胞竝に諸外國人を對照として本國の正確な情報の傳達及文化の宣揚を目的とする海外放送は、昭和十一年六月一日より布哇及北米西部に向け、國際無線電話用の二十「キロワット」短波送信機を使用し、日、英兩國語に依る放送を開始したものであつて、同十二年一月より設備を擴張し五十「キロワット」放送機を以て歐羅巴向、北米東部及南米向、海峽殖民地、ジャバ及濠洲向の三方面を増設し本格的放送を實現した。同十三年一月よりは北米東部及南米向を各別に分割し、同年八月更に従來の海峽殖民地ジャバ、濠洲向放送を支那南洋向と改稱し、五十「キロワット」竝に二十「キロワット」送信機に依る二重放送を開始したが、更に時局の進展に鑑み昭和十四年七月一日より現在設備を最高度に活用して放送時間の延伸を圖り、歐洲向二時間、南米向一時間、北米東部向一時間、北米西部向一時間半、支那南洋向二時間半、合計五方面毎日八時間の放送を實施し日、英、獨、佛、西、支、葡、和の八箇國語を以て遍く全世界に呼びかけ、最も有力な宣傳機關として國際親善將又國威宣揚に寄與する處多大なるものがある。

尙之が實施には巨額の經費を要するに拘らず、之を聴取する海外の聴取者よりは何等聴取料を徴收することなく、全く國家的見地より實施し居るものである。而して最近の國際情勢の進展に對處して放送規模を大々的に擴張すべく計畫取運中である。

八、放送無線電話収入狀況

放送無線電話収入は、ラヂオ聴取者から徴收する聴取許可料（切手収入）と日本放送協會から徴收する放

送特許料（現金収入）との兩者から成つてゐる。前者は受信施設の許可申請ある場合に納付せしめる手数料であり、後者は放送施設を特許された報償として聴取者數に應じ課せられる特權料である。其の収入概況を略述すれば次の通りである。

イ、聴取許可料

大正十三年度は創業早々であつた爲収入額は僅かに一萬二千圓足らずであつたが、翌年度には一躍三十三萬圓となつた。爾來逐年増加して來たが、昭和三年度に至り従來一會計年度毎に二圓宛納付を要した許可料が許可申請の際のみ一圓に改められたので、新規聴取者は前年度に對し約二倍半に激増し乍らも収入額は却つて三割を減じ三十萬圓に低減した。其の後昭和七年、昭和十年に許可料を七十五錢、五十錢と相次ぎ低減された爲大いに利用を促し増收を來した。更に昭和十二年度に於ては好景氣の反映と支那事變の發生に因り前年度に對し十八萬圓即ち約三割を増加し八十九萬圓の収入を見たが、昭和十三年度に入り六萬圓を減じ八十三萬圓と減少を示した。之は前年度が好景氣に恵れてをつたこと及偶々今次支那事變勃發の初年に當つた爲、數局の放送開始と相俟つて新規許可料が稀に見る多數に達した等の特殊事情に基いたからである。試みに前々年度と比較すれば矢張り昭和十三年度は十二萬圓の増收となるのである。

ロ、放送特許料

創業當初は一會計年度毎に五百圓宛を徴收する規定であつたが、昭和二年度迄は假放送中であつた爲特に之を免除し、翌三年度より一會計年度毎に前年度末聴取者一名に付二十錢宛と改め以て現在に及んでゐる。従つて本収入は昭和三年度に至り始めて生じたのである。而して同年度の収入額は七萬六千圓に過ぎなかつたが、其の後聴取者數の飛躍的增加に伴ひ年々躍進を續け、即ち昭和十三年度に於ては七十萬圓に達し、前年度に對し十三萬圓割分増加してゐる。元來此の収入は前年度末現在の聴取者數に應じ増減するものであるから、十二年度の増加數は許可料事項に於て述べた如き諸種の事情に因り創業以來の最高を示した爲右の

如く増収となつたのである。

(放送無線電話收入統計三〇四、三四三頁参照)

7. 日滿間電氣通信

一、日滿間電氣通信連絡の沿革及現状

日滿間電氣通信連絡は日露戰役中敷設した佐世保大連間海底電信線を以て嚆矢とし、爾來大正八年に至る迄日滿間通信は同海底線及朝鮮中繼に依る京城奉天線に依り取扱はれつゝあつたが、同年五月朝鮮經由の東京大連線を開設し、更に逐年激増する日滿通信の圓滑な疏通を圖る爲大正十年長崎大連間に海底線を、又其の後東京、大阪、下關の各地と奉天及大連との間に有無線連絡を設定し、我國と關東州及滿鐵附屬地相互間の通信は極めて緊密となつた。而して右地域以外の滿洲地方に於ける電氣通信は主として中華民國政府の經營にかゝり、同一地域に二箇の同種事業對立し制度及手續に格段の相違があり、公衆の不利不便甚だしいものがあつたが、昭和八年滿洲電信電話株式會社の設立に伴ひ爾後同社が滿洲國に於ける電氣通信を統一運營することゝなつたので、逕信省會社間に於て、帝國政府通信系（日本内地、朝鮮、臺灣、樺太及日本委任統治南洋群島）又は芝罘日本電信局と、滿洲會社通信系（關東州南滿洲鐵道附屬地及滿洲國）との間に於ける電信電話の取扱に關し協定を締結し、兩國間通信業務は一段と飛躍を見た。當時の連絡線は海底電信三條（芝罘大連線を含む）陸上有線電信四回線（鮮滿間を除く）及無線電信三回線（鮮滿間を除く）であつたが、其の後滿洲國の基礎確立するに伴ひ彼我間通信は増嵩の一途を辿り、之に對應せんが爲有無線電信の増設を圖ると共に東京新京間及東京大連間に無線電話連絡を開設し、更に今次事變勃發により兩國間の通信は激増を見たので、曩に昭和十一年度より建設中の日滿長距離ケーブルの完成により昭和十三年大阪奉天間に待望の有線電話を開通し、尙本ケーブルに搬送波を重疊する有線電信も昭和十三年十二月以來續々増設せられつゝあ

るのである。

二、日滿間電氣通信制度

一、電 信

滿洲事變前に於ける滿洲の電氣通信事業は、關東州及滿鐵附屬地に於けるものは日本政府の、又右地域以外に於けるものは主として中國政府の經營下に在つたことは既述の如くで、前者と内地との間に發着する電報は日華電報と稱し、其の他は全て外國電報として各々異つた取扱をして來たが、昭和八年五月日滿兩國間に締結せられた「滿洲ニ於ケル日滿合辦會社ノ設立ニ關スル協定」に基き、同年九月一日以降滿洲全地域に於ける電氣通信の運營は同社に統一せられたので、逓信省は同社との間に於て帝國電信系と會社通信系との間の電信取扱に關し通信線路、料金收得分、連絡線の保守費分擔等の事項を協定し、この通信協定に基き日滿電報制度を採用することとなり、別途省令を以て日滿電報規則の制定公布を見、同年九月一日より實施せられた。その根本的な點は課金制度に語數制を採用したこと、和文電報については三語の最低限語數を定めたと、これら以外の取扱は原則として内國電報の例によることとしたにある。日滿電報の料金制度は當初普通私報和歐文とも一語十三錢とし和文は七文字一語制を採用したが、九年三月より和文八錢歐文十錢に低減し、和文は五文字一語、最低限語數を五語と變更して今日に及んで居る。今現行料金制度の概要を述べれば次の如くである。

(1) 本邦（朝鮮を除く）關東州及滿洲國との間

官	報	和	一語	六錢
	歐	文	一語	八錢

(2) 朝鮮と關東州及滿洲國との間

私	報	和	一語	八錢
	歐	文	一語	十錢
新	聞	和	一語	三錢
	歐	文	一語	四錢
官	私	報	一語	六錢
	歐	文	一語	八錢
新	聞	和	一語	二錢
	歐	文	一語	三錢

尙從來我國と在芝罘日本電信局との間に發着する電報をも本制度中に包含せしめて居たが、昭和十四年一月一日より右は日華電報として取扱はれることとなつた。

次に寫眞電信についてあるが、日滿「ケーブル」の竣工に伴ひ日滿間に寫眞電送が可能となつたので、昭和十四年九月一日より日滿専用寫眞電信制度を、同十月一日より日滿公衆寫眞電信制度を夫々創始實施することとなつた。日滿専用寫眞電信は臨時専用と短期及長期専用とに區別し、臨時専用は公衆用電話線を使用し「ポータブル」寫眞電送機に依り、短期及長期専用は日滿専用電話線に依る電送を許容するもので、之が利用者には特に許可を受けた新聞通信社に限られ、料金は臨時専用は使用時間に應じ普通通話料の三倍とし、短期及長期専用は月額又は年額の特定料金に依ることとなつて居る。

日滿公衆寫眞電信は差向き大阪奉天間電話線を利用し、左の條件を以て本邦滿洲間の寫眞電報を取扱つて居る。

(1) 取扱時間

- (2) 料
- イ、受 付 時 間 一般電報の受付時間に同じ
 - ロ、大阪奉天間寫眞電送時間 毎日午後六時より同十時迄
 - 金
 - イ、甲 號 四十三圓
 - ロ、乙 號 二十五圓
 - ハ、丙 號 十五圓

ロ、電 話

日滿間の電話に付ては昭和八年締結の逓信省會社間通信協定中に原則規定が設けてあるが、取扱方法の細部に付ては何等規定なく隨時兩當事者間に協定することゝせられて居り、昭和九年八月東京新京間に無線電話連絡開設の際、連絡時間を本邦時午前八時より午後十一時迄料金を普通通話一通話時七圓、至急通話一通話時十四圓とし、其の他は大體國內電話と同様の方法に依り取扱ふことに申合せ今日に及んで居る。尙日滿「ケーブル」の竣工に依り有線電話線の作成容易となつたので日滿間に専用電話制度を創設し、昭和十四年十月一日社團法人同盟通信社、株式會社滿洲國通信社間に福岡奉天電話線の専用を認許した。

三、日滿間電氣通信利用狀況

イ、日 滿 電 報

日滿電報制度は昭和八年九月創設、同月一日より取扱を開始した。同年度中に於ける有料電報取扱通數は發著合計約二百萬通であつたが翌年早くも四百八萬通に達した。

其の後滿洲國の基礎確立と日滿兩國關係の緊密化に伴ひ兩國間通信は毎年一割程度の増加を示したが、昭和十三年度に於ては六百三十六萬餘通の取扱があり、平均一箇月五十三萬餘通に上つた。之を前年度に比較

すれば一割五分四厘、昭和九年度に比較し五割五分七厘の利用増加であつた。これは滿洲國の政治、經濟並に産業の急速な發展と今次事變勃發以來同國が我が對支進出の重要據點となつたことに基因し、之等が當然兩國間通信の利用に反映し斯る著しい増加を來したものである。

最近の利用状況を見るに、本年四月以降七月迄の四ヶ月間の取扱通數は前年同期に比し二割一分の増加を示し、兩國間通信の利用は支那事變處理遂行と共に我が大陸政策の進展特に北支方面の事業開發に伴ひ今後益々増加の一途を辿るものと思はれる。(日滿電報統計二四一、三一七頁參照)

ロ、日 滿 通 話

昭和九年八月我國最初の對外電話連絡として日滿通話の開始を見て以來年を関する事五年、今其の経過を辿つて見るに眞に驚嘆すべきものがある。即ち創始年度たる九年度中の通話時分一萬五千分ものが十年三萬二千、十一年度三萬五千、十二年度六萬、十三年度八萬二千と累増してゐる。假に十年通話時分數を一〇〇とすると十一年度一〇九、十二年度一八九、十三年度二三四と、又これを對前年度増加割合によりみるときは昭和十一年九分、昭和十二年七割三分、昭和十三年度三割七分と驚異的激増振を示してゐる。之は滿洲國の國力發展に伴ふ必然の結果であるが、今次事變の勃發が更に之に拍車を掛け、尙此の外滿洲國側の通信施設の改善による通話區域の擴張が更に利用増加を來さしめたものと云ふことが出來やう。(日滿通話統計二八八、三三六頁參照)

8. 日支間電氣通信

一、日支間電氣通信連絡の沿革及現状

日支兩國間に始めて電氣通信連絡の設定を見たのは明治四年のことで、丁抹大北電信會社の長崎上海間海底線を以て嚆矢とする。明治の初年庶政未だ充分整はなかつた時代に既に斯る高速度通信機關が出現し、單に支那一國のみならず歐米各國に對しても電氣通信の途が開けたことは我國政治、産業、文化の發展上甚大な影響を齎したことは云ふ迄もない。然し乍ら其の後同社は英國大東電信社と提携して東亞の對外電信を獨占し、日支兩國の自主的通信網建設を不可能ならしめた結果日支通信關係は何等進展を見ず、漸く明治三十一年に至り清國電報公司所有の淡水川石山線買収に成功し對支通信の一部を自營するに至つたのである。其の後明治四十二年には大連芝罘線、大正三年には長崎上海線、更に其の翌年には佐世保青島線を敷設し對支通信は稍改善せられたが、是等は何れも局部連絡線に過ぎず而かも大北大東兩社の掣肘を受け充分其の機能發揮し得なかつたのである。仍て我國は昭和五年支那に於ける前記外國會社の獨占權終了を機とし、之等各海底線の將來に關し支那政府と種々協議を重ねたが、支那側の事情に因り遂に正式調印に至らず暫定的に従前の状態を維持することゝなつたのである。

他方無線通信に付ては昭和九年日支間無線連絡協定成立し、昭和九年六月東京上海國際電臺間及昭和十一年六月東京天津間（後本邦側連絡局を大阪に變更）の直通無線電信連絡竝に昭和十一年二月東京上海間無線電話連絡を開始し、日支間電氣通信は漸く自主獨立の域に達したのである。

尙今次事變の勃發に伴ひ長崎上海線を除くの外總ての有無線連絡は一時通信を中絶するの已むなきに至つ

たが、支那に於ける皇軍の進出に伴ひ通信連絡の應急復舊に努め、更に北、中支蒙疆の各地域に新政権の樹立せられるに及び之等各地域に於ける通信關係機關と協力し、日支間通信の整備擴充に邁進しつゝある。即ち本邦と北支方面の通信に付ては滿洲、蒙疆及華北の各電信電話會社と協力し、昭和十二年九月一日以降本邦と北支及蒙疆間に發着する電報を日滿間連絡線經由に依り取扱ひ得ることゝすると共に、昭和十三年二月大連芝罘線及同年四月佐世保青島線を、同年七月には東京北京間に無線電信回路を復舊又は増設して日、北支間通信の激増に備へ、又本邦と中支方面との通信に付ては、昭和十三年四月大阪上海（日本電信局）間無線電信連絡を増設し、同年五月には大阪上海國際電臺間無線電信連絡及同年十月には東京上海間無線電話連絡を復舊し、更に南支方面に對して廣東、厦門（鼓浪嶼を含む）、海口、汕頭との間に通信連絡の途を開いたのである。

二、日支間電氣通信制度

イ、電 信

從來日支間の電報は芝罘日海局に發着する僅少の例外を除いては總て外國電報として國際電信規則に依り取扱はれ、其の料金も「フラン」建となつて居り、和文電報の取扱はれる地域は上海、青島、芝罘、天津及北京に限定せられて居たのであるが、支那事變の勃發に伴ひ歴史的一大變革を見るに至つたのである。即ち北支那に於ける主要都市が新に軍占領下に置かれるに及んで、昭和十二年九月一日先づ北支軍用と本邦との間に日滿電報制度に類似した暫行制度に依る和歐文電報の取扱を開始し、逐次之を蒙疆、南支方面にも擴大し、一方上海方面の電報に付ても料金の低減を行ふ等、事態の變遷に對應し漸次其の態様を改めて來たのであるが、昭和十四年一月一日を期し、對北支、中支、南支を通じ日華電報制度なる新制度を實施したのである。日華電報制度の主要な特色を挙げれば左の如くである。

- (1) 日華電報は和文及歐文を骨子とし華文の電碼は和文、歐文の孰れに依るも差支へない。
- (2) 和文は五字を以て一語とし、歐文は大體外國電報と同様十五字迄を一語とする。
- (3) 日華電報一通の最低限語數は和歐文共五語とする。
- (4) 無線電報は船舶、航空機等の移動體に發着するものに限る。（固定無線に依り傳送せられるが必ずしも無線電報ではない）
- (5) 料金は日本圓建とし原則として左の通りである。

A、一般電報		官私報		和文	一語	二十錢
		歐文	一語	廿五錢		
但し日滿支官報に限り和歐文共五錢を減額する。						
B、新聞電報		和文	一語	六錢		
		歐文	一語	九錢		
C、無線料		官私報		和文	一語	五錢
		歐文	一語	七錢		
		新聞電報		和文	一語	二錢
		歐文	一語	三錢		
D、有線料		陸上局發着局間の電報料に同じ				
口、電 話						

日華間の電話通話は昭和十一年二月國民政府交通部を對手方として創始せられたもので、其の取扱は國際電話とし料金は日本圓建で三分時十五圓となつて居た。後昭和十二年八月日支事變の爲一旦休止となり、昭

和十三年十月二十日華中電氣通信株式會社を相手方として復舊するに及んで、日華電話制度なる全く新な装ひを以て再開せられたのである。又昭和十四年七月一日内地北支間及朝鮮北支間に電話通話の開始せられるに當つても其の制度は均しく日華通話制度に依ることとした。

日華電話制度の主な特色は左の如くである。

- (1) 通話取扱上の用語は原則として日本語である。
- (2) 番號通話の外指名通話をも取扱ひ、通話番號の代番號を指定し得る外に通話者の代人をも指定（指名通話の場合に限る）し得る。
- (3) 通話料に付ては三分時以上は一分毎に三分時料金の三分の一を加へる所謂料金時分制を採る。
- (4) 料金は大體均一制で左の通りである。

A、通話料（最初の三分時に付）

内地——北支間	八圓四十錢
内地——上海間	七圓五十錢
内地——南京間	九圓
朝鮮——北支間	五圓四十錢
朝鮮——上海間	八圓四十錢
B、指名料（通話一回に付）	
内地——北支間	二圓
内地——上海間	二圓五十錢
内地——南京間	二圓五十錢
朝鮮——北支間	一圓五十錢

朝鮮——上海間

二圓五十錢

猶専用寫眞電話は滿洲廻り日本北支間有線電話線の開通を機とし、之を利用する携帯用寫眞電話機に依る寫眞電信の専用制度を昭和十四年七月一日より創設した。本制度は主として情報政策上の要請に基くものであつて之が利用は新聞通信社に限られて居る。

専用料は使用時間に應じ普通通話料の三倍である。

三、日支間電氣通信利用狀況

イ、日華電報

日支兩國は政治上、通商上或は文化上甚だ密接な關係に在るは今更多言を要しない處で、従つて我對支通信の利用も極めて多數に上り對外電信創始以來常に諸外國中最も優位を占めつゝあるの狀況である。今昭和元年以降に於ける對支通信の利用狀況を概観するに、元年は百萬通を突破し、同年の外國電報總數二百三十萬に對し約四割三分強に當つてゐる。其の後日支兩國の外交關係惡化の影響を受け毎年一萬五千乃至八萬を減じ、五年後には八十六萬三千餘通に減少した。次で六年九月には滿洲事變勃發し爾來通信數は激減の一途を辿り、他方昭和八年九月新に日滿電報制度制定せられ、滿洲國に發著するものは總て本制度に依ることとなつた爲、九年は五十六萬となり、十年は稍増加して五十八萬七千となつたが十一年は又も五十四萬八千に減少し、僅に十年間に約二分の一の激減振である。更に十二年には今次事變の影響に因り各直通連絡線は一時中絶の已むなきに至つたが、同年九月より滿洲經由に依り北支との間に低料金に依る取扱の途を開いた爲、之が取扱數十二萬を加へれば十二年中の取扱數は合計五十六萬八千通となり、前年に比し稍活況を示すに至つた。次いで十三年に入るや皇軍占領地域の擴大と治安の恢復に伴ひ、邦人の進出目覺ましく通信利用頗る激増し、同年の總通數は直通線經由のもの八十萬通、滿洲經由のもの六十六萬五千通、計百四十六萬五千通を

算し、一箇月平均十二萬通餘に上り事變前の約三倍に達するの状況であつた。之等通信が事變勃發以來軍事上、政治上乃至經濟上貢獻した處は蓋し大なるものがあつたであらうが、他面第一線將士への激勵、慰問或は銃後への報道等各般に亘り演じた役割も亦決して輕視し得ない處である。

斯くの如く日華間に於ける通信の需要はまことに熾烈なものがあつたのであるが、電報制度の上に於ては或は外國電報制度に依るものあり、或は日滿電報制度に準ずるものあり、加之其の料金も比較的高額で而も區々に亘つて居た爲、日滿支間電信は凡ゆる角度から之が整理統合の必要急なるものがあつて遂に昭和十四年一月一日日華電報制度の制定を見るに至つたのである。爾來日華間通信は外國電報制度より離脱し統一した新制度の下に極めて低料金に依り取扱はれることとなつた。

之を一月以降六箇月間の實績に徴するに、總通數は百八萬八千通で此の中發信は四十九萬通、著信は五十九萬八千通、發著一日平均は約六千通に達する。尙語數は發信四百八十二萬二千語、著信六百二十萬語合計一千百二萬二千語で、之が一日平均は約六萬語となる。右の外本邦中繼にて取扱はれる滿華間又は中國相互間發著信が一箇月約九千通、語數九萬語に上る。

更に本期間中に於ける日華間通信を地域的に觀察すれば、北支通信が首位を占め其の通數約六十四萬通に及び、上海通信の三十二萬通が之に亞ぎ、以下中支通信の六萬通疆蒙の五萬通の順序である。

最後に一月の通數を一〇〇とした各月の指數を示せば、二月以降は夫々一〇一、一四〇、一二八、一四〇、一四一となり、六月に於ては一月に比し四割一分の増加となり將來に於ける増嵩の趨勢が窺はれる。

(日華電報統計二四一頁、外國電報中對手國別通語數統計二四七、三二二頁參照)

日、日華通話

今次事變勃發に因り昭和十二年八月以來對支電話連絡は中絶してゐたが、十三年十月より國際電話より分離して日華通話なる新制度の下に再び東京上海間無線電話連絡の開始を見るに到つた。再開以來日尙淺いに

も拘らず目ざましい躍進を遂げ、十三年十月中通話接續度數三百二十九度のものが十四年六月には八百六十四度と約二倍半に増加してゐる。因みに、十三年十月以降十四年六月に到る九箇月の度數合計は四千九百六十三度、時分數は二萬七千九百四十四分である。

尙十四年七月一日より大阪天津間及京城天津間に劃期的な有線電話連絡が開始せられ之亦著しい利用率を示してゐる。試みに其數字を掲げて見ると七月中大阪天津間度數五百八十一度、時分數三千八百八十九分京城天津間度數八十五度時分數四百五十二分となる。惟ふに日華通話は我が興亞大業の進展と共に將來益々利用増加を示すことであらう。(日華通話統計二八九頁、國際通話中經過線路別通話統計三三七頁參照)

9. 國際電氣通信

一、電 信

1. 對外電信連絡の沿革及現狀

我國の對外電信連絡は、明治三年丁抹の大北電信會社が帝國政府の免許を受け、長崎上海間及長崎浦鹽間に各一條の海底線を敷設して本邦と諸外國との間に發著する電報の取扱を開始したのに其の端を發して居る。其の後明治十六年に至つて右の兩海底線は各二條に増加せられ爾來三十年間我國唯一の對外電信連絡線であつたが、領臺後の三十二年には清國電報公司より淡水川石山間海底線を買收し、又明治三十九年に至つては小笠原島及グワム島を經由する日米間海底線連絡の開通を見、茲に本邦對外通信は一方の活路を見出すに至つた。同線は米國商業太平洋海底電信會社との協定に依り、同社が有する桑港より布哇、ミッドウエー、グワムを經て馬尼刺に至る海底線と、東京より小笠原島までの本邦敷設の海底線とを小笠原島及グワム間を接ぐ前記の海底電信會社の海底線に依つて連絡するものである。

次いで明治四十一年の日清電信協約に依り明治四十二年芝罘大連間海底線、大正三年朝鮮及樺太國境に於ける日ソ連絡陸線の開設を見たが、對支通信に於ては別項に於て委しく述べるが如く、大北電信會社が日本及支邦に於て享有する對外電信の獨占權に妨げられ我國獨自の連絡線建設の機を得ず、永年外國會社の羈絆を脱することを得ざる状態に在つた。然るに明治四十五年大北電信會社へ附與した獨占權が消滅するのを機とし、先づ長崎上海間に政府の海底線を敷設し大正四年より通信を開始した。又同十四年には佐世保青島間海底線の開設に依つて有線連絡に依る對支電信業務は漸次改善せられるに至つたのであるが、世界各國との

自主的通信網の設定は未だ容易に實現の運びに至らなかつたのである。

然るに無線電信の發明發達は別項記述の如く、各國を驅つて此の有力な新通信方法に依る自國電信系の建設に邁進させ國際電信界に一大革新を招來したのであるが、我國も此の機運に乗じ大正四年落石ペトロパブロウスク間に最初の國際無線連絡を開設し、次いで大正五年海軍所屬の船橋無線局を利用して布哇との間に無線連絡を開き、之を通じて日米間に新たな通信連絡を設定した。其の後大正九年五月より翌十年三月にかけて、福島縣原ノ町を送信所とし同富岡を受信所とする大規模の磐城無線電信局を新設して對米無線電信を充實し、我國對外電信事業は之に依り劃期的躍進を見たのである。

其の後政府は世界の大勢に鑑み、大無線局を建設して我國独自の國際通信系統を組成し對外通信自由權の伸長を企圖したのであるが、之には巨額の經費を要し、當時の財政状態を以てしては實現困難とせられたので民間資本に依り此の目的を達する方策を樹て、遂に大正十四年特別法に依り日本無線電信株式會社を設立し、無線電信設備は同社をして建設せしめ、政府が之を使用して必要な諸國との間に無線連絡を開始することとした。而して同社は政府の命令に基き創立以來對米、對歐、對極東南洋の通信に充つべき無線設備を建設し、政府亦之に並行して諸外國との無線電信連絡開設に努力した爲、今や我國の對外無線電信連絡は對米七回路、對歐九回路、對極東南洋十回路（對滿支通信回路を含まずこれに付ては別掲日滿、日支間電氣通信の項一六三及一六九頁に述べてある）の直通通信路を有するに至り、國際電信界に於て確固たる地位を占むるに至つたのである。

以下之等對外有無線電信連絡線別に其の概況を述べることしよう。

(一) 有線電信

有線電信連絡としては現在對滿支關係（別掲一六三、一六九頁に述べてある）を除き大北電信會社の長崎浦鹽斯德間海底線、朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線、東京グアム間海底線がある。其の各連絡線別

の概況は次の通りである。

(1) 大北會社の長崎浦鹽斯德間海底線

本線は丁抹國大北電信會社が帝國政府及露國政府より各別に免許を受け、明治四年十月五日敷設を了し同年十一月二十一日より通信を開始したものである。

本海底線は浦鹽斯德に於てロシア横斷陸線と連絡し、レニングラードに於て更に同社の海底線と連絡して英國其の他歐洲諸國に通ずるもので、歐洲方面と本邦及日支間電氣通信事項に於て述べた中華民國（長崎上海間海底線經由）との間の通信に對する最も古い歴史を有する連絡線の一つである。

(2) 朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線

本連絡線は大正三年五月一日の各電信連絡に關する日ソ間約定に依り、朝鮮國境に於ける連絡は朝鮮慶興と沿海州ノウオキエフスクとの間に造里山及ボドゴルノエを經由して建設せられ、又樺太國境に於ける連絡は敷香（ナイロ附近）とオノールとの間に建設せられたもので、大正三年十二月一日より通信の取扱を開始した。

日露戦役後の協商に依り兩國間の國交は親密の度を加へ、殊に鐵道の連絡存在する關係上兩國間に發著する電報の數も漸次増加し來り、大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及支那經由キヤクタ線の外に更に滿洲、朝鮮及樺太等の國境に於て日露陸線の連絡を設け、低廉な料金で通信の出來る途を開くことの必要を痛感するに至つたので、先づ以て露國の免許を有する大北電信會社を説得して其の同意を得た上、露國政府と協議し前記電信連絡に關する日露約定の締結を見た次第であるが、滿洲に於ける連絡に付ては支那政府に於て同意しない爲遂に實現するに至らなかつた。

(3) 東京グアム間海底線

本線は明治三十八年九月十二日附帝國政府と米國商業太平洋通信會社との間の協約に依り、政府は東

方面別	相手	地	通信開始年月日
南洋極東方面 (滿支を含まず)	マニラ		昭和六年五月四日
	パナマ		昭和四年五月五日
	サイゴン		昭和六年三月一日
	バタヴィア		昭和七年三月一日
	コロン		昭和七年三月一日
	クアラルンプール		昭和七年三月一日
	ジャバ		昭和七年三月一日
	スマタラ		昭和七年三月一日
	モリス		昭和七年三月一日
	オーストラリア		昭和七年三月一日
歐羅巴方面	倫敦		昭和五年一月二十六日
	パリ		昭和五年三月一日
	ベルリン		昭和四年四月二十二日
	ワシントン		昭和四年四月十五日
	ブリュッセル		昭和四年四月十五日
	ローマ		昭和四年四月十五日
	アムステルダム		昭和四年四月十五日
	モリス		昭和四年四月十五日
	オーストラリア		昭和四年四月十五日
	モリス		昭和四年四月十五日
亞米利加方面	サンティアゴ		昭和十二年九月二十五日
	リオデジャネイロ		昭和十年三月三十日
	メキシコ		昭和九年十月二十四日
	ブエノスアイレス		昭和七年十二月一日
	サンティアゴ		昭和七年十二月一日
	ブエノスアイレス		昭和七年十二月一日
	メキシコ		昭和七年十二月一日
	リオデジャネイロ		昭和七年十二月一日
	サンティアゴ		昭和七年十二月一日
	ブエノスアイレス		昭和七年十二月一日

京より小笠原群島中の父島迄、商太會社はグアムより父島迄夫々海底線を敷設し、父島に於て兩線を接續して東京グアム間直通と爲すものであつて、明治三十九年八月一日より通信の取扱を開始した。

本線の開通を見るに至る迄は日本は、對外電信連絡としては僅に大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及長崎上海線を有したのみで、而も日露戰役中長崎浦鹽斯德線は不通となり、我對外電信の生命は一に懸つて長崎上海線に存したが、若し不幸にして同線も亦不通となるが如きことあらば我國は全く對外通信の途を失ひ孤立無援の状態に陥るべきにより、他に通信線路を開設するの必要を痛感し、最初の計畫としては東京グアム線を日本の手にて敷設せんとし、グアム島に於ける陸揚權に付米國政府の意嚮を探つた處開戦中の日露兩國は孰れも米國と友好關係に在るので、米國は右の陸揚權を日本に附與することは其の宣言した嚴正中立と一致しないと言ふ點がある爲右計畫實行の可能性なく、遂に之を變更して本線の開設を見るに至つたものである。

本線は主としてアメリカ通信を取扱ふことを目的とし其の大部分は本線を通過した處、日米間無線連絡の開設竝に特に最近本邦側の無線利用宣傳施設の徹底化により大打撃を受けた。本線の施設に關する協約の有効期間は三十箇年で、昭和十年九月十一日限り滿期となるので同年八月三十日更に追加協約を締結し五箇年の延長を爲した。

尙本線は毎日一定時間東京父島間の通信を取扱ふ爲其の時間中日米直通を休止してゐる。

(二) 無線電信

無線電信連絡に付ては左の通りであるが、之等は殆んど日本無線電信株式會社(昭和十三年三月以降國際)の提供する設備を使用するので、政府の設備にかゝるものは地方的の一部分しかない。(左表※印は政府設備線である)

方面別	對	手	地	通信開始年月日
	ボーン	ベイ		昭和八年一月十一日
	ペール	ロート		昭和八年一月十一日
	※ベトロ	ハプロフスタ		大正四年十一月一日
	※ラバウル	(ニューギニア)		大正四年十二月一日
	※香港			昭和五年十月十八日
	※マニラ			昭和七年三月一日

以下各連絡線別にその概況を述べることにする。

(1) 桑港RCA社線

本連絡は従来のハワイ中継を直通に改め昭和三年六月送信を、同年九月受信を開始したもので、本邦と南北アメリカ、歐羅巴及アフリカ等との間の通信を取扱つてゐるが、現在北アメリカとの通信の約五十五パーセント迄は本連絡経由で取扱はれて居る。連絡状態極めて良好で常に一分間百語以上の高速度通信を行ひ得るので電報は著しく速達することとなり、東京桑港間は二十分内外、東京紐育間は三十分内外にて到達して居る。

(2) 桑港マツケイ社線

本連絡は昭和九年十一月十五日より開始したもので、本邦とアメリカ地方及ハワイとの間の通信を取扱ふ。本直通連絡の開設に依りアメリカ方面との通信は一層速達することとなつた。連絡状態は同様極めて良好である。

(3) 桑港プレスワイアレス社線

本連絡は昭和十三年十月一日より開始したもので、本邦とアメリカ合衆國及ハワイとの間の新聞電

報のみを取扱ふ。しかも本連絡經由新聞電報に對しては他線經由のものに比し著しく料金の低減を行つた爲、新聞電報の取扱数は漸次増加しつゝあり、對米情報宣傳政策上寄與する處大なるものありと思料せられる。連絡状態は相當良好であるが、双方設備に尙改善の餘地がある。

(4) ブエノスアイレス線

本連絡は昭和七年十二月一日開始したもので、本邦と南アメリカとの間の通信を取扱つて居る。本直通連絡の開設に依り従來北米又は歐羅巴を迂廻經由した南米通信が相當速達することとなつたので、此の方面への電報利用者の利便は尠からず増大せられ、従前に比し兩地間通商貿易の發展に多大の貢獻を爲しつゝある。

(5) メキシコ線

本連絡は昭和九年十月二十四日より開始したもので、本邦とメキシコ間に發着する通信を取扱つて居る。従來同地に發着する通信は北米を迂回したが、本直通連絡の開設に依り電報料金を相當低減し得たと共に通信も又速達することとなつた。

(6) リオデヂャネイロ線

本連絡は昭和十三年三月三十日より開始したもので、本邦とブラジル間通信は勿論其他南アメリカ各地發着電報をも取扱ふこととし、南米通信の速達を計ると共に電報料金を相當低減したので、對南米貿易の發展に資するところ尠くない。

(7) サンティアゴ線

本連絡は昭和十二年九月二十五日より開始したもので、本邦とチリ國及ペルー國間に發着する通信を取扱ふ。

(8) 倫敦、巴里、伯林、ワルソーの各歐洲線

倫敦線は昭和五年一月二十六日、其の他は何れも昭和四年四月十五日より双方通信を開始したもので、主として歐羅巴各地との間の通信を取扱ふ外アフリカ方面に發着する通信をも取扱ふ。之等直通回線の開設前に於ける歐羅巴及亞弗利加方面通信は、大部分浦鹽線又は香港線經由にて疏通せられたる爲諸種の不利益を被つて來たのであるが、此等各回線の開設に依り右不利益を克服して吾が外交上將通商上貢獻する處多大なるものある。

(9) 壽 府 線

昭和七年二月二日本邦壽府間に本連絡が開始せられ、主として本邦、瑞西國間の通信を疏通して居る。
アムステルダム線

(10) 本連絡は昭和十年二月二十五日より開始せられ、本邦と歐羅巴各地及蘭領西印度との間に發着する通信を疏通して居る。

(11) オ ス ロ 線

本連絡は昭和十一年五月一日より開始せられ、主として本邦と諸威其他北歐諸國との間に發着する通信を取扱つて居る。

(12) モ ス コ ー 線

本連絡は昭和十一年七月五日より開始せられ本邦と歐羅巴露西亞との間の通信を疏通して居る。

(13) マ ニ ラ 線

本連絡は昭和六年五月四日より開設せられ、その取扱通信の範圍は本邦とヒリツピンとの間の通信の外本邦シナム間、フィリツピン歐羅巴及西部亞細亞諸國間等の各通信である。連絡状態は甚だ良好である。

(14) バ ン ド ン 線

本連絡は昭和四年十月五日より開設せられ、その取扱通信の範圍は本邦と蘭領印度及濠洲との間の通

信である。昭和六年五月双方の施設を根本的に改善以來通信成績は著しく良好となり、其の經過時分の如きも三、四十分となつた。南洋方面に於ける本邦貿易の發展目覺しいものがあるのは本連絡が與つて力あるものと言ふことが出来る。

(15) サ イ ゴ ン 線 及 バ ン コ ッ ク 線

サイゴン線は昭和六年五月四日、バンコック線は昭和七年三月一日より運用を開始せられたもので、夫々本邦と佛領印度支那及シヤムとの間の通信を取扱ひ、此の方面への電報利用者に相當の利益を與へて居たが、昭和八年十月施設の改善を行ひ疏通成績一層良好となつた結果、最近本連絡を利用する者急激に増加して來た。

(16) ボ ン ベ イ 線

昭和八年一月開始せられ本邦と英領印度及アフガニスタンとの間の通信を取扱つて居る。英領印度との通信は従來海底線經由の一途のみで、且數中繼を要した爲電報の誤謬率及經過時分の如きも尠くなかつたのである。而も本邦と同地との通商關係特に密接なのに鑑み、本連絡の開始は日印通商貿易に貢獻するところ多大なものがあつた。尙連絡状態頗る良好で常時高速度通信に依る取扱をしてゐる。

(17) ベ ー ル ー ト 線

本連絡は昭和八年一月十一日對ボンベイ連絡と同時に開始したもので、主として本邦と西部亞細亞及アフリカ諸國との間の通信を疏通して居る。其後大いに設備を改善し益々良好な通信成績を擧げてゐるので、エジプトを足場として同方面へ發展せんとしつゝある本邦通商貿易に寄與する所尠くない。又最近歐羅巴各地發フィリツピン宛通信、歐羅巴各地發中華民國宛通信、レバノン（シリア）及エジプトと中華民國通信等をも中繼することゝなつた。

(18) 其の他の無線連絡

落石とペトロバウロフスク、臺北と香港及マニラ、南洋トラツクとラバウルとの間の無線連絡は何れも地方的のものであるから取扱電報数は多くないが、當該地方の電報利用者に対しては相當の便益を與へて居る。

以上の如く本邦と世界各國との間に發着する電報は大部分無線電信に依つて送達せられるが、唯アフリカの一部、香港等は海底線に依らなければ到達しない状態に在り、其の他本邦と通商關係深い白耳義、瑞典、中部亞細亞諸國、カナダ、アルゼンチン、チリ及ブラジルを除く南米諸國とは、全經過の一部が無線電信により送達せられるのみであるが、之等各地に對しても無線電信直接連絡を設定すべく交渉中である。

ロ、對外電信制度

外國電信に關する法令制度としては當初海外通信の取扱を大北電信會社に委ね、會社局と各地の發受信人との媒介を爲す程度に止つたが、明治十二年には正式に萬國通信聯合に加盟し萬國電信條約及附屬業務規則を施行するに及んで海外信の取扱は完全に政府の手に收めることとなつた。萬國電信條約は西曆一八七五年即ち明治八年露都聖彼得堡に於ける會議に於て締結せられたもので、爾後明治四十一年のリスボン會議に至るまで六回の會議に我國も參加して其の都度附屬業務規則に修正變改が加へられたが、條約については何等改正を見なかつたが、やがて大正八年ヴェルサイユ條約作成の際に於ける「主たる同盟及聯合國は速に國際會議を召集して陸上電信、海底電信及無線電信の國際的狀態を審議し、併せて全世界に對し公平均等に通信の利便を供給する趣旨の勸告を提議すべし」との決議に基き、その準備會議が翌大正九年華盛頓に開催せられ、萬國電信條約及無線電信條約を併合した萬國電氣通信條約案を決定して各國に配付し、その後大正十四年巴里の萬國電信會議、昭和二年華盛頓の國際無線電信會議に於て、何れも兩條約の併合統一を考慮すべき旨の希望を表明し、次で昭和七年マドリッドに開催の萬國電信會議及國際無線電信會議に於て兩條約を統合して國際電氣通信條約を決定すると共に、從來の電信聯合及無線電信聯合を解消して新に國際電氣通信聯合を

形成し、これに依つて國際電信電話及無線通信の國際統制を完ふることが出來たのである。かくて同條約及附屬電信規則等はその中至急電報及書信電報に關する規定を昭和八年四月一日より、その他を昭和九年一月一日より實施した。

我國の外國電報規則は明治四十二年に制定せられ、その後國際業務規則の改正の都度小改正を行つたが、大正十五年巴里改正の國際業務規則實施に當り外國電報規則を改定し、更に昭和九年一月から國際電氣通信條約及同附屬電信規則等が實施せられることとなつたので、在來の外國電報規則を廢止し新に外國電報規則を制定した。之れが現行の外國電報規則である。尤も昭和十三年二月埃及國カイロに於て開催せられた國際電信、電話會議及國際無線通信會議の結果前回のマドリッド會議に於て制定せられた附屬電信規則等が全般的に改正せられたのと、又支那事變勃發以後大陸に於ける新事態に即應して從來の外國和文電報制度が廢止せられ、新に日華電報規則を制定して昭和十四年一月一日より實施せられることとなつたので、外國電報規則等にも必要な改正を加へられ同じく昭和十四年一月一日より實施せられることとなつた。

又外國電報料金は當初は外國會社の獨占に禍され極めて高額であつたが、機會ある毎に其の低減を圖り、殊に無線電信に依る直通連絡の開設に當つては常に二、三割程度の減額が行はれてゐる。又其の告示方法は當初邦貨を以てしたが、昭和八年からは金フランを以て告示し、實際に料金を納付する場合別に定むる換算割合に依り邦貨に換算することに改められ、金フランに對する邦貨換算額は毎年三箇月毎に告示せられることとなつた。

次に外國電報の特別電報の沿革を観るに、外國新聞電報規則が明治三十年に制定せられて對外新聞通信の料金を低減し、大正二年後廻電報の取扱を開始し、大正四年には長崎上海間海底線により外國和文電報の取扱を開始し、又大正十一年には青島との和文電報取扱方法を制定し、大正十五年にはクリスマス及新年祝賀の特別外國電報を創始して低減料金を以て取扱ひ、昭和四年には後廻新聞電報を設けて特別低減料金を課し、又

翌昭和五年には書信電報の制度を開いて後廻電報よりも更に料金を低減し、昭和十年から復活祭祝賀電報の特別取扱を開始して居る。

最後に國際電報放送に付てあるが、近年國際間に於けるニュース報道の有力な手段として無線電報放送が盛んに行はれ、各國は其の情報政策遂行の爲強力なる無線電報設備を専有し情報の頒布及蒐集に努めてゐる。本邦に於ても此の強力無線電報設備を利用し我國の事情を正確に海外に知らしめる目的で、大正十四年對外放送電報制度を創設し、電通、帝通、東方通信等の新聞通信社に利用せしめたが、近時我國の政治的、經濟的國際地位の向上に伴ひ此種情報頒布の徹底を期する必要一層切實となつたのに鑑み、昭和十年十二月國際放送電報規則を制定すると共に翌昭和十一年一月一日より新に設立せられた同盟通信社の提供するニュースに限り放送することとなり、斯くて本國國際放送業務は一層充實擴張せられることとなつた。

而して昭和十二年七月支那事變勃發するや國際宣傳戰に對應する爲、我國の正確なニュースを急速に海外に頒布するの必要を益々痛感し、同年八月より放送回數を一躍倍加し四六時中間斷なく情報を傳送すると共に放送設備の改善を斷行し今日に至つた。今其の概要を示せば左の通りである。(昭和十四年九月末現在)

(1) 對外放送電報(送信)

羅馬字綴日本語	一日三十一回	五千九百語
極東南洋及北米西岸各地向		二十九回
華盛頓向		一回
歐洲各國向		一回
英語又は佛語	一日十三回	六千語
北米南米向		四回
北歐南歐向		四回

太平洋沿岸向

(2) 外國放送電報(受信) 一日十回 二千五十語

五回

放送地

ナウエン、パリ、ローマ、サイゴン

ハ、外國電報利用狀況

明治四年八月大北電信會社に於て敷設した長崎上海間海底電信線に依り歐羅巴以遠と通信を開始したのが外國電報の嚆矢である。然し之れは會社の長崎電信局に於て受付配達をなし日本國內は郵便に依つたのであるから、我國電政上外國電報の取扱は明治六年四月國內傳送を帝國電信線に依り長崎に於て大北會社線と連絡した時より始まる。

當時外國との交渉は極めて少く、貿易も五千萬圓内外であり、殊に外國電報に日本語の取扱をしなかつたこと、國內の電信連絡が甚だ不充分であつたこと等が外國電報の利用を阻害し、創業以來數年間は發信通數一萬に満たない狀況であつた。其の後國內電信網は漸次整備せられ、他方明治十二年には萬國電信條約に加盟し、翌十三年には外國電報に羅馬字に依る日本語使用が認められる等外國電信の基礎漸く定まるに及び、其の利用も漸増の一途を辿り明治二十年には發著合計五萬通を算するに至つた。

爾來日清、日露、日獨等各大戰の結果我國の國際界に於ける政治的、經濟的地位は飛躍的發展を遂げ、之に伴ひ對外通信の利用も亦非常な躍進を見たことは勿論である。特に滿洲事變を契機とする我國の國際的地位の向上と我商權の目覺ましい海外進出は愈々對外通信の發展を促し、今次支那事變勃發第一目たる昭和十二年に於ては其の取扱通數は實に二百四十六萬餘に上り、我對外通信創始以來の最高記録を樹立するに至つた。

然し乍ら昭和十三年に入るや漸く支那事變の影響を受け外國貿易の不振等に依り、取扱數は一月以降漸次減少し、他方昭和十三年九月以降本邦中國間通信中滿洲經由のものは外國電報として計上されなくなつた爲、

外國電報の増加率は愈々緩慢となり、昭和十三年中に於ける發著總通數二百三十三萬五千通、語數三千七百七十三萬六千語で、之を前年同期に比すれば通數五分四厘、語數七分の減少を示すに至つた。

次に之等電報が主として如何なる地域に發著したかに就て觀れば、中華民國（昭和十三年中は外國電報として計上された）が首位を占め其の通數合計八十萬通（滿洲經由本邦北支間通數六十六萬五千を加へれば百四十六萬五千通に及ぶ）に上り、第二位は北米合衆國で其の通數二十六萬一千通、更に印度の二十一萬六千、英國の十六萬六千、濠太刺利の七萬八千、獨逸及蘭印の各七萬三千、比律賓の六萬五千、香港の六萬一千等順次に次いでゐる。

更に主要國別に取扱狀況を前年と比較して見ると、米國以下相當の減少を示したのに拘らず對中華民國通信のみが前年の四十九萬八千通（滿洲經由本邦北支間通數十二萬を加へれば六十一萬八千通）に比し、一躍顯著な増加を示したのは、新東亞建設工作の進捗振りを裏書するものである。

次に有無線の利用割合に觀るに、昭和十三年に於ては激増した日華間通信が主として佐青線又は帝國政府上海線等に依り疏通せられた爲、總體から觀れば無線の利用率は多少低下を來たし、無線有線各語數の總語數に對する割合は無線五割九分六厘有線四割四厘となり、昭和十二年の無線六割有線四割に比し稍低調を示したが、日華間通信を除外した第三國通信に於ては無線六割六分、有線三割四分と極めて好調を示し、之を昭和九年の有線六割無線四割に對比すると僅か四年間に於て全く逆現象を呈するに至つたもので、無線の進境の程が肯かれる。

最後に最近に於ける利用狀況に付て記述することとする。昭和十四年一月一日、日華電報制度の創始に伴ひ從來外國電報であつた對中華民國通信は日華電報として外國電報の圏外に登場することとなつた爲外國電報通數は當然激減した。これを本年一月以降五月迄の實績に徴するに、右五箇月間に於ける外國電報總取扱數は通數六十三萬九千通、語數一千二百二萬四千語で之を前年同期に比較すると、前者は二割一分七厘、後者

は一割三分五厘の激減を示したが之は主として右の事情に因るものである。尙本期間中の總語數を有無線別に比較すれば、無線七割二分八厘、有線二割七分二厘の好率を示し、斯かる好調は將來も尙持續するものと豫想せられるが、海外拂の節約を急務とする現下の情勢に照し洵に慶すべき現象である。

（外國電報統計二四二、三一八、三五頁參照）

二、電 話

イ、對外電話連絡の沿革及現狀

國際間の電話通信は西曆一八九一年早くも英佛兩國間に開始せられ、其の後歐洲内主要國に於て各隣接國との間に所謂國境通信を開設したが、一九二四年歐羅巴主要國間に長距離電話通信諮問委員會設立せられ、各國電話組織の統一を目的とし長距離國際電話の發達に努力することとなり、其の結果歐洲内電話業務は著しい進歩發達を遂げたのである。一方アメリカに於てはベル電話系に依り民營形式の經營的特長を巧みに利用して其の發達見るべきものがあり、一九一五年に於て紐育桑港間大陸橫斷電話連絡を完成した。

然るに世界的規模たる國際間の電話通信は、經濟的技術的理由に依り電信に比し發達稍遅れたが、一九二七年歐米兩大陸を結ぶ大西洋橫斷無線電話の開設せられるに及び、右は諸大陸間長距離電話通信設定の導火線となり爾後數年ならずして國際間の無線電話は急激な増加を見るに至つた。

斯く無線電話の長足な進歩は遂に世界を打つて一丸とする國際電話網を形成せんとするの情勢に立ち至り、獨り本邦のみ此の通信圏外に置かれることになつたので、本邦に於ても國際電話の急速實現を策し、無線電話設備は民間の資本を以て建設し、電話業務は政府之を運用するの方針の下に準備を進め、昭和七年此の目的の爲に國際電話株式會社の設立を見たのである。昭和九年會社の無線設備の竣工と共に政府は先づ國際電話の魁として同年八月滿洲國との間に電話連絡を開始し、次いで九月比律賓との間に國際電話連絡を開始

したのを始めとし以後蘭領印度、アメリカ合衆國、獨逸、英國、上海、佛領印度支那、泰國、アルゼンチン、ハワイ、チリ、伊太利と順次直通電話連絡を設定した。
 尙國際電話は海上航行中の船舶の領域にも及び、現在郵船鎌倉丸及靖國丸が前者は米國、布哇及比律賓方面と後者は歐洲アフリカ方面と通話を行ひつゝある。而して政府が國際電氣通信株式會社の設備を以てする國際電話連絡等の對手地及連絡開始年月日等に就ては左表の通りである。

方面別	對手地	通信開始年月日
亞米利加方面	桑港 ブエノスアイレス サンテイアゴ ホノルル	昭和九年十二月九日 昭和十二年四月十日 昭和十三年六月二十一日 昭和十三年三月二十六日
歐羅巴方面	倫敦 伯馬 羅馬	昭和十年三月十三日 昭和十年三月十三日 昭和十三年十月七日
南洋極東方面	マニラ バタビ サイゴン バンコク	昭和九年九月二十七日 昭和九年十月二十六日 昭和十一年五月一日 昭和十二年三月十一日
船舶通話	鎌倉丸 靖國丸	昭和十一年八月八日 昭和十二年八月十五日

今前記對外無線電話連絡を連絡線別に述べれば次の通りである。

- (1) 桑港線
 本電話は昭和九年十二月九日開始、本邦桑港間の無線電話連絡に依り本邦内地とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ諸國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前六時より午後三時迄（桑港時午後一時より午後十時迄）とし、料金は昭和十一年十一月一日より平日二割、日曜四割方の低減を行つた。現行料金は三分間桑港七十二圓（日曜五十四圓）紐育九十五圓（日曜六十九圓）等である。
- (2) ブエノスアイレス線
 本電話は昭和十二年四月十日開始、本邦ブエノス・アイレス間の無線連絡に依り本邦各地とアルゼンチン國、ウルグワイ國、パラグワイ國及ブラジル國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日午後七時より同九時迄及午後八時より同十時迄（アルゼンチン國側は午後六時より同八時迄及午前七時より同九時迄）とし、料金は三分間百圓である。
- (3) サンチャゴ線
 本電話は昭和十三年六月二十一日より開始、本邦サンテイアゴ間の無線連絡に依り本邦各地とチリ國との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日日本邦時午前七時より同九時迄及午後八時より同十時迄とし、料金は三分間百圓である。尙昭和十四年七月十五日よりサンチャゴ中繼に依り本邦とペルー國及コロンアビ國との通話を開始した。
- (4) ホノルル線
 本電話は昭和十三年三月二十六日開始、本邦ホノルル間の無線連絡に依り本邦各地とハワイ諸島との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前七時より午後二時迄とし、料金は三分間四十五圓である。

(5) 倫敦及伯林線

本電話は昭和十三年三月十三日開始、本邦倫敦間及本邦伯林間の兩無線電話回路に依り最初本邦と英吉利國及獨逸國各地との間の通話の取扱を開始したが、昭和十年七月一日より對手側通話區域を歐洲内二十七國に擴張し、右各國へは倫敦、伯林其の孰れを經由しても通話が出来ることゝなつた。尙昭和十一年四月十日より倫敦經由で本邦南阿聯邦間、同年四月十五日より伯林經由で本邦ブラジル間通話の取扱を開始した。而して無線電話連絡時間は東京倫敦間本邦時午後五時より午後九時迄、東京伯林間本邦時午後四時より午後九時迄とし、料金は三分間八十圓である。

(6) 羅馬線

本電話は昭和十三年十月七日より開始、本邦羅馬間の無線連絡に依り本邦各地と伊太利國との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午後六時より同六時迄とし、料金は三分間八十圓である。

(7) マニラ線

本電話は昭和九年九月二十七日開始、東京マニラ間の無線電話連絡に依り本邦内地とフィリッピン群島ルソン島内各地との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前九時より午後十時迄（フィリッピン時午前八時より午後九時迄）とし、料金はマニラ迄三分間三十一圓である。

(8) バンドン線

本電話は昭和九年十月二十六日開始、東京バンドン間の無線電話連絡に依り本邦内地とジャバ、スマトラの各地及ボルネオの一部との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前九時三十分より午後十時迄（蘭領印度午前七時五十分より午後八時二十分迄）とし、料金は日本ジャバ間三分間六十圓である。

(9) サイゴン線

本電話は昭和十一年五月一日開始、本邦サイゴン間の無線連絡に依り本邦各地と佛領印度支那との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は午前十時より午後二時迄とし料金は三十六圓である。

(10) バンコック線

本電話は昭和十二年三月十一日開始、本邦バンコック間無線連絡に依り本邦各地とバンコックとの間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日午前十時より午後十時迄（泰國時間午前八時より午後八時迄）とし、料金は三分間三十六圓である。

(11) 對米船舶通話

昭和十一年十月三十一日より桑港航路録倉丸（當時の秩父丸）と桑港電話局、又同年十二月三十日ホルルとの間に夫々無線電話連絡を設定し、太平洋航行中の録倉丸とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ及ハワイとの間に通話の取扱を開始した。通話取扱時間は午前九時より午後十時迄の海岸局時間で、料金は對米は船舶の距離に依り二段に分れ、録倉丸は桑港より五〇〇哩以内の海上に在るときは桑港へ三分間十四圓、一、五〇〇哩以内の海上に在るときは桑港へ二十八圓、紐育へ五十一圓、又一、五〇〇哩以遠の海上に在るときは桑港へ五十六圓、紐育へ七十九圓で、對布哇は船舶の位置に拘らず二十八圓である。

(12) 對歐船舶通話

昭和十二年九月二十一日歐洲航路靖國丸と倫敦、ノルドダイヒ（獨）、巴里及羅馬との間に無線電話連絡を設定し、歐洲各國及南阿聯邦、印度方面との通話の取扱を開始した。通話取扱時間は概ね毎日午前九時より十時迄（海岸局時間）で料金は經由海岸局及船舶の位置に依り異つてゐる。

(13) 對比律賓船舶通話

昭和十四年五月十八日より郵船録倉丸とマニラとの無線電話連絡を開始し、ルソン島各地との通話取扱を開始した。右は船舶が神戸香港間を航行中に限り業務を行ふもので三分間十五圓である。

ロ、對外電話制度

電話通信に關する國際上の規定としては、西曆一八八三年（明治十八年）伯林に開かれた萬國電信會議に於て萬國電信條約附屬細目規則（後に國際業務規則と稱す）中に電話通信に關する規定を挿入せられたのを以て嚆矢とし、爾來一九三二年マドリッド國際電信電話會議に至る迄條文中多少の改正を見たのみで依然として上述の國際業務規則中に包含せられて來たのであるが、一九三二年國際電氣通信條約の附屬規則として電信規則及電話規則が夫々獨立して今日に及んだのである。本電話規則は一九三八年のカイロ國際電信電話會議の結果再び改正せられ、昭和十四年一月一日より實施を見ることとなつたが、其の内容は主として歐羅巴各國相互間の國際電話業務に關する規定であつて、我國の如き歐羅巴外の諸國に於ける業務に付ては關係國間の協定に依ることとなつてゐる。

本邦に於ては昭和九年九月フィリッピンとの國際通話業務開始と同時に省令を以つて國際電話通話規則を制定し、其の後昭和十一年十月船舶通話開始に伴ひ船舶國際通話に關する條章を挿入せられた外、カイロ會議改正に伴ふ一部改正の上今日に及んで居る。尙昭和十年十二月には別にクリスマス及新年祝賀國際通話規則を制定し、又昭和十一年八月以降歐洲、アメリカ方面へは土曜日、日曜日等に特に低料金通話の取扱を開始した。

ハ、國際通話利用狀況

國際電話は昭和九年九月對比律賓無線電話連絡の開設を以て嚆矢とし同年中取扱の通話時分は僅かに二千三百餘分に過ぎなかつたが、其後對米線、對歐線及對支線等の開設に伴ひ國際電話の利用は漸次増加し、十年度には一萬分、十一年度には二萬六千分に達し、十二年度には對支連絡が八月以降中絶の状態にあつたにも

拘らず三萬分を突破するの狀況であつた。尙十三年十月より對支通話は日華通話なる新制度の下に復活したが、國際電話とは別箇のものとなつた爲十三年度中の國際通話は二萬七百餘分に減少したが事實は各回線とも増加の一途をたどりつゝあることは勿論である。今十三年度中の利用狀況を示すと次の通りである。

即ち度數は二千七百二十八度、時分數は二萬七百三十七分に達し一日平均は度數八度弱時分數五十七分弱である。之を昭和十二年度と較べると度數三分八厘、時分數一分九厘を減じてゐる。十三年度四月以降十四年度六月迄の合計度數は三千五百四十度、時分數二萬七千七百八十八分となり之を各方面別に見ると依然として桑港線が首位を占め度數千五百五十二度時分數一萬八分で夫々全體の三十三%となり一日平均時分數は二十二分弱である。次いで多いのは比律賓の四千四百七十一分平均十二分強、後は獨逸一日平均十一分強、英國五分強、蘭印四分、泰國三分の順序となつてゐる。尙注目すべきは獨逸が十二年度時分數二千八百九十五分より十三年度四千九百九分に激増した事である。（國際通話統計二九〇、三三六頁参照）

10. 外國に於ける電氣通信

一、國際電氣通信

イ、海底電信

海底電網は今を去る二十年前迄は海外電氣通信の唯一の機關として多大の勢威を示したが、英國は夙に世界の各主要地を連絡する自國系の海底線網を組織し自國をして國際電氣通信の中樞たらしむることに成功した結果、此の點に於て立後れとなつた他國は自國系の海底線網を開設すること頗る困難となり、自國の對外通信の多くが英國系の海底線網を経由することを忍ばねばならなかつた。然るに偶々出現した無線電信が短時日の間に驚異的發達を遂げ、之に依る各國間の直通通信が陸續として開設せられ好成績を擧げるに及んで、海底線通信事業は經營上に一大打撃を受け昔日の全盛の俤は漸く没し去り、今や其の一部の通信を維持することに腐心しつゝある状態であつて、海底線通信の技術上には多少の改良進歩があるにせよ専ら經營上の理由から線網の大擴張の如きは到底望み得ないことになつた。さは言へ某方面に在つては海底線事業擁護の爲に無線の進出を阻止せんと試みるものもあり、且該事業は數十年の久しき經歷を有するもの故今尙無線事業に對して勁敵たるを失はないのである。而して國際通信用の海底線は政府の經營に係るものもない譯ではないが、其の多くは隣國を連絡する比較的短距離のものに過ぎず、長距離のものは殆んど全く私企業の運営する所である。

次に各地方に於ける海底電信線の狀況を東半球、西半球に區別して概説して見よう。

(1) 東半球 大體丁抹國大北電信會社（資本的に英國と深き關係がある）の電信線網と英國イースタン電信會社及其の子會社の電信線網が各主要地を連絡してゐる。即ち大北會社は英國蘇聯邦間、長崎香港間

の海底線と蘇聯邦横斷陸線を運用して六十有餘年間極東及歐羅巴間通信の取扱をして居り、又イースタン會社は地中海經由英國印度間及アフリカ間(西廻)に、其の子會社イースタン・エクステンション會社は印度上海間、フィリッピン、布哇、濠洲間に海底線を有し、其の子會社及連絡會社の線網と連絡して歐羅巴、アフリカ及濠洲間通信を取扱ひつゝある。

(2) 西半球 英國のイースタン會社、ウエスタン電信會社、海底線及無線會社、パシフィックケーブルボード、佛國の佛蘭西海底電信會社、伊太利のイタロ海底電信會社、米國のウエスタン・ユニオン電信會社、商業海底電信會社、商業太平洋海底電信會社、オールアメリカ海底電信會社等の海底線網が各主要地を連絡してゐる。即ち

イースタン會社は西廻の英國アフリカ間海底線を運営し、南阿に於て濠洲線と連絡してゐる。ウエスタン會社は歐羅巴南米間及南米(東廻)に海底線を運営してゐる。

パシフィックケーブルボードは加奈陀より濠洲に至る海底線を有し、加奈陀經由英濠間通信を取扱ひ又西印度に於ける海底線を運営してゐる。

佛蘭西海底電信會社は佛米間海底線を、又イタロ海底線會社は歐羅巴南米間海底線を夫々運営してゐる。商業海底電信會社は歐羅巴北米間に多數の海底線を運営し、歐米間通信に付ウエスタン・ユニオン會社と競争關係にある。

商業太平洋海底電信會社は米國と日本、支那、フィリッピンとの間に海底線を有し、極東と米國との間の通信を取扱ひつゝある。

オールアメリカ海底電信會社は西印度及南米諸地方に多數の海底線を運営してゐる。

其の他西印度地方に數個の海底線會社が其の海底線を運営しつゝある。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線亘長(一九三四年現在)を擧げれば次の通りである。

國	別	海底線數	海底線亘長	國	別	海底線數	海底線亘長
英	國	六	一六、六〇〇	埃	及	二	一九七
佛	國	三	五、九七〇	ア	デ	二	一一
加	奈	三	一、三三〇	海	植	九	一
米	國	二	七、六〇〇	英	領	六	五九
西	班	二	三、六〇〇	香	印	六	六
アル	ゼ	一	三、六〇〇	上	海	六	六
伊	太	一	二、四〇〇	蘇	聯	五	六
伊	太	一	一、四八七	白	耳	四	五
葡	萄	一	二、一八〇	蘇	聯	四	四
獨	逸	一	六、三〇〇	コ	ロ	四	四
ア	ラ	一	三〇	コ	ロ	四	四
ラ	ジ	一	三〇	コ	ロ	四	四
ア	ラ	一	三〇	コ	ロ	四	四
ラ	ジ	一	三〇	コ	ロ	四	四

口、無線電信

無線電信は其の發達の初期に於ては主として陸地と海上船舶との間の通信並に海上船舶相互間の通信に利用されたものであるが、此の方面に於ける利用は連絡電線を必要としない無線電信の特異性に基くものであつて、現在に於ても無線電信業務の最も重要な役割はこの點に在ると考へられる。殊に先年海上人命安全條約に依り海洋航行の船舶に無線電信の施設が強制せられるに及んで船舶無線電信は飛躍的の増加を來したものである。無線電信は又標識及方位測定等の特殊方面に於ても其の威力を認められ、世界各文明國の沿岸には相續いて此の種の特殊無線局が施設せられつゝあり、更に近時航空事業の發達に隨ひ航空通信用無線設備の

普及も著しいものがある。
 然るに無線は常に有線電信の企及し得ない海上との通信に於て右の如き著しい發達を見たのみならず、從來有線電信の獨舞臺であつた陸地相互間の通信にも亦有効に利用せられ得る事實が證明せられるに至つた。茲に於て列國は此の方面に於ける無線電信の重要性を認め、殊に自國系の海底線網の開拓に立後れとなつて苦澁を嘗めつゝある多數の國は、無線電信に依つて独自の對外通信系を建設し以て國際通信上有利な地位に立つことを企圖し、本國と植民地との間は勿論、其の他通商關係等の密接な諸國間の直接無線電信連絡樹立に努力してゐる。此の傾向は其の後長足の進歩を遂げた短波装置の利用に依り益々助長せられ、既存の海底線網に對立して一大勢力を形成するに至つた。今其の概要を示せば次の通りである。

(1) 五大洲に於ける國際無線回路數

區別	回 路 數
亞細亞洲	三三
歐羅巴洲	三六
亞佛利加洲	三三
亞米利加洲	三九
太平洋洲	一〇八
計	一、三五

(2) 國際無線電信回路の官營及私營の別

官 營	私 營	計
七六〇	五五五	一、三一五

(3) 各國別國際無線電信回路數

國 別	回 路 數	國 別	回 路 數
米 國	二六	佛 國	一六
佛 國	一五	英 國	一四
獨 逸	一四	佛 國	一三
英 國	一三	佛 國	一二
佛 國	一二	佛 國	一一
佛 國	一一	佛 國	一〇
佛 國	一〇	佛 國	九
佛 國	九	佛 國	八

(1) 主として陸地相互間の國際無線電信に付各國の現状を一瞥するに、

英 國
 從來世界各地に自國系の海底線を有し世界電信上の覇權を握つてゐたが、無線電信に於ても自國通信系の擴張を企圖し、一九一二年早くも本國及海外領土を連絡する無線網の計畫を樹てたが大戦のため其の實施を妨げられた。其の後マルコニの研究に係るビーム式短波無線通信方式に依る「帝國無線計畫」を決定しマルコニ會社をして各地に無線局を建設せしめ、一九二六年（大正十五年）に開始した英本國及加奈陀間通信を初めとし、濠洲、南阿聯邦及印度とも同様の連絡を開設し政府に於て之を運用した。一

方マルコニ無線會社は一九二五年自ら通信事業を行ふ特許を受け、南米、北米、歐洲諸國、埃及、日本、泰國等との間に通信連絡を開始した。

然るに之等無線電信網の活躍は自國系の海底電信會社に對し經營上の大打撃を與へるに至つたので、英國政府は之が調整策に付考究の結果一九二八年（昭和三年）右無線と海底線とを合同せしむることに決し、同年九月資本金三千萬磅の「海底線及無線會社」を設立し、同國の國際有線及無線電信は少數の官營無線局を除く外同會社をして統括經營せしめることとした。

次に無線電信に依る對外放送に付ても英國は逸早く之が利用に著目し、ルーター通信社に對しラグビ
ー無線局及オックスフォード無線局の使用を許し、新聞放送は毎日十八回、經濟市況の放送は毎時間三
回乃至十回之を行ひ一日百四十回を超える對外放送を爲しつゝある。右の放送は歐洲各國の主要都市に
於て最も有効に利用せられてゐる。

(2) 米 國

米國は其の有する無線局數に於て列強に冠たるのみならず、世界各地との通信連絡に付ても東海岸に
於ける紐育局及西海岸に於ける桑港局の如き大規模の局を有し、前者は英、獨、佛、其の他歐洲大無線
局並にブラジル、アルゼンチン等の南米大無線局との間に、後者は日本、比律賓、蘭領印度、ハワイ、
佛領印度支那、中華民國等の大無線局との間に直接無線電信連絡を行つてゐる。右兩局は米國無線電信
會社（通稱R.C.A.）の子會社たる米國無線通信會社（R.C.A.コンミュニケーションズ）の經營する
所である。R.C.A.社は歐洲大戰前米國最大の無線會社であつた米國マルコニ無線電信會社の後身であ
つて、一九一九年成立、爾後多數會社の特許權を獲得利用し無線機器の製造販賣其の他各種無線電氣關係
の業務を行つてゐたが、其の規模の擴大するに及んで一九二九年（昭和四年）通信部を獨立せしめてR
・C・Aコンミュニケーションズとし他の業務と分離することとなつた。R.C.A.社は米國の老大な資本

力を利用して南米、歐洲及二、三流國の無線局建設に參與し米國勢力の扶植に努める所があつたが、中
華民國政府に對しても自社の無線機を購入せしむることに成功し、上海無線局を請負建設し一九三〇年
（昭和五年）十二月前記桑港局と直通通信を開始した。

米國の對外無線電信はR.C.A.の外尙局部に事業を經營する二三の會社があるが、最近國際通信界に
進出目覺ましいものにマツケー無線電信會社がある。同社は國際電話電信會社（通稱I.T.T.）通信系
統の一部を爲すものであつて、一九二九年（昭和四年）以來無線界にも進出し、現在に於ては桑港紐育
間其の他九個の國內無線連絡を初めとして紐育南米間、紐育歐洲間、桑港ホルル及マニラ間、桑港上
海間、桑港東京間等の多數の直通無線連絡を有するのみならず、前記I.T.T.の資本を背景として海外
進出に努めてゐる。

又I.T.T.系統の有線電信會社オール・アメリカ・ケーブルス會社も祕露國を中心として無線通信を各
方面に開設しつゝある。尙情報頒布機關としては一九二七年（昭和二年）米國プレス・ワイアレス通信
社と稱する米國新聞を代表する通信會社が設立された。同社は海外との新聞連絡を行ひ實費を以て業務
を提供するものである。現在同社は十五の無線送信所を有し、其の内最も有力な局は紐育にあり、巴里、
倫敦、羅馬、ハヴァナ、メキシコ等との間に新通信連絡を有する外東洋方面への放送業務も行つてゐ
る。同社の桑港局は最近我が東京局とも新聞通信専用の無線連絡を設定した。

以上の如く米國無線界は主として私企業の活躍に放任されてゐたものであるが、國際及國內の情勢は右
の如き放任的態度を持続することを許さなくなつたので、米國通信政策の統一を期する目的を以て一九三
四年（昭和九年）米國議會に聯邦通信委員會と稱する政府機關を設置し、統一ある通信政策の施行に任せ
しむることとした。尤も本委員會の効果は對外通信上に於ては未だ決定的革新を齎らすに至つてゐない。

(3) 佛 國

同國對外無線電信は主として特殊會社たる佛國無線會社「コンパニー・ラジオ・フランス」の經營する所である。同社は巴里郊外サンタニーズに大無線局を有し、歐洲諸國、南米、北米、日本、泰國等の各直接通信を行つてゐる。政府は又巴里、ボルド、リオン等に自ら大無線局を有し同國各植民地との同國植民地には既に夫々大無線局設置せられ、悉く本國と直接又は間接に連絡を保持してゐる。同國は從來世界海底線を制御した英國に比し國際通信上不利な地位に在つたが、近時其の無線網計畫の遂行に依り國際及對植民地通信上の地歩を確保するに至つた。

次に無線電信に依る對外的新聞放送として、巴里無線局の放送する新聞電報の語數は毎日北米方面へ八、五〇〇語、南米方面へ一五、〇〇〇語、東洋方面へ三、〇〇〇語及印度支那方面へ一、〇〇〇語であつて、何れもアヴァス通信社の提供する所である。尙同社は右の他比較的近距离地方へ向けリオン無線局を使用して約二十回の新聞放送を爲してゐる。

(4) 獨逸

獨逸は二十世紀初頭佛國と共に英國の海底線制覇に對抗して自國系海底線網の結成に努力したが、大戰の結果全く此の政策を放棄するの已むなきに至つたので、茲に無線に依る通信網計畫の實行に着手し先づ歐洲諸國との無線連絡を政府自ら行ひ、歐洲以外の諸大陸との無線連絡を特殊會社たる「トランス・ラヂオ」社をして行はしむることとした。同社は伯林近郊ノウエンに世界的大無線局を建設し、南北アメリカ、日本、比律賓、蘭領印度、埃及等と直通通信を開始した。右「トランス・ラヂオ」社の對外通信は一九三二年（昭和七年）之を政府の手に買収し海底線を除く全對外通信を統一した。尙對外的新聞無線放送は獨逸通信社をして毎日十數回ノウエン無線局を使用して放送を爲さしめてゐる。

(5) 和蘭

和蘭本國と蘭領印度間の通信連絡の爲一九二四年（大正十三年）早くもジャバ島のマラバル及本國のコートヴァイクに大無線局を建設して兩地間の無線連絡を開始し、西印度方面の植民地に對しても自主的通信連絡の樹立を期した。本國コートヴァイク局は其の後米國其他の諸國との直通通信の開発に充て、日本との直通連絡も亦昭和十年二月から實施した。尙蘭領印度に於ける無線局は東京局、米國桑港局、獨逸ノウエン局、佛蘭西サンターシーズ局、佛領印度支那西貢局及比律賓マニラ局等との間に直通通信を行つてゐる。

(6) 伊太利

特殊會社たるイタロ・ラヂオ社はローマ、ミラノ等に大無線局を有し、歐米諸國及東京局との連絡局等との連絡通信を營んでゐる。又政府は自ら有する無線局を以て主として自國海外植民地との通信を行つてゐる。

(7) 露西亞

モスコ―無線電信局に依り日、佛、獨、伊、土等の歐洲諸國との無線連絡を營んでゐる。

(8) 濠洲

先年の英帝國會議に於て濠洲政府は英帝國と濠洲との直通通信路の完成を約したが、是は同國に於て無線通信権を有してゐたアマルガメーテッド無線會社の事業に關係することとして、同社の資本金を百萬磅に増額して政府は其の過半數の株式を引受け、同社をして濠洲の無線通信の開拓を爲さしめることとした。同社が政府との契約に基き實現した無線電信計畫の主なものには濠洲英國間（昭和二年）及濠洲加奈陀間（昭和三年）直通無線電信連絡の開始、濠洲大陸と附近諸島との連絡設定及海岸局業務の維持發達等である。

(9) 英領印度

一九二六年（大正十五年）資本金三千萬ルビを以て印度無線會社を設立し、ボンベイ附近にピーム式無線設備を建設翌一九二七年九月より英本國との間に無線連絡を開始した。尙同地は英本國の例に倣ひ一九三二年（昭和七年）有無線を合併して Indian Radio and Cable Communications Co., Ltd. なる一會社を設立した。

(10) ブラジル國

ブラジルはブラジル無線電信會社に依りリオデジャネイロに大無線局を建設し、亞米利加各國及歐洲各諸國との通信を交換しつゝある。

(11) アルゼンチン國

アルゼンチン國はフランス・ラヂオ會社に依りブエノスアイレスに大無線電信局を有し、アメリカ各國及歐洲諸國との間に直接連絡を交換してゐる。

尙一九三四年（昭和九年）六月同國は二百五十七萬ベソの國債の發行を許可する法律を下院に提出したが、右は電信局及無線電信局の新設に充當するものとして擴張案を樹立したものである。

(12) メキシコ國

同國に於ては一八九八年以來米國系電信會社に對外通信獨占權を與へてゐた爲對外無線通信を開設することが出来なかつたが、一九二六年（大正十五年）右契約を改訂し同時に對外通信用として三局（對歐、對米及對亞細亞）を建設する計畫を樹て、獨逸テレフンケン會社の手に依りメキシコ市近郊のチャブルテベルクに無線局を建設し、中米諸國並に獨逸及西班牙との無線通信を開設した。尙昭和九年十月より東京局との間にも直通無線電信連絡を開始した。

(13) ベルギー國

最近米國オール・アメリカ・ケーブルス會社をして歐洲及南米各地との間に連絡を開設せしめつゝあ

る。

(14) 白耳義

同國は最近まで歐洲各國並にコンゴとの間に連絡を有してゐたが、最近強力な設備をブラツセルに建設中であり完成の上は對本邦通信に使用の豫定である。

ハ、無線電話

國際間の電信及電話は近年無線通信技術の發達に依り異常の進歩を見たが、特に無線電話の發達は技術上海底線に依り難い大洋横斷長距離電話通信連絡の設定を成功せしめ、一九二七年始めて大西洋を横斷して英米間無線電話回線の開設せられてより諸大陸間長距離無線電話線の數は急激な増加を見た。今や其の連絡回線數一百有餘に及び、之等の回線を通じ無線電話を以て連絡せられる國は六大洲八十餘國に亘つてゐる。而して大陸間無線電話回線に依り相互通話し得るものとせられる電話數は實に世界の總電話三千七百萬餘の内九十五%以上に及ぶ狀況である。以下主要各國に於ける國際無線電話事業の概況を述べよう。

(1) 米 國

電話施設の最も普及し世界電話數の約六割を占める米國は、國際長距離無線電話に在つては米國電話電信會社（通稱 A.T.T.）に於て一九二七年（昭和二年）一月大西洋横斷無線電話を紐育倫敦間に開始し此の種大陸間長距離電話の先驅を爲した。同連絡は今日に於ては長波一、短波三、合計四回線を有し歐洲大陸と北米全大陸とを完全に結合するものであつて世界無線電話網の大幹線を爲すものである。而して一九三〇年（昭和五年）にはアルゼンチンと、翌一九三一年にはブラジルと、一九三二年にはペル、コロンビヤ及ヴェネズエラとの間に於て夫々直接電話通信を開始し、之等の連絡に依り北米諸地方と南米諸地方との間に無線通話を取扱つてゐる。而して濠洲方面へは前記英國の中繼に依り取扱はれてゐたが最近直通連絡の開始を見た。又太平洋方面へは一九三一年（昭和六年）よりハワイと、一九三三

- 年マニラと、又一九三四年初頭より蘭領印度と無線電話を開始したが、日本との間にも同年末に之が開始を見、一九三七年五月には中華民國との間に通話開始を見るに至つた（目下中止）。
- (2) 英國
英國に於ける國際電話業務は英國郵政廳の經營するところであつて、政府局は一九二七年（昭和二年）一月前記米國との間に、又一九三〇年濠洲及南米との間に無線電話を開始した。其の後英國加奈陀間、英國南阿間、英國埃及間（以上一九三二年）、英國印度間（一九三三年）等の無線電話回線を順次實施し以て本國と重要な海外領土との間に於ける電話通信網設定計畫を大體完了した。
- (3) 獨逸
獨逸に於ける對外無線電話業務は英國と同じく政府が經營し、政府所屬局ナウエン無線局は一九二八年（昭和三年）以來アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、蘭領印度、泰國、比律賓等との間に電話連絡を行ひつゝある。
- (4) 佛國
同國對外無線電話業務は對外無線電信と同様ラチオ・フランスなる會社が經營し、一九二九年（昭和四年）南米アルゼンチンと無線電話連絡を開始してよりブラジル、コロンビア、米國等と順次直通連絡回路を増設した外、對植民地連絡としては一九三〇年開設した佛領印度支那及モロッコとの回線を有してゐる。
- (5) 和蘭
和蘭の對外無線電話は政府の經營に屬し、蘭領印度との間の無線電話連絡を一九二九年（昭和四年）一月開始し、有線電話の接続に依り歐洲諸國と蘭領印度との間に電話通話を取扱つてゐる。
- (6) 伊太利

同國イタロ・ラチオ社はローマに於ける無線に依り一九三一年（昭和六年）南米との間に無線電話連絡を開始した。

(7) 濠洲
濠洲に於ける對外無線電話は一九三〇年四月英本國との間に、同年十二月蘭領印度との間に連絡を開始したが更に最近米國との間にも直通連絡の設定を見るに至つた。

(8) 英領印度
印度に於てはインディアン・ラチオ・エンド・ケーブル會社の手に依り一九三三年（昭和八年）五月英本國との間に無線電話連絡を開始した。

(9) 比律賓
比律賓に於てはR・C・A社の無線局に依り一九三三年（昭和八年）マニラ桑港無線電話連絡を開始した。

(10) 南米諸國
ブラジルはリオデジヤネイロに於ける無線局に依り北米及英、獨、西、伊等の歐洲諸國との間に直接無線電話連絡を行つてゐる。
アルゼンチンはブエノスアイレスに於ける無線局に依り一九二九年以來順次獨、伊、英、西、米の諸國との直接連絡を開き同國及チリ、ウルグワイ兩國と歐洲諸國との間の國際通話を取扱つてゐる。

二、放送無線電話

イ、經營形態

近時世界各國に於ける放送事業は次第に國家統制的經營組織に改められ、或は直接國家管理に移されつゝ

あるのであるが、以下主要國の放送事業を概説すれば次の通りである。

(1) 英國

郵政廳長官の特許規則により公益法人英國放送協會が經營に當つてゐるが、其の放送區域はロンドン地方以下七區に分たれ各區はそれ／＼強力な中央放送局を擁し、その他必要な個所には中繼放送局が設けられて居り現在の放送局數は十六局である。又料金事務は郵政廳の所管に屬してゐる。

(2) 米國

聯邦通信委員會の監督下にある純然たる私的團體及個人經營であつて、専ら廣告收入によつてゐる結果、ナショナル放送會社(N・B・C)及コロムビア放送會社(C・B・S)の如き大會社がその中心となり多數の連鎖放送局を有してゐるが、之等放送局の經營者は新聞社、學校、百貨店、大商店、ホテル、病院及純放送局等千差萬別で放送局數は七六九局を算してゐる。

(3) 獨逸

ナチス政府成立後從來の組織經營に大變革を加へ國民啓蒙宣傳大臣監督の下に統制強化を圖つてゐる。而して實際業務の運用は獨逸放送會社が之に當り、技術設備の管理及料金事務は逓信省の所管となつてゐる。外廓團體としては宣傳省管轄下にある獨逸放送委員會及これに屬する文藝及經濟諸團體があり、全國を十放送區に分ち各區域毎に強大な中央放送局を置き現在放送局數は四四局である。

(4) 佛蘭西

一九三三年秋以來從來の無統制な状態を改めて聴取料制度に依る國營放送に改革し、その監督には政府の任命した放送中央監督局が之に當り、全國的放送局の外、全國を十二放送區域に分ち夫々中央放送局を設けてゐる。現在尙民營放送局が残存してゐるが、近き將來に於て全部國營に移管せられる豫定である。而してその特色は各放送區域毎に法人組織の聴取者團體があつて放送業務運用の中心を爲してゐる。

ることである。放送局數は二七局であつてその半數が國營に屬してゐる。

(5) 伊太利

通信大臣の監督下に伊太利放送會社これを經營し、聴取料、受信機の附屬品販賣權使用料、放送廣告料を財源としてゐる。從來他の歐洲諸國に比し遜色があつたが、近時政府は國策的機關として之が改善に努めた結果漸次効果を擧げ放送局數も四五局に達した。

(6) ソヴェート聯邦

聯邦人民委員會に直屬する放送委員會により經營せられ、この委員會は放送に關する立法權を有し又直接放送關係業務とその經營に就き特許權を有して居り、開始當初より國策宣傳、國民教化の機關として完全に統制せられてゐる。

(7) 其他

其の他の諸國に就いて觀るに、白耳義、丁抹及諾威の諸國は官營獨占事業であり、南阿聯邦、洪牙利及ルーマニヤ等の諸國に於ては民營獨占事業である。同じく民營ではあるが和蘭は非獨占事業である點に於て前者と異り、瑞典及瑞西國等に於ては官民共營の獨占事業となつてゐる。又一部官營、一部民營の非獨占事業としての形態を執るものに濠太利、加奈陀及新西蘭等がある。西班牙に於ては民營の許可滿期を俟つて漸次官營獨占事業に統制せられつゝある。

ロ、放送施設

世界に於けるラヂオ聴取施設數は昭和十二年十二月末現在に於て概數六千五百萬、放送局數は實に一千九百局に達した。近時國際情勢の複雑化に伴ひ各國共國際電波戰の落伍者たらんことを恐れ、競ふて既設設備の改善、大電力使用等放送事業施設の完璧に邁進しつゝある。

ハ、放送聴取料

放送事業經營の財源を専ら廣告放送の廣告料を以てするアメリカ合衆國及之に類する收入に依る和蘭、アルバニア及ルクセンブルグ諸國の如き無料聴取とするものを除けば、各國共聴取料は放送事業經營財源の主体を爲すもので、その經營形態の相異に伴ひ聴取料の内容も亦多種多様に岐れてゐる。

三、國際會議の概要

1、國際電氣通信聯合及會議の沿革並に現狀

國際電氣通信の發達と共に國際的協力機關の必要が感ぜられるのは當然であつた。現在國際間には國際電氣通信聯合なる機關が存在し、現行の國際電氣通信制度は右聯合に依る各國間の行政的協力に依つて圓滿なる運行を見てゐるのである。

國際電氣通信聯合は一九三二年マドリッドに於て締結せられた國際電氣通信條約に依り成立したものであるが、其の本體は従前より存在した萬國電信聯合及國際無線電信聯合の統合せられたものである。

(1) 萬國電信聯合 萬國電信聯合の萌芽とも云ふべきは國際通信に關し一八五〇年獨逸、奧地利等の間に結ばれた聯合であつて、其の後歐洲諸國間に電信業務に關し各種の條約が締結せられたが、年月の経過に伴ひ新たな國際規定の必要が感じられた結果一八六五年三月佛國巴里に國際的會合が開催せられ、茲に萬國電信聯合の創立を見るに至つた。

この電信聯合の當事國は普、奧、佛、伊、露等の歐洲に於ける二十箇國であつたが、其の他の國も其の希望に依り聯合に加入し得る様同條約に於て規定し、且電報取扱の細目に關する條約附屬規定を制定した。

本邦としては一八七二年（明治五年）羅馬會議に始めてオブザーヴァーを參列せしめ、一八七九年（明治十二年）本聯合に加入して同年倫敦會議に始めて正式委員を派遣した。

巴里會議以後開催せられる會議に付ては前回の會議に於て其の日時及場所を決定することゝせられ、一八六五年（慶應元年）の巴里會議以來別表記載の如く屢次會議を開いたが、一八七五年（明治八年）聖彼得堡會議に於て議決した條約は其の後修正を加へられず、一九三二年（昭和七年）迄其の效力を存続したのである。

(2) 國際無線電信聯合 國際間に於ける無線通信統制の必要は夙に認められ、一九〇三年先づ伯林に豫備會議を開き、次いで一九〇六年初めて同地に正式の國際無線電信會議開催せられ茲に無線電信聯合の發生を見、英、米、獨、佛、伊以下世界の主要國二十七箇國が之に加盟したが、我國は最初より本聯合に加盟した。其の後開かれた國際無線電信會議は一九一二年の倫敦會議及一九二七年の華府會議等である。

無線電信聯合を有線電信聯合に併合すべしとの説は既に第一回の伯林無線電信會議當時より行はれた處であるが、有線及無線の關係國の利害が必ずしも一致しなかつた爲其の實現を見なかつたが、其の後兩聯合を併合すべき機運濃厚となり、一九二五年の巴里電信會議、一九二七年の華府無線電信會議等に於ける討論を経て一九三二年のマドリッド會議に至り遂に之が實現を見るに至つた。併合直前に於ける電信聯合の加盟國は八四箇國、無線電信聯合の加盟國は一五六箇國であつた。兩聯合合併の結果有線及無線に共通の規定を單一條約の下に統合し、其の附屬規則として電信、電話及無線通信の三業務規則を定め、加盟國は之等三規則中の全部又は一部に調印するを要することゝなつた。斯くして本會議に参加し條約に加盟した國は世界の殆んど總ての國を網羅し、其の通信系統は地球を覆ひ完璧に近い世界聯合を形成するに至つた。

聯合の主な任務は適時會議を開き時運の進展に應じ、且通信機器の發達進歩に伴ひ國際電信電話及無線通信の運用上最も合理的且利便な制度を制定し之が運用に國際協力を圖るに在つて、國際電氣通信事業運用の基準たる國際電氣通信條約は締約國政府の全權委員を以て構成する會議に依り、又條約附屬諸規則は該規則を承認した締約國政府の代表委員を以て構成する主管廳會議に依り改正することが出来るのである。但し條

約の改正は前回の全権委員の會議に於て決議を爲した場合、又は少くとも二十箇國の締約政府が聯合の事務局所在國政府(現在では瑞西國)に改正の希望を表明した場合に於てのみ行ひ得べく、又附屬規則改正の爲主管廳會議の場所及期日は前回の主管廳會議に於て之を決定することに定められた。因みに最近の國際通信會議は一九三八年(昭和十三年)二月カイロに於て開催せられた國際電信會議及國際無線通信會議である。

尙右の外に國際電氣通信條約に基いて電氣通信業務に關する問題を研究する爲設置せられた機關に、國際電信諮問委員會、國際電話諮問委員會及國際無線通信諮問委員會等があり、之等委員會の會議が屢々開かれて居る。

ロ、國際會議一覽

(一) 萬國電信會議

回数	年次	開催地	備考
第一回	一八五五年(元徳)	巴里	
第二回	一八六八年(元明)	維納	
第三回	一八七三年(五明治)	羅馬	本邦よりオプザーヴァー1派遣
第四回	一八七五年(八明治)	聖彼得堡	
第五回	一八七九年(十二明治)	倫敦	我國正式、加盟委員を派遣す
第六回	一八八五年(十八明治)	伯林	
第七回	一八九〇年(明治二)	巴里	
第八回	一八九六年(明治二)	ブタベスト	
第九回	一九〇三年(明治三)	倫敦	
第十回	一九〇八年(明治四)	リスボン	
第十一回	一九一五年(大正)	パリ	
第十二回	一九一八年(三昭和)	ブラッセル	
第十三回	一九三三年(昭和八)	マドリッド	
第十四回	一九三八年(昭和十三年)	カイロ	

(二) 國際無線電信會議

回数	年次	開催地	備考
第一回	一九〇六年(明治三)	伯林	
第二回	一九二三年(明治四)	倫敦	我國正式加盟委員を派遣す
第三回	一九二七年(明治三)	華盛頓	
第四回	一九三三年(昭和八)	マドリッド	萬國電信會議と同時に開催す
第五回	一九三八年(昭和十三年)	カイロ	

第三編 電氣通信事業統計

内 容

昭和十三年度統計

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

累 年 統 計

(自昭和十四年度
至昭和十三年度)

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

外 國 統 計

(西一九三七年度)

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

昭和十三年度統計

内 容

昭和十三年度統計

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

累 年 統 計 (自昭和十四年度至昭和十三年度)

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

外 國 統 計 (西一九三七年度)

- 1. 電 信
- 2. 電 話
- 3. 放送無線電話

昭和十三年度統計

第三編 電氣通信事業統計

1. 電 信

一、電信取扱局所

イ、有線電信局所

(一) 局所等級別局所

昭和十三年度末現在

計	區 別					集配局	無集配局	計	取扱局所	計
	一等局	二等局	三等局	普通局	電信局					
計	五	四	一	一	九	一〇三	三六	一〇三	一	二〇八
郵便取扱所						五、五四	四、六七	一〇、八五	一、四七	二一、六六
電信取扱所									一、二七	二二、九三
電話取扱所									四九	二三、四二
普通通信局						五、二四五	四、六五	九、七〇		一、七〇
特等局						二六	三六	五〇		二、五〇
二等局						一〇三	一	三三		一、〇八

(備考)

在外電信局芝罘、上海及青島(何れも一等局)の三局を含まず

根石 室狩	仙 臺	熊 本	廣 島
	船青山宮 計 船森形城	航船大福沖鹿長熊 計空 兒 機船分岡繩島崎本	船山岡廣 計 船口山島
一一	三 一 一	八 三 一 一 四	三 一 一
	五 四 一	天 - 〇 一 三 一	三 三
一		三 一 一	一 一
	一 一	一 一	
	一 一	二 六 二 五 四 五	
一	三 三	〇 一 三 七 四 五	一 一
一一	九 四 一 三 二	五 一 三 一 三 六 七 九 五	三 三 一 一 一

大 阪	名 古 屋	東 京 地 方	選 信 局 別
船高和兵大 計 歐 船知山庫阪	船富石福長三愛 計 船山川井野重知	船靜千新 計 船岡葉湯	道府縣別
九 八 一	三 一 一	三 一 一	無線電信局 (二等)
五〇九 五〇九	五 四 一	七 七 一	取無線電信所
一 一	三 一 一	一 一	郵便局又は電信局は無線電信の装置しあるもの
		一 一	計
四 二 二	六 一 二 三	一 一	總
五 二 二 一	八 二 一 二 三	三 一 二	計
五 三 五 七 二 一 二 一	一 五 四 三 一 一 二 四 一	七 七 三 一 二	總計

業務別	業務別局所				無線標識局	無線羅針局	總計
	固定局	海岸局	航空局	船舶局			
道府縣別							
無線電信局 (二等)	四	一	一	一			七
無線電信所	一〇三	一〇五	一〇	四			二二二
郵便局又は電信局に無線電信の装置しあるもの							
計	一〇七	二一〇	二〇	五			三四二
總計	一一一	二二五	三〇	九			三七五

(二) 業務別局所

昭和十三年度末現在

業務別	局所數
固定局	四
海岸局	三
航空局	一五
船舶局	一〇六
無線標識局	三〇
無線羅針局	二

- (備考) 一局にして二種以上の業務を取扱ふ局所に付ては各業務別に計上す
- (註) 一、固定局とは陸上局相互間無線電信に依り通信を爲す無線電信局所を謂ふ
 二、海岸局とは船舶と交信する目的を以て陸地に施設したる無線電信局所を謂ふ
 三、航空局とは航空機と交信する目的を以て陸地に施設したる無線電信局所を謂ふ
 四、船舶局とは船舶に施設したる無線電信局所を謂ふ

選信局別	線路延長				合計
	架線	ケーブル線	地下ケーブル	水底ケーブル	
本所	四九五	七	一八四	一六、〇三三	一六、〇三三
省都	四、六四七	九	五	三	四、八二四
東京市	四、四四四	三	一〇〇	一	四、六三六
名古屋	三、九九九	四	三〇	四	四、二七七
大阪	五、一七三	四	三〇〇	三	五、二九九
廣島	五、四三三	三	五	七	五、五四三
熊本市	四、四八五	三	三六	七	四、五五三
仙台	四、六七六	五	二七	七	四、七六三
札幌	三、三六一	四	七	一六、〇六二	五〇、六三九
計	三三、三六一	四三	二二七	二一、〇六二	五〇、六三九

イ、線路延長

昭和十二年度末現在

二、電信線路

- 五、無線標識局とは方位測定機の装置を有する船舶に對し自ら其の位置を測定せしむる爲に特定の無線信號を發射する陸上無線電信を謂ふ
- 六、無線羅針局とは濃霧等の場合船舶より發する電波を方位測定機に依り測定し其の方位又は位置を判定して之を該船舶に通知する陸上無線電信を謂ふ

ロ、線路延長

昭和十二年度末現在

種 別	電 話	現 字 機	音 響 機	自 動 機	現 波 機	和 文 印 刷 機
東京都市	五三五	一一	五〇五	一〇九	四一〇	一六二
東京地方	一、三二	一	五九〇	三三	九	一
名古屋	一、四八六	一	六四四	六九	一六八	三
大阪	一、四八三	一	一、〇七〇	一六七	三六八	一七
廣島	一、三五五	一	六四七	七三	一七八	四
熊本	一、一三二	一	七四三	九二	二六八	一〇
仙臺	九一五	一	五七六	五三	二〇四	二
札幌	五六	一	四六六	三五	三三	一
合 計	八、六三三	一一	五、二四一	六二五	一、九六	一七

一、有線電信機械

三、電信機械

昭和十二年度末現在

計	電話	寫真電	印
五、五八	三、九九	五二	一、四三
二、〇三	一、五九	六九	一
六六	一、九六	三四	一
二四	二	一	一
六	一	一	一
三	一	一	一
八、四〇	五、七九	六四	一、四三

方式別	二局	三局	四局	五局	六局	七局	合 計
現波	八	七	三	三	一	一	一〇
自動	三	三	一	一	一	一	七
四重	三	三	一	一	一	一	七
結合	三	三	一	一	一	一	七
音響	三〇	三	一	一	一	一	三六
音響	六三	三	一	一	一	一	六九
合 計	一、六三	二〇	三	三	三	三	二〇

八、有線電信回線

昭和十三年度末現在

選信局別	架空線	架空ケーブル	地下ケーブル	水底ケーブル	合 計
本 省	五、九四九	四、四七六	三、五七三	一八六、〇六七	一八六、〇六七
東 京	三、四三五	六、四八三	六、八七八	一	一六、〇六七
東 京 地 方	三、四八三	三、七四七	一六、三九七	一	二六、六三六
名 古 屋	六、三三三	四、四〇〇	三、五二二	一	一四、二五六
大 阪	四〇、七三三	三、一五五	六、四〇四	一	五〇、四六七
廣 島	三、一九六	一、六五八	三、九九〇	一	八、八六八
熊 本	三、七五三	二、五六五	二、三六三	一	八、四七二
仙 臺	二八、三〇一	二、一五	二、四三	一	三三、八八
札 幌	三、八〇三	二、六二八	九、一九五	一	一六、四五三
合 計	一〇、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	一八六、〇六七	一〇、〇〇

官 職 別	普通		三等		二等		一等		總 計
	集 計	事 務 員	集 計	事 務 員	集 計	事 務 員	集 計	事 務 員	
東京都市	三七九	一、二二七	一、〇〇四	九五一	一、二四三	一、四三六	一、二一九	一、一三七	八、〇三二
東京地方	一八五	一、〇〇四	二、〇九三	九八二	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇	八三八	七二三
名古屋	五六四	二、三五一	二、〇九三	二、四〇七	二、二六九	一、七二六	一、七二六	一、三三三	六、八八〇
大阪	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	一四、九〇一
廣島	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	一四、九〇一
熊本	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	一四、九〇一
仙臺	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	一四、九〇一
札幌	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	一四、九〇一
合計	四、八八三	三、三三八	三、三三八	六、九四三	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三、三三八	三三、四一八
在外局									二二四

(備考) 囑託を含まず

五、電報利用状況

(外國電報中※印を附したるは關門局アストラクトによる公衆報のみにして外地發著を含む曆年別統計とす)

イ、内外電報總括

(備考) 發著中繼信別通數

昭和十三年度

區 別	發 著		中 繼	合 計
	信 信	信 信		
有 料	六八、七二七、九四四	六四、六七九、八五五	一三、三八一、八六七	一四八、五三二、三六六
無 料	八、七二二、六二六	一三、六六九、三二二	三三、三八一、八六七	五五、七二一、二七五
合 計	七七、四五〇、五七〇	七八、三四九、一七七	四六、七〇〇、〇三三	一七一、五三九、九七〇

(備考) 一、在外局取扱のものを含む

二、對外地電報及日滿、日華(昭和十四年一月一日日華電報制度制定)電報を含む

(二) 局所等級別通數

昭和十三年度現在

等 級 別	發 料		信 料		著 料		信 料		中 繼 信	合 計
	有	無	有	無	有	無	有	無		
一 等 局	一九、〇九五、九〇三	二、八四四、四二二	三、五三二、八三五	四、一四四、三〇三	二、四八五、四六五	一、一三三、九七三	一、五九九、四〇八	二、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
二 等 局	一〇、二九四、一六四	一、一七三、六〇八	一、七〇五、二四九	一、九六六、三三七	一、五九九、四〇八	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
特 三 等 局	一、〇三四、九一三	一、六五、九〇九	一、二七六、二九九	二、〇九、四六一	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
集 配 三 等 局	一六、〇一〇、五五〇	二、五五九、九三三	二、〇九〇、五九九	四、八六五、九二五	二、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
無 集 配 三 等 局	一五、九六一、四六五	一、五九〇、〇八九	五、二五六、七六九	一、九二二、六九三	二、〇三三、八六一	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
郵 便 取 扱 所	六五、〇四四	八、七〇四	一、一三三、九七三	四七、三九五	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
電 信 取 扱 所	三三、四七六	八、九〇	三九、六六六	九、五四三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
電 話 取 扱 所	五、七三三、七〇二	一五三、八五八	三三、六〇四	三、六〇四	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
電 信 取 扱 所	四九八、七三九	三二六、三三四	二、〇四九、〇	一、五八、九五〇	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
無 線 局 所	六八、七二七、九四四	八、七二二、六二六	六九、六七九、八五五	一、三、六六九、三五二	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
計	六八、七二七、九四四	八、七二二、六二六	六九、六七九、八五五	一、三、六六九、三五二	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三

(備考) 前と同じ

(三) 月別通數

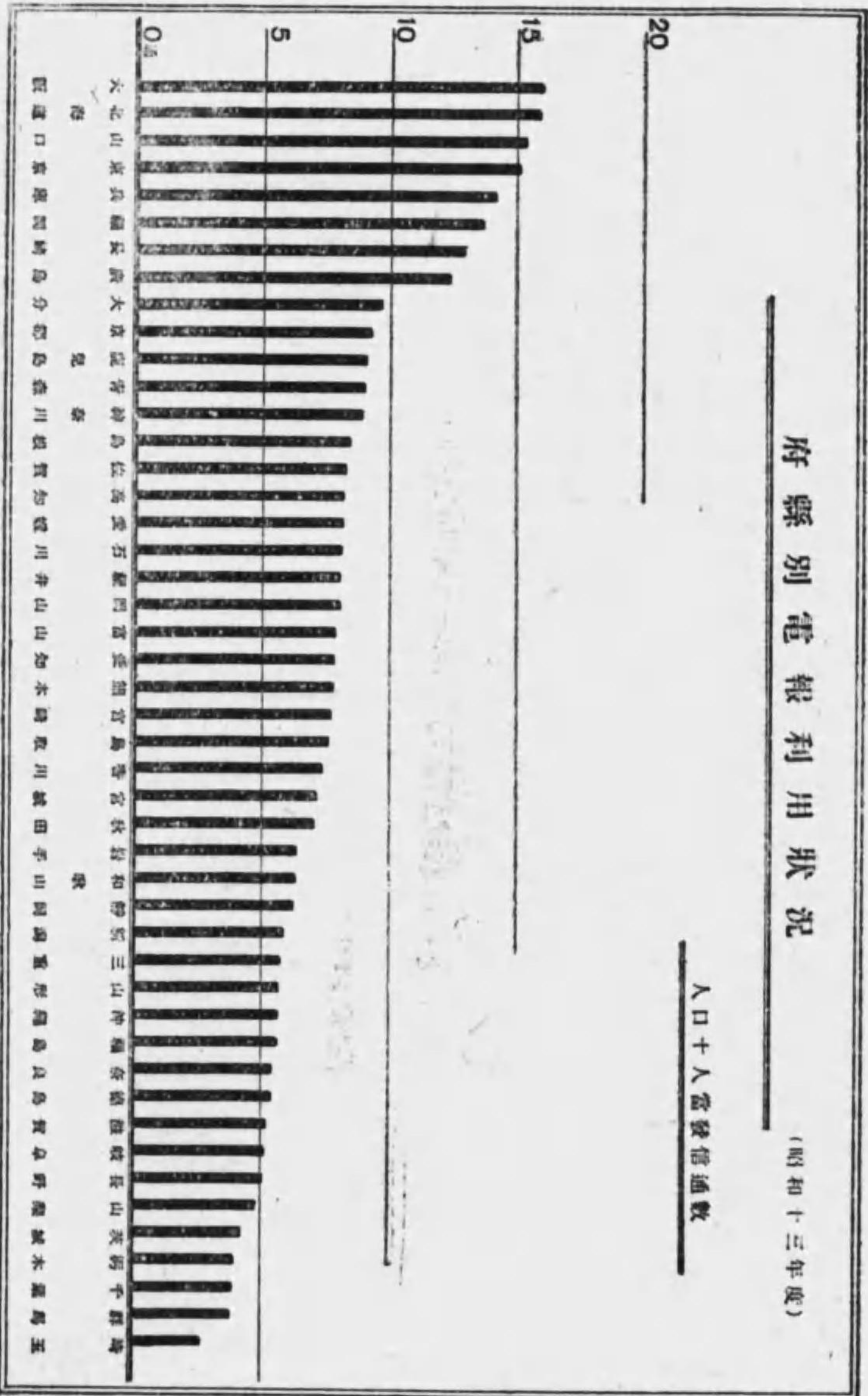
昭和十三年度現在

月 別	發 料		信 料		著 料		信 料		中 繼 信	合 計
	有	無	有	無	有	無	有	無		
昭和十三年四月	五、八二七、四〇八	七四四、九四五	五、九〇一、三四五	一、一五四、九九三	二、五三二、八四六	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
五月	五、六三五、三三五	六八一、八七三	五、七〇一、四五四	一、〇五四、三五二	二、〇〇一、二二二	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
六月	五、一八〇、二六一	六七四、六〇三	五、三三八、〇〇一	一、〇八五、六三三	一、〇八九、四三四	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三
七月	六、〇五七、四三五	七四六、四三六	六、一四八、三八七	一、一三八、九七七	一、三〇九、六七四	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三	一、一三三、九七三

月 別	發 料		著 料		中 繼 信		合 計
	有	無	有	無	有	無	
八月	五,五六七,六九〇	七五六,六七三	五,六二九,六七三	一,三三三,八〇七	一三,三二一,四九八		二五,四九八,三四一
九月	五,六八〇,五二七	六八四,五四四	五,七七七,一六〇	一,〇八五,三八五	一三,三〇四,八九五		二五,五二二,五〇一
十月	五,五七〇,五五九	六八一,二七八	五,六四〇,四五七	一,一四三,六三六	一一,八五五,〇七三		二四,八九〇,九九三
十一月	五,四〇〇,一三三	六三五,〇五五	五,四七四,四二三	九〇九,八三〇	一一,四九〇,三六四		二三,九〇九,七九五
十二月	六,二三三,八五四	九三八,九六七	六,三六九,五四六	一,四五九,七〇一	一三,八三八,〇八二		二八,八六〇,一五〇
昭和十四年一月	五,五七〇,一九四	六四七,九五四	五,六五五,一三六	一,〇三五,三七六	一一,〇二八,七三三		二四,九七七,三八三
二月	五,二〇七,二四〇	七〇五,九五五	五,二八八,五三〇	九八七,九三六	一一,四五七,三〇六		二三,六四六,九五七
三月	六,七七七,四四八	八三四,三四四	六,八七五,七三三	一,一九〇,七四七	一四,八四五,一七四		三〇,四九三,四六六
計	六八,七七七,九四四	八,七二二,六二六	六九,六七九,八五五	一三,六六九,三五二	一四八,五三一,三六二		三〇九,三二一,〇三八

(備考) 前と同じ

圖表 十一



(三五頁参照)

(四) 人口當通數

名古屋	東京地方	東京都市	逓信局別
石 福 長 岐 三 愛	山 靜 栃 茨 千 群 埼 新	神 東	道 府 縣 別
川 井 野 阜 重 知	計 梨 岡 木 城 葉 馬 玉 湯	計 奈 川 京	
二、三八九、〇〇九 六、七九、一三三 六、四四、五〇五 八、六四、八一九 五、三四、八九五 六、四四、七三五	一、二、三六、二一八 四、四四、一四四 四、八、六〇二 六、三、五七〇 六、七、三三九 四、八〇、三三三 一、二、七五、四一四 三、〇九、九三〇 五、四七、三八九	一、〇、五三、九六四 一、七、三九、三九八 一、三、二八、三六三	發 內 外 有 料 信 電 報 料
八・〇六 八・〇五 五・〇五 五・一四 五・七三 七・七二	四・五五 四・七三 六・六九 三・九一 四・一四 三・八四 三・七七 二・三三 二・三三 五・九	一・五・一四 八・八〇 一・三・七四	當 通 數 人 口 十 人
一・八 一・九 四・二 四・〇 三・三 三・三	四 三 四 四 四 四 四 四 三	一・三 四	順 利 率 位
廣 島	大 阪		逓 信 局 別
愛 香 山 岡 島 島 廣	高 德 和 滋 奈 兵 京 大	富	道 府 縣 別
計 媛 川 口 山 根 取 島	計 知 島 山 賀 良 庫 都 阪	計 山	
七、七四、六六六 九、五六、〇九八 五、五三、九四三 一、八六、八八八 一、〇九、八六一 六、四四、二七八 三、七〇、三三四 二、三九、三四四	一、五、八〇〇、一六〇 五、八五、三三九 三、九八、三三三 五、七六、五七八 三、八二、七五〇 三、四三、九六一 四、三三、九八三 一、六四、七、六三六 七、六三、七八三	六、三三、三四〇 六、六六、二五五	發 內 外 有 料 信 電 報 料
一・〇・三〇 八・二一 七・三九 一・五・四一 八・〇三 八・三〇 七・五四 一・三・三三	一・一・八四 八・三二 五・四二 六・五三 五・三九 五・四一 一・三・七〇 九・一八 一・六・〇二	六・七五 七・八四	當 通 數 人 口 十 人
一・七 一・六 三・三 三・〇 一・四 一・五 一・八	一・六 三・六 三・〇 三・九 三・七 三・五 一・〇 一・一	一・三	順 利 率 位

昭和十三年度

選信局別	道府縣別	内外有線	人口十人	利用位	選信局別	道府縣別	内外有線	人口十人	利用位
熊本	熊本	1,090,530	7,755	三	仙臺	宮城	90,766	7,055	二七
長崎	長崎	1,734,101	12,918	七	宮城	宮城	92,838	5,600	三六
福岡	福岡	3,933,634	23,534	六	福島	福島	72,522	6,533	二九
大分	大分	967,733	9,666	九	青森	青森	908,733	8,900	二二
佐賀	佐賀	533,634	8,336	二五	山形	山形	644,970	5,666	三四
宮崎	宮崎	662,399	7,667	二	秋田	秋田	740,594	6,633	二八
鹿島	鹿島	1,462,834	9,077	二	計	計	4,884,433	6,667	二
沖繩	沖繩	340,766	5,666	三五	北海道	北海道	5,366,009	15,666	二
計	計	10,755,733	10,334	一	札幌	札幌	68,477,930	9,411	一

(備考) 一、有料報のみとす

二、在外局分三〇〇、〇二四通を含まず

口、内國電報

(一) 種類別通数

種類別	發		信		著		計
	和文	歐文	計	和文	歐文	計	
官報	一、四四、六五八	五、五五六	一、四四〇、三五四	六七、八七九、七八五	一九、〇四二	六八、〇七〇、八三六	
私報	五、四六七、〇〇八	一四三、一三五	六五、六〇九、一三三				

昭和十三年度

等級別	發		信		著		中繼信	合計
	有線	無線	有線	無線	有線	無線		
一等局	一八、〇五三、八二一	二、六九三、九八〇	二四、三八四、〇九五	三、九九四、二七五	一三二、五五六、三四八	一七〇、七〇一、五〇九		一七〇、七〇一、五〇九
二等局	一〇、一五五、九五五	一、六四四、七三五	一六、八二四、二八三	一、九三六、三三三	八、三三八、八二六	三八、一六〇、〇五二		三八、一六〇、〇五二
三等局	一、〇三三、七六三	一、六四四、八六四	一、二七四、九三八	二、〇九三、五六六	一、五九六、五九七	四、三四三、四一七		四、三四三、四一七
特配三等局	一五、九六六、〇八八	二、五九九、三三〇	二〇、七三三、五三三	四、八六四、〇九八	二一、三三七、六三〇	五四、八三〇、五九九		五四、八三〇、五九九
集配三等局	一五、九六六、〇八八	一、五八八、一七九	一〇、七三三、五三三	一、九〇〇、一九二	二〇、三三三、八二三	三四、八五一、八四九		三四、八五一、八四九
無集配三等局	六五、〇一六	八、七〇四	五、三四四、六六九	一、九〇〇、一九二	三〇、三三三、八二三	二四、八五一、八四九		二四、八五一、八四九
郵便取扱所	三三、四七〇	八、八八九	一三〇、二九〇	四七、三九五	一、二四九	二四三、六六四		二四三、六六四
電信取扱所	五、七三〇、〇三九	一五三、七六八	三九、六九〇	九、五四三	一、八四三、〇七三	七三、九四七		七三、九四七
電話取扱所	四六六、五〇六	二二〇、八九八	一五五、六九九	三、八四三	五七〇、八七六	八、三三八、六九四		八、三三八、六九四
無線局	六七、三八九、六三四	八、五四五、三三七	六八、三七五、四九九	一、三四九、五四四	一四、二九七、七四七	三〇三、〇一〇、六〇二		三〇三、〇一〇、六〇二

(二) 局所等級別通数

(備考) 一、本表は昭和十三年十一月内國電報統計表に依り推計したる全國(内地及在外局)の通数とす

二、對外地電報及日滿、日華(昭和十四年一月一日日華電報制度制定)電報を含む

昭和十三年度

(備考)

一、在外局取扱のものを含む
二、對外地電報及日滿、日華(昭和十四年一月一日日華電報制度制定)電報を含む

月別	(一) 通 數		對 北 支		對 上 海		對 中 支		對 蒙 疆		合 計	
	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信
昭和十四年	三九,二七三	四六,〇七三	二,三五〇	三三,七六六	三,六三三	四,八六八	三,三三三	三,五八五	六七,五二一	七九,三二一	一四九,八三三	一四九,八三三
一月	三八,七六六	四六,四三三	二,九六一	三三,五八八	三,四三二	四,九三六	三,一一一	三,九三五	六七,三九九	七九,五〇一	一四六,七五〇	一四六,七五〇
二月	四,六六七	六六,六七二	二七,二〇四	三三,四四四	五,四四六	七,七九五	四,五八九	五,五三二	九一,九〇六	一一,四三二	一〇三,三三七	一〇三,三三七
三月	一三三,六六六	一五八,八八五	七〇,五五五	七九,七八八	一三,五〇〇	一七,五八九	一〇,九五五	一一,〇四一	三三六,六六六	二六九,二四三	四九五,九〇九	四九五,九〇九
計	三六九,三六〇	四五九,五〇三	一〇三,〇六一	一三〇,七六六	一三,五七七	一七,一四五	一〇,九四五	一三,〇五七	六五九,二八八	八二二,六七一	一,四七二,九五九	一,四七二,九五九
昭和十四年	三六五,三九三	四五三,八六三	七八,〇三七	一〇三,八七二	一〇,九七七	一四,〇五三	一〇,二六六	一〇,六八三	六五七,三六六	八三三,九三三	一,四九一,三〇〇	一,四九一,三〇〇
一月	三六五,三九三	四五三,八六三	七八,〇三七	一〇三,八七二	一〇,九七七	一四,〇五三	一〇,二六六	一〇,六八三	六五七,三六六	八三三,九三三	一,四九一,三〇〇	一,四九一,三〇〇
二月	四九六,一一〇	六四二,六七二	一〇三,七四三	一三〇,七五五	一〇,五五五	一四,〇五三	一〇,二六六	一〇,六八三	六四四,三七二	八〇〇,三三三	一,四四四,七〇五	一,四四四,七〇五
三月	一,三〇,八六三	一,五五〇,〇三七	一〇三,八六三	一三〇,八六三	一〇,八六三	一四,〇八六	一〇,二六六	一〇,六八三	一,一〇,五三六	一,一〇,五三六	一,二〇,〇七二	一,二〇,〇七二
計	一,三〇,八六三	一,五五〇,〇三七	一〇三,八六三	一三〇,八六三	一〇,八六三	一四,〇八六	一〇,二六六	一〇,六八三	一,一〇,五三六	一,一〇,五三六	一,二〇,〇七二	一,二〇,〇七二

(備考)

一、關門局のアブトラクトに依り、公衆報のみとす
 二、從來外國電報として、又は日滿電報に準じて取扱つてゐたが、昭和十四年一月一日日華電報制度制定により、爾後日華電報として取扱はるゝこととなる

へ、外國電報

(一) 種類別通語數

昭和十三年中

種 類 別	通 信 數		著 信 數		發 信 數		著 信 數		發 信 數	
	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信	發 信	著 信
至急電報	一一,九八八	一一,〇七九	三三,九九七	一五四,三八三	一六三,九八八	三三八,三四二	一一,三三九	一一,三三九	一一,三三九	一一,三三九
後常電報	三二,一五〇	三三,七五九	六八三,六五九	二,六二七,四〇七	三,一五八,二一八	五,七八五,六三三	一一,三三九	一一,三三九	一一,三三九	一一,三三九
官報	一四九,九九九	一五〇,六〇四	三〇〇,五三三	二,一三七,八一七	二,〇二六,八七三	四,一五四,六九〇	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八
新聞電報	一八,五五四	二五,四四三	四四,〇〇七	一七,〇三〇	五八二,九〇五	九九三,六三四	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八
後常電報	一〇四	一六,八八六	一七,〇三〇	五,〇五四	九八三,六八八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八
至急電報	一八,七六六	四三,四九三	六一,二七八	八五八,二九〇	二,四三三,一七三	三,二九三,四六二	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八	一,三三六,一五八
隱語電報	五五三,三三一	五〇四,三六八	一一,七三四	六四,四七四	四九,五五六	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇
祝賀電報	二四,六七〇	二八,三三三	五三,九九三	一,〇五七,四九九	七,三四一,二六九	六,九六〇,三〇五	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇
祝賀電報	二八,七九八	三五,一九五	六三,九九三	一,〇四四,九七五	一,八六二,四八三	二,六三七,四八〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇	一四,〇三〇
計	一,一三三,〇〇〇	一,二〇一,九九五	二,三三三,〇〇五	一七,〇六〇,九四三	一七,〇六〇,九四三	二〇,六七五,八五一	三三,七三六,七九三	三三,七三六,七九三	三三,七三六,七九三	三三,七三六,七九三

(備考) 一、關門局のアブストラクトに依り、公衆報のみとす
 二、外地發著のものも含む

(二) 局所等級別通數

昭和十三年度

等 級 別	發 信 數		著 信 數		發 信 數		著 信 數		發 信 數		著 信 數	
	有 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料
一 等 局	一,四〇三,〇九二	一五〇,四三三	一,四〇七,七四〇	一五〇,〇三七	三,三七七,二一七	五,一五六	五,六六八,四〇七	四三三,二七九	一,四〇三,〇九二	一五〇,四三三	一,四〇七,七四〇	一五〇,〇三七
二 等 局	一七六,三九九	八八八三	二二〇,九六六	三〇,〇二五	三,三七七,二一七	五,一五六	五,六六八,四〇七	四三三,二七九	一七六,三九九	八八八三	二二〇,九六六	三〇,〇二五

等級別	當		信		著		信		中繼信	合計
	有	無	有	無	有	無	有	無		
特配三局	一、一五二		四		一、三六一		二〇五		八一	三、五七三
集配三局	一四、四六三		六九三		一七、〇五六		一、八七		四、二四	三八、一四一
無集配三局	五、四三八		一、九二〇		三、二四〇		二、五二		一、〇四八	七、〇二八
郵便取扱所	一八		一		六		一		一	五
電信取扱所	六		九〇		三三		一		四八	四、六九
電信取扱所	三、六七三		一		六		一		一	一五
無線局	三三、三三三		五、三三六		一四、七七一		一		四八	四、六九
計	一、三八、三三〇		一六、七、三三九		一、三〇、四、四六		一七、八、七七		三、三、一、六二五	六、二、九〇、四七七

(備考) 一、在外局取扱のものを含む
二、外地取扱のものを含まず

(三) 月別通數

月別	發		信		著		信		中繼信	合計
	有	無	有	無	有	無	有	無		
昭和十三年四月	一一、五八		一三、七九七		一一、五五三		一四、八五四		二七九、一〇五	五、〇、八二七
五月	一〇、三三〇		一三、五五六		一一、〇四三		一四、八八		二八九、四七八	五、五三、一九四
六月	一一、七三六		一三、五九一		一〇、九〇七		一四、八九一		二八二、二四	五、三、五〇四
七月	一一、四八		一六、四九一		一一、一五八		一七、九九六		三〇九、六五三	五、八二、七四六
八月	一一、〇九四		一六、二二七		一一、七五〇		一七、四九九		二九八、四〇八	五、七三、八七八
九月	一一、四九五		一四、九三六		一一、九〇九		一六、三三七		二九一、三三五	五、六五、九〇三

昭和十三年度

逓信局別	發		著		信		計
	有	無	有	無	有	無	
東京都市	三四〇、七四		三六五、三三三		七五、四七		一、〇、三三
神奈川	一〇五、一六九		九九、〇四		三〇四、二〇三		一八、〇、七三
計	四四五、二四三		四六四、三六七		九〇九、六二〇		一八、〇、七三
東京地方							
新潟	九六		八三		一、七七七		六〇、〇、五三
埼玉	三三六		四四		七五〇		四、八六〇
群馬	二〇八		二七		四八〇		一、四、六
千葉	一、〇八二		一、〇七八		三、二六〇		一、七、〇四
茨城	三五		四三		七五四		一、〇〇五
栃木	二七三		四三		六九六		一、四、三九
静岡	五、二二三		五、二九一		一〇、四二三		七、三、二七
計	一、〇、七四		一、〇、七三		一、〇、七三		一、〇、三三
山梨	五八〇		四四三		八、八八三		一、〇、三三
愛知	三〇、七四八		二九、三〇四		三、七四八		一、〇、三三
三重	二、三三〇		二、五五〇		二、三三〇		一、〇、三三
岐阜	一、三三六		一、二八五		一、三三六		一、〇、三三
長野	六八五		七五二		六八五		一、〇、三三
福井	九四九		七五九		九四九		一、〇、三三
石川	四三八		五六七		四三八		一、〇、三三
富山	七七五		六六四		七七五		一、〇、三三
計	三七、三三七		三五、八八〇		三七、三三七		一、〇、三三

(備考) 前に同じ

昭和十三年度

國 別	通 信 數		語 信 著 信 數	
	發 信 著 信 計	著 信 計	發 信 著 信 計	著 信 計
其の他歐羅巴計	二八、八六七	二五、一〇四	五三、九七一	一、三二、五三九
埃 及	一九、九〇四	一八、六九六	三八八、六〇〇	九、七〇八、六三六
南 阿 聯 邦	一六、〇七五	一三、一三四	二九、一九九	三、八四、四二一
其の他亞非利加計	一九、五二七	一七、四九四	三七、〇一一	二、六六、八六一
北 米 合 衆 國	二、五三八	一七、三六七	三、八、七九五	一、九一、八五〇
加 奈 陀	一三、四九七	四七、八八五	一〇五、〇〇五	六、五八、一三三
メ キ シ コ	八、二五五	九、一三〇	二、八三二、三三四	三、一四〇、五四三
西 印 度 諸 島	二、五三四	二、五三八	一、七、三三五	一、六五、七七〇
其の他中米計	四、四三〇	四、六六五	四、〇九五	六、五、〇〇五
亞 爾 然 丁	四、七九八	五、五三四	一〇、二九二	五、五、五六六
伯 刺 西 爾	一四、二一九	一五、八四三	三〇三、三六六	三、四九三、三八三
智 利	六、七五三	七、〇六六	二八、六五五	二、四六、〇六六
其の他南洋洲計	四、〇八七	三、六三三	一三、八八八	一、六七、〇〇七
南 米 利	九、九六三	九、九七三	七、七、一〇	六、一、三〇〇
其の他太平洋洲計	三、四、九三二	三、五、一五八	一九、九三六	一、五、一、八八
亞 洲 聯 邦	三九、〇七三	三九、二九八	七、八、三七〇	六、三、六、四四
布 哇	三、六三四	五、六九一	九、三、三五	八〇、九八二
太 平 洋 洲 計	一、三三、〇八〇	一、一〇、九三五	一、七、〇、六〇三	二〇、六、七五、八五二
總 計	七、四四四	七、九七二	一〇三、一、一〇	三、七、七、三六、七九三

(備考)

- 一、關門局のアブストラクトに依り、公衆報のみとす
- 二、外地取扱のものを含む
- 三、中華民國の中には滿洲經由本邦北支間通信を含まず

六、電信收入狀況 (調定額)

イ、總 括

科 目 別	昭和十三年度	昭和十二年度	對前年度増減(△)	同 上 割 合
切 業 務 勘 定 入	二〇、五五三、一〇〇 円	一九、六二二、七四一 円	九五〇、三五九 円	〇・四九
内 國 電 報 料	一九、八七六、二六三	一八、八九三、二六八	九八三、九九四	〇・五三
外 國 電 報 料	六六六、八三八	七二九、四七三	三三、六三五	〇・四八
電 信 收 入	二七、二三三、三四	二九、七三六、六四六	二、五〇三、四三三	〇・八八
内 國 電 報 料	九、六六三、九二二	八、六〇六、一四九	一、〇五七、七七三	一・三三
外 國 電 報 料	一七、二七、六七五	二〇、九六六、七七	三、六六九、〇五三	一・七五
請 願 電 信 費 納 付 金	二五〇	一一、七二二	一一、四七二	一・七五
電 信 雜 收	一七、三七八	一五、〇三九	二、三三九	一・三七
計	四七、六六、三四	四九、三三、三八七	一、六六、〇四三	〇・三四

口、月別収入

昭和十三年度

月別	切手収入	電 信		計	合 計
		内國電報料	外國電報料		
昭和十三年四月	一、七〇八、二四五	八七三、三〇三	一、三五二、二九	二、三五五、八〇八	三、九六四、〇五三
五月	一、六九三、一四三	七五〇、〇一一	一、四一一、九〇〇	九、〇三六	三、八六三、〇八九
六月	一、五八〇、一〇五	七四〇、五九九	一、四八八、〇九三	七、六一九	三、八一六、四二五
七月	一、八三二、九四二	八三四、六五〇	一、三七二、五〇七	二、三三六、三二〇	四、〇四九、九六八
八月	一、七〇一、〇五〇	八〇〇、三三六	一、五四八、五三四	三、八〇四	四、〇五三、六〇九
九月	一、七三二、八六九	七六五、五五一	一、五五五、九八九	八、七三六	四、〇五三、三三五
十月	一、六六七、八九〇	七六一、五八六	一、四六三、一六三	二、八〇三	三、九三〇、六五七
十一月	一、六三七、四〇一	七三三、〇三三	一、四八七、六〇八	二、八三三	三、八五〇、八七九
十二月	一、八九〇、三五二	八二四、七四四	一、五五三、二八九	四、七三三	四、一三三、一四三
昭和十四年一月	一、六四三、一六一	八六八、〇五三	一、三〇二、四九九	三、三四八	三、八四七、〇六六
二月	一、五八四、三四	七五八、九七七	一、三七八、九八七	六、五八八	三、六〇八、八三六
三月	一、九八四、七三〇	九六三、三〇〇	一、四七四、九八八	一三、四五三	四、四三六、三六五
計	二〇、五三三、〇〇〇	九、六三三、九二二	二七、二八七、六五五	一七二、三七八	四七、六六六、三三四

七、官應用及私設電信無線電信施設狀況

イ、官應用及私設電信

(一) 官聽用電信

昭和十三年度末現在

施設目的別	施設目的別		線路互長	線條延長	電信機數	其他機械數	基 因 法 令
	施設者數	回線數					
警察及刑務事務用	三	九〇	九六四、六九	一、八九三、九三六	一一〇		官應用電信電話規程第一條第二號
訴訟事務用	一一	四六七	六三、五九八、七〇二	六五、四六七、九七六	二、三七三		同 第三號
事業專用	二〇	一八	五、四七四	六、五三七	三六		同 第四號
電報送受用	七	七	三五、〇七七	三七、六四四	一		同 第三號第二項
正午時通報用	四	七三〇	七五三、二三八	八〇四、七八三	一		同 第三條第三項
火災報知用	四	二四六	三六四、五〇〇	四七、五七三	一		同 右
其他通報用	四	一、五五八	六八、六三三、四二	二、五三九	一、六六五		
計	三九	一、五五八	六八、六三三、四二	二、五三九	一、六六五		

(備考)

本表中其の他の機械とは電鈴、轉換器又は火災報知用其の他通報用の發報機若は受報機とす

B 逓信局別

逓信局別	施設者數	回線數	線路互長	線條延長	電信機數	其他機械數
東京市	一八	一八四	一五、五八、六一〇	一六、七六六、一六八	四八四	三
京都市	一	三九	三、七〇五、〇七九	三、七六一、六四一	二七	
名古屋市	一	四三	三、四三三、二七六	三、四三八、五三三	一五三	
大阪府	九	一、〇四六	六、九七七、〇七一	七、四三三、三〇八	三三四	一、六五七
廣島市	三	六四	一〇、三四二、一八三	一〇、八四三、五四三	三八一	
熊本市	三	五四	五、五三七、五〇九	五、五七三、七三六	二五七	

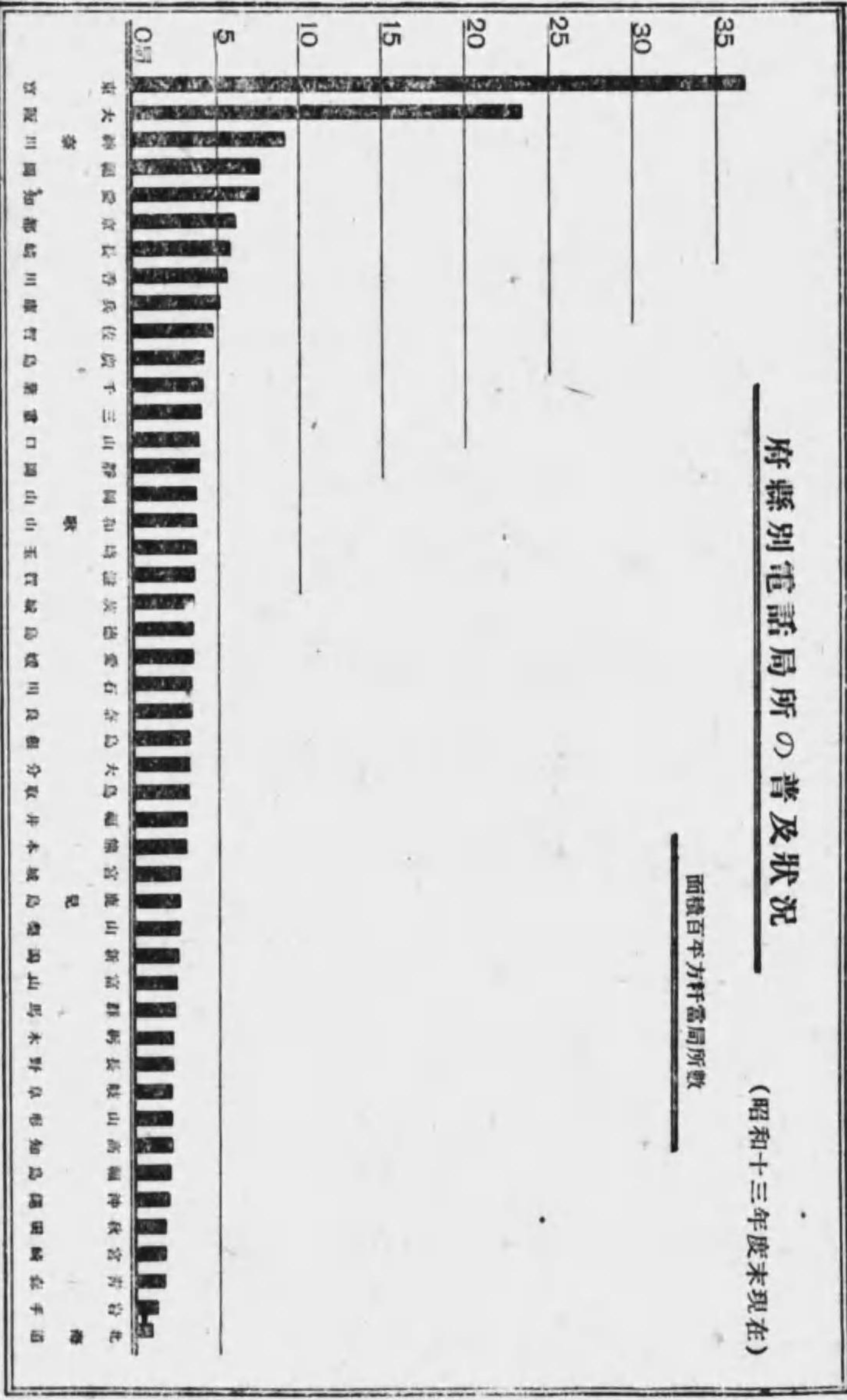
逓信局別	陸			上			合 計
	事務用	實驗用	報時受信用	計	船	航空機	
廣 島	三	四	〇	七	九	一	六
熊 本	八	二	六	三	一	一	七
仙 臺	八	三	六	七	一	一	七
札 幌	六	三	一	七	一	一	六
計	二六	一七	二〇	三三	二〇	三	五八

(二) 私設無線電信

昭和十三年度末現在

逓信局別	陸			上			合 計
	事務用	實驗用	報時受信用	計	船	航空機	
東 京	三	一	二	六	三	一	一〇
東 京 都	五	二	六	一三	九	一	二二
名 古 屋	四	〇	六	一〇	七	一	一八
大 阪	一	六	七	一四	三	一	二〇
廣 島	六	八	一	一五	七	一	二三
熊 本	五	三	二	一〇	二	一	一三
仙 臺	八	三	一	一二	二	一	一五
札 幌	七	五	一	一三	四	一	一八
計	三三	二四	二二	七八	四三	五	一二六

圖表 十二



(二五六頁参照)

(備考) 括弧内は分局の再掲とす

計	公衆電話所	郵便取扱所	電信取扱所	普通三等局	特定三等局	二等局	一等局	區別	
								電話局	郵便局
計	七					五	(六)七三	交換及通話	交換及通話
	五、八六八			五、五九三	五	一五三	七三	通話	通話
	四、八二三			四、六六〇		一〇三	四九	交換及通話	交換及通話
	一						一	通話	通話
	五					三	二	交換及通話	交換及通話
	一三〇	八三	七					通話	通話
	四、八三八	四、七六〇	五					交換及通話	交換及通話
	六、〇六六	八三	三七	五、五九三	五	一五七	一四	通話	通話
	九、六五五	四、七六〇	六五	四、六六〇		一〇六	五	交換及通話	交換及通話
	一五、七三二	四、七六〇	一四八	一〇、三三三	五	二六三	一九六	通話	通話
								計	計

(一) 局所等級別局所

1、有線電話局所

一、電話取扱局所

2. 電話

昭和十三年度末現在

口、線條延長

區 別	陸		上		水		合 計
	架空線 (線條)	架空ケーブル (心線)	地下ケーブル (心線)	ケ ー ブ ル (心線)	底	底	
本 省 市	28,333	45,173	1,600	1,600	6,181	6,181	2,084,154
東 京 市	10,126	33,773	1,557	1,557	3,366	3,366	1,884,333
東 京 都	3,593	7,521	27	27	34	34	426,367
名 古 屋 市	67,291	7,443	27,018	27,018	36	36	333,083
大 阪 市	59,857	7,074	392,568	392,568	1	1	710,398
廣 島 市	29,933	49,522	1,353	1,353	1	1	187,517
熊 本 市	50,782	49,522	203,703	203,703	1	1	1,899,468
仙 臺 市	44,848	59,857	136,226	136,226	1	1	308,179
札 幌 市	35,860	101,009	92,933	92,933	1	1	326,549
計	358,660	1,010,336	4,033,954	4,033,954	5,779	5,779	1,453,949

昭和十二年度末現在

ハ、市外電話回線

區 別	實 績	電 信 電 話 共 用 電 線	重 信 線	電 信 電 話 雙 信 線	搬 送 線	合 計
同 線 延 長	9,196	3,583	2,007	43	107	14,934
同 線 數	43,746	11,009	2,899	43	107	59,802

昭和十三年度末現在

三、電話機械

イ、有線電話機械

(一) 交換機

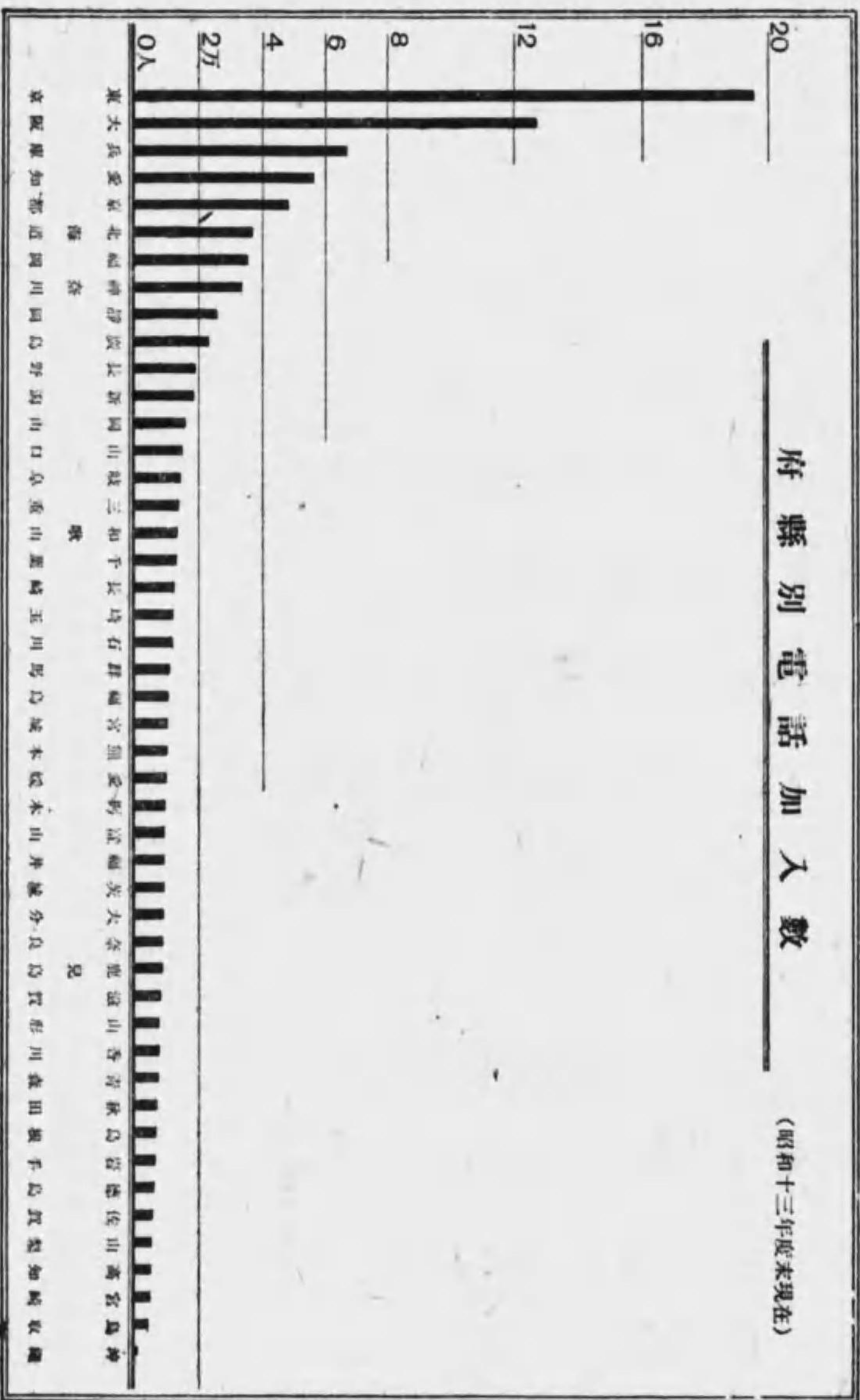
昭和十二年度末現在

區 間	式 石 磁			
	單式交換機(50回線以下)	同 列 複 式 交 換 機 (100回線以下)	直 列 複 式 交 換 機	大 小 市 外 交 換 機
東 京 都	39	253	1	397
東 京 市	355	85	73	1,733
名 古 屋 市	324	785	7	1,677
大 阪 市	383	832	5	1,000
廣 島 市	383	603	59	1,431
熊 本 市	344	537	37	1,249
仙 臺 市	184	433	39	874
札 幌 市	145	29	26	543
計	2,095	4,534	361	9,643

官職別	特 定 三 等 局 以 上			普 通 三 等 局 以 下			總計
	判任官	雇員		集配局	集配局	無集配局	
		通書技手	通書技手				
東京市	一九七	八四六	九八九	一七	四七二	一五九	八、五〇九
東京地方	一五二	一〇二	三三八	一八九	二、九七三	三七九	六、七七七
名古屋	一〇三	二九〇	四六六	一五三	二、六九八	三八三	七、九九〇
大阪	二五九	九〇一	一、三九三	七	二、八六七	五四三	一六、一七五
廣島	五	一六九	三三三	二〇〇	二、〇五八	三六五	五、九五三
熊本	五九	一七八	四〇五	二四	一、八三八	三四九	六、二七七
仙臺	三	七二	三〇〇	一九四	一、四六四	一四九	三、六四七
札幌	八	七〇	一六七	五七	八八八	五	二、五八七
合計	七四	二、六六六	四、三八九	一、〇二二	一五、二四〇	二、三六八	五七、八五五

五、電話加入狀況

圖表 三十三



(一七頁参照)

熊 本													
十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局	四級局	計	十二級局	十一級局	十級局	九級局
五八	二五	九	五	七	二	〇	八	一	一、〇五五	七六	二六	一〇	六
四、八八四 九三二	五、〇〇七 四〇五	七、三三二 三四五	八、〇九〇 二八一	七、四二二 一七九	六、一四五 一四〇	二、六五五 三三五	二五、〇〇六 七七七	八、九三三 二六	八〇、〇三三 四、〇三三	一、三六四 一六	四、九七五 四七五	七、六七〇 五〇七	八、七二八 三六七
二九	一〇六	一三三	一〇八	一六三	一六三	三四	七二	一五	二、〇八九	二六	一〇	一八	一〇
一七	一五	一六	一六	一八	二	五八	二六	六	二五	二五	三	七	二
五、〇二〇 九三二	五、三三八 四〇五	七、三六九 三四五	八、二〇四 二八三	七、五八三 一七九	六、三一九 一四〇	一三、〇三七 三三五	二六、〇四三 七七七	九、〇七〇 一六	八二、三六五 四、〇三三	一、三八四 一六	五、一四八 四七五	七、八六五 五〇七	八、六八九 三六七
二五六	二四七	三〇三	一九三	二二	六	五〇	一〇三	二〇	一、六九五	四七六	三〇八	三三	三〇
一四	一三六	一七	一三三	七	四七	四七	五二	三七	七六六	二五	二七	一七	一五七

廣 島				大 阪						逓信局別	
八級局	七級局	六級局	五級局	計	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	局種別
三〇	二	三	三	二	九五	四一	二七	二六	六	五	局數
八、四八六 三三七	五、八八五 一五二	一四、九六八 三六七	八、七六七 三〇三	一四、四一三 三四三	二七、八〇〇 五、六〇二	五、三四三 八七四	六、三〇六 五九	九、一九八 四七〇	九、三八一 三三六	一五、四四八 三一九	單獨
一〇	九	六	七	一	四、五〇七	二八	二四	一八	一五	一四	共同
一六	三	一〇	三	九	五九	三	二	三	三	二九	連接
八、六三三 三三七	六、〇〇七 一五二	一五、七二〇 三六七	九、〇五八 二〇三	一四、六三四 三四三	二八、三四九 五、六一四	五、五三五 八七四	六、五五三 五九	九、三九九 四七〇	九、五八八 三三六	一五、六九九 三一九	計
一〇六	五	三	一四	一四	一、三三九	三五六	二七九	一九九	一五	二八	區域內
六	七	四	五	三	三、三五五	一三四	一六	三	一六	一四	區域外

(11) 度敷制施行地 (再掲)

(備考) 一、加入数欄左傍数字は無料加入の再掲とす
二、局数中には分局を含まず

總計	札 幌							
	計	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局
六、〇三六	三三六	一六九	八六	四〇	三〇	二二	二	三
九八五、一八一 三九、三九九	三六、一八七 一、三三六	一、九八三 三〇一	三、一八五 一七七	二、八二〇 九六	二、八三六 八九	三、四一〇 二二八	一、二四七 四三	三、一九七 一一一
一九、五九五 三九	六〇八	一五	五	七	四	六	一	八
一、七三三 三	四九	二	一	一	一〇	三	二	
一、〇〇六、四九八 三九、三三二	三六、八四四 一、三三六	二、〇〇〇 一〇一	三、三三七 一七七	二、八八八 九六	二、八八四 八九	三、四八四 二二八	一、一五〇 四三	三、三六一 一一一
一〇、三七一	三三六	四八	六	三	三	一九	三	四
九、六一五	一八六	一六	三〇	三七	四六	七	二	三

昭和十三年度末現在

選信局別	仙 臺									局種別	局数	單 獨 加 入 計	區 域 内 區 域 外 數		
	計	十二級局	十一級局	十級局	九級局	八級局	七級局	六級局	五級局						
五級局	二										二	二			
四級局	二										二	二			
計	九〇六	六七三	四八八	七五	七三	五	六	八	二	一	九〇六	八五、六三三 三、四五九	二、〇二六 二	一、三三四 八〇六	
十二級局		四八	三三	二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		七九	二〇	四	二	一
十一級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
十級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
九級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
八級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
七級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
六級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
五級局				二、八六〇	一、六二一	三、三三九	三、三三九	四八、三三〇	二、〇三九		四				
計	九〇六	六七三	四八八	七五	七三	五	六	八	二	一	九〇六	八五、六三三 三、四五九	二、〇二六 二	一、三三四 八〇六	

(三) 八大都市別申請數 (中央電話局)

算術的増減とす。(以下各表同じ)

局 別	設 備 費	昭 和 十 四 年 度	昭 和 十 三 年 度	對 前 年 度 増 減 (△)
東 京	四、四〇〇	一四、七六四 ^名	一一、〇一〇	三、七五四 ^名
大 阪	四、〇〇〇	一三、六三三	七、四四五	五、一七七
名 都	三、五〇〇	二、八〇六	七、九四	二、〇一三
神 戶	三、五〇〇	三、一一三	九、一〇	二、一〇三
横 濱	三、五〇〇	二、五五二	一、二七三	一、二七八
廣 島	二、七〇〇	一、三九九	八、九六	三、六三
福 岡	二、七〇〇	八八九	二、四八	六四二
計	二七〇	三八、八七八	三三、〇三九	一五、八三九

(三) 地方局別申請數

A 逓信局別 (中央電話局を除く)

昭 和 十 四 年 度

逓 信 局 別	昭 和 十 四 年 度	昭 和 十 三 年 度	對 前 年 度 増 減 (△)
東 京 都 市	一〇、〇九五 ^名	六、六五五 ^名	三、四〇〇 ^名
東 京 地 方 市	六、〇五四	一、八六〇	四、一九四
東 京 名 古 屋 市	四、九二八	一、三三〇	三、五九八

C 逓信局別局種別 (中央電話局を除く)

局 種 別	設 備 費	昭 和 十 四 年 度	昭 和 十 三 年 度	對 前 年 度 増 減 (△)
四 級 局	二七〇	二、一八三 ^名	五、四	一、六五八 ^名
五 級 局	二四〇	一三、三五二	五、七四六	七、六〇五
六 級 局	二二〇	一三、五七三	六、三四三	七、二三二
七 級 局	一八〇	六、一四三	二、一二七	四、〇一六
八 級 局	一五〇	六、三九一	一、七七八	四、六一三
九 級 局	一三〇	四、一六三	一、〇五二	三、一一一
十 級 局	一三〇	三、二八七	七六一	二、四三六
十 一 級 局	一三〇	二、一〇三	四七	一、七六六
計	一三〇	五四、五二六	一九、三三三	三五、二九三

B 局種別 (中央電話局を除く)

局 種 別	設 備 費	昭 和 十 四 年 度	昭 和 十 三 年 度	對 前 年 度 増 減 (△)
大 阪 府	一三、〇七六	三、五二二	三、五二二	九、五五五
鳥 取 縣	四、七三三	一、五二〇	一、五二〇	三、三三三
本 州 各 府 縣	七、八八一	二、〇五七	二、〇五七	五、八三四
仙 臺 縣	四、三五八	六六〇	六六〇	三、六九八
仙 臺 市	三、四一〇	一、六七〇	一、六七〇	一、七三二
計	五四、五二六	一九、三三三	一九、三三三	三五、二九三

月別	昭和十三年十月		昭和十四年十一月		昭和十四年十二月		計
	月	別	月	別	月	別	
發信	一、八〇七	一、四八三	二、三〇三	二、九七九	三、〇〇三	三、〇〇三	一、四〇七
	一、〇八五	一、一七五	一、一四〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、〇八五
著信	九六九	一、一五二	一、〇〇八	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	九六九
	一、一五二	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一五二
合計	二、〇五五	二、六三三	三、〇一三	四、一四九	四、一七三	四、一七三	二、〇五五
	二、〇五五	二、六三三	三、〇一三	四、一四九	四、一七三	四、一七三	二、〇五五
發信	一、〇八五	一、一七五	一、一四〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、〇八五
	一、〇八五	一、一七五	一、一四〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、〇八五
著信	九六九	一、一五二	一、〇〇八	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	九六九
	九六九	一、一五二	一、〇〇八	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	九六九
合計	二、〇五五	二、六三三	三、〇一三	四、一四九	四、一七三	四、一七三	二、〇五五
	二、〇五五	二、六三三	三、〇一三	四、一四九	四、一七三	四、一七三	二、〇五五

二、日華通話

(備考) 有料通話のみとす

昭和十三年度

月別	昭和十三年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
發信	一、三三三	一、九二四	一、五九九	一、三三三	一、〇六四	九八四	一、一三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
著信	一、八五六	一、八七三	二、〇〇一	一、五五五	一、八三〇	一、七四八	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一
合計	三、二一八	三、七九七	三、五九九	二、八八八	二、八九四	二、七三二	二、八七四	二、八七四	二、八七四	二、八七四
發信	一、三三三	一、九二四	一、五九九	一、三三三	一、〇六四	九八四	一、一三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
著信	一、八五六	一、八七三	二、〇〇一	一、五五五	一、八三〇	一、七四八	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一
合計	三、二一八	三、七九七	三、五九九	二、八八八	二、八九四	二、七三二	二、八七四	二、八七四	二、八七四	二、八七四

月別	昭和十四年十一月		昭和十四年十二月		計
	月	別	月	別	
發信	五三三	二、九六八	三、〇〇三	三、〇〇三	三、〇〇三
	五〇八	三、七一九	二、四七一	二、四七一	二、四七一
著信	三、七一九	三、七一九	二、四七一	二、四七一	二、四七一
	三、七一九	三、七一九	二、四七一	二、四七一	二、四七一
合計	九、〇五五	一〇、五五五	七、七一九	七、七一九	七、七一九
	九、〇五五	一〇、五五五	七、七一九	七、七一九	七、七一九
發信	五三三	二、九六八	三、〇〇三	三、〇〇三	三、〇〇三
	五〇八	三、七一九	二、四七一	二、四七一	二、四七一
著信	三、七一九	三、七一九	二、四七一	二、四七一	二、四七一
	三、七一九	三、七一九	二、四七一	二、四七一	二、四七一
合計	九、〇五五	一〇、五五五	七、七一九	七、七一九	七、七一九
	九、〇五五	一〇、五五五	七、七一九	七、七一九	七、七一九

八、日滿通話(時數)

(備考) 有料通話のみとす

昭和十三年度

月別	昭和十三年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
發信	一、三三三	一、九二四	一、五九九	一、三三三	一、〇六四	九八四	一、一三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
著信	一、八五六	一、八七三	二、〇〇一	一、五五五	一、八三〇	一、七四八	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一
合計	三、二一八	三、七九七	三、五九九	二、八八八	二、八九四	二、七三二	二、八七四	二、八七四	二、八七四	二、八七四
發信	一、三三三	一、九二四	一、五九九	一、三三三	一、〇六四	九八四	一、一三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
著信	一、八五六	一、八七三	二、〇〇一	一、五五五	一、八三〇	一、七四八	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一
合計	三、二一八	三、七九七	三、五九九	二、八八八	二、八九四	二、七三二	二、八七四	二、八七四	二、八七四	二、八七四

(備考) 一、昭和十三年十月二十日東京上海間無線連絡再開されると共に、日華電話通話制度制定さる
 二、右側数字は接續度數にして左側は指名度數とす

本、國際通話

回線別	通話度數		通話時分	
	發信	著信	發信	著信
比 律 賓	三六七	一三二	四九八	八八五
蘭 領 印 度	五〇八	二二六	二五五	七八五
米 國	一五〇	三三七	八三八	一、四一三
英 吉 利 國	一九三	三九七	三、八三八	七、一五九
獨 逸	三三三	二九二	一、〇九四	一、七六〇
佛 領 印 度 支 那	二二二	一四九	二、九六〇	四、〇〇九
泰 爾 支 那	七三	二〇	四八	一〇〇
亞 丁 國	四〇	一八	四二	九七
布 哇 丁 國	四〇	九	四二	五七
智 利	九	三	四	二
伊 太 利 國	一、六七三	一、〇五六	二、七八	七、八七六
計	一、六七三	一、〇五六	二、七八	七、八七六

(備考) 智利は昭和十三年六月二十一日、伊太利は同年十月七日開始す

へ、船舶國際通話

昭和十三年度

區 別	通話時數		通話時分	
	發信	著信	發信	著信
外 國	一四	一三	四三	四三
(内 國)	九七	三五	四〇七	一、〇〇九
計	一一一	四八	四五〇	一、四八六

(備考) 有料通話のみにして内國とあるは船舶と本邦との通話にして別掲とす

ト、十都市別市外通話(發信時數)

昭和十三年度

都 市 別	内地通話		外地通話		日滿通話		日華通話		國際通話		計
	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	
東 京	三、二七四	五、五五	三、八九七	五、九六	三、五〇八	三、三三	二、一五四	二、七六	八、一〇六	三、九九	三、四、三、七、二、〇
大 阪	二、五七	八、〇三	五、九六	三、九、五〇三	三、八二二	二、四三〇	二、四三〇	七、四	八、五〇五	三、〇、六、六、七	三、四、六、六、七
名 古 屋	三、〇、四、七、二、四	二、六、一、四、六、一	五、九、九、五	四、三、六	一、〇、四、六	八、四	七、四	二、三〇	三、〇	三、〇、五、六、七、九	三、〇、五、六、七、九
京 都	三、〇、七、三、六、七、五	五、八、九、〇、六、八、三	四、四、二	一、五、〇、三	一、〇、五、〇、〇	一、四、九、七	七、四	二、三〇	三、〇、七、九、八、三、六	三、〇、七、九、八、三、六	三、〇、七、九、八、三、六
計	一、〇、一、〇、三	六、一、〇、八、三、六、三	一、五、五、〇	四、八	一、四、九、七	一、七、六	一、二、二	一、二、二	六、一、一、一、五、六、四	六、一、一、一、五、六、四	六、一、一、一、五、六、四
計	五、三、三、三、六、〇、三	五、三、五、〇〇	四、六、五	一、七、六	一、七、六	一、七、六	一、七、六	一、七、六	五、三、三、三、六、〇、三	五、三、三、三、六、〇、三	五、三、三、三、六、〇、三

科 目 別	昭和十三年度		昭和十二年度		對前年度增減(△)額	同 上 割 合
	金額	割 合	金額	割 合		
資本勘定	八、六三三、六一	四・七九	一六、五七七、一六	四・七九	△	四・七九
電話設備負擔金	七、九七三、三八〇	四・八七	一五、五六六、五六〇	四・八七	△	四・八七
電話線設備負擔金	五〇八、七四六	三・五三	七四四、七四九	三・五三	△	三・五三
專用電話設備負擔金	一四〇、四八六	四・二九	二四五、八〇七	四・二九	△	四・二九
切手收入	六、四一七、七六九	〇・四八	五、八六一、四五〇	〇・四八	△	〇・四八
市内通話料	二八八、〇七〇	一・六七	三〇六、九三七	一・六七	△	一・六七
市内通話料	二、一四九、五三七	一・一七	一、九三四、八九六	一・一七	△	一・一七
市内通話料	八七、九〇二	〇・三二	八五一、七二〇	〇・三二	△	〇・三二
市内通話料	二、八三六、三七二	〇・四〇	二、八三七、九〇七	〇・四〇	△	〇・四〇
市内通話料	一六四、三三七、一五六	〇・四〇	一五七、九七八、五三三	〇・四〇	△	〇・四〇
市内通話料	八九、六九一、一七〇	〇・三七	八七、四三三、四五〇	〇・三七	△	〇・三七
市内通話料	六六、四九四、七〇七	〇・六三	六三、六五、四一四	〇・六三	△	〇・六三
市内通話料	六八四、七三三	一・六三	五八九、〇五四	一・六三	△	一・六三
市外通話料	二、一四九、五三七	一・一七	一、九三四、八九六	一・一七	△	一・一七
市外通話料	八七、九〇二	〇・三二	八五一、七二〇	〇・三二	△	〇・三二
市外通話料	二、八三六、三七二	〇・四〇	二、八三七、九〇七	〇・四〇	△	〇・四〇
市外通話料	一六四、三三七、一五六	〇・四〇	一五七、九七八、五三三	〇・四〇	△	〇・四〇
市外通話料	八九、六九一、一七〇	〇・三七	八七、四三三、四五〇	〇・三七	△	〇・三七
市外通話料	六六、四九四、七〇七	〇・六三	六三、六五、四一四	〇・六三	△	〇・六三
市外通話料	六八四、七三三	一・六三	五八九、〇五四	一・六三	△	一・六三
國外通話料	二、一四九、五三七	一・一七	一、九三四、八九六	一・一七	△	一・一七
國外通話料	八七、九〇二	〇・三二	八五一、七二〇	〇・三二	△	〇・三二
國外通話料	二、八三六、三七二	〇・四〇	二、八三七、九〇七	〇・四〇	△	〇・四〇
國外通話料	一六四、三三七、一五六	〇・四〇	一五七、九七八、五三三	〇・四〇	△	〇・四〇
國外通話料	八九、六九一、一七〇	〇・三七	八七、四三三、四五〇	〇・三七	△	〇・三七
國外通話料	六六、四九四、七〇七	〇・六三	六三、六五、四一四	〇・六三	△	〇・六三
國外通話料	六八四、七三三	一・六三	五八九、〇五四	一・六三	△	一・六三
國外通話料	二、一四九、五三七	一・一七	一、九三四、八九六	一・一七	△	一・一七
國外通話料	八七、九〇二	〇・三二	八五一、七二〇	〇・三二	△	〇・三二
國外通話料	二、八三六、三七二	〇・四〇	二、八三七、九〇七	〇・四〇	△	〇・四〇
國外通話料	一六四、三三七、一五六	〇・四〇	一五七、九七八、五三三	〇・四〇	△	〇・四〇
國外通話料	八九、六九一、一七〇	〇・三七	八七、四三三、四五〇	〇・三七	△	〇・三七
國外通話料	六六、四九四、七〇七	〇・六三	六三、六五、四一四	〇・六三	△	〇・六三
國外通話料	六八四、七三三	一・六三	五八九、〇五四	一・六三	△	一・六三

イ、總括

七、電話收入狀況(調定額)

(備考) 日華及國際通話は時分數とす

都 市 別	内地通話		外地通話		日滿通話		日華通話		國際通話		計
	計	割 合	計	割 合	計	割 合	計	割 合	計	割 合	
神 戶	一〇、一五六、〇三三	三三・四六七	六、七四三	二、三三三	二、三三三	一、二七三	二、〇〇〇	一〇、一六八、三五〇	三三・四六七	一〇、一六八、三五〇	三三・四六七
横 濱	一〇、一九〇、四六九	三三・四六七	六、七四三	二、三三三	二、三三三	一、二七三	二、〇〇〇	一〇、三〇三、八二八	三三・四六七	一〇、三〇三、八二八	三三・四六七
廣 島	五、四三六、四三六	一六・七二八	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	五、四三九、一八三	一六・七二八	五、四三九、一八三	一六・七二八
福 岡	二、五八、六三二	〇・七九	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	二、五八、六三二	〇・七九	二、五八、六三二	〇・七九
金 澤	二、七六、一六〇	〇・八六	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	二、七六、一六〇	〇・八六	二、七六、一六〇	〇・八六
京 都	一、九四六、四八四	六・〇一	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、九四六、四八四	六・〇一	一、九四六、四八四	六・〇一
大 阪	一、九三、七九四	六・〇一	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、九三、七九四	六・〇一	一、九三、七九四	六・〇一
神 戶	一、二六三、三八六	三・九一	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、二六三、三八六	三・九一	一、二六三、三八六	三・九一
京 都	一、一〇七、一三四	三・三三	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、一〇七、一三四	三・三三	一、一〇七、一三四	三・三三
大 阪	一、一四七、三〇〇	三・三三	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、一四七、三〇〇	三・三三	一、一四七、三〇〇	三・三三
神 戶	一、三七八、九九九	四・三三	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、三七八、九九九	四・三三	一、三七八、九九九	四・三三
京 都	九、三三四、七六三	二九・〇三	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	九、三三四、七六三	二九・〇三	九、三三四、七六三	二九・〇三
大 阪	一、五〇八、三五九	四・五九	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	一、五〇八、三五九	四・五九	一、五〇八、三五九	四・五九
神 戶	九、八三三、一三三	二九・〇三	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	九、八三三、一三三	二九・〇三	九、八三三、一三三	二九・〇三
計	九、八三三、一三三	二九・〇三	七、三六	二、三三三	二、三三三	四、六	一、三二七	九、八三三、一三三	二九・〇三	九、八三三、一三三	二九・〇三

B 遞信局別

施設目的別	施設者數	回線數	線路延長	線條延長	機械數		基因法令
					電話機	交換機	
警察及刑事訴訟事務用	一三七	二六,〇九〇	一三二,五四〇,〇九九	二七七,七五二,七六四	四八,四五四	一,〇六七	官廳用電話機四條
事業專用	三〇三	三五,二九四	三〇二,三五九,九三六	五七四,六〇二,四四七	六〇,四〇四	一,九九五	一條二號
電報送受用	七	一〇	五,七〇七,三三四	一一,三〇六,七九五	一八	一	三號
近接地連絡用	一六五	七九五	五,五七四,八六〇	七,五八六,〇七	二,四〇四	二九	四號
計	五二二	六三,一八九	四四五,一八三,三二二	八七一,一八〇,六三三	一一,二八〇	一,七九三	五號

(一) 官廳用電話

A 施設目的別

イ、官廳用及私設電話

八、官廳用及私設電話、無線電話施設狀況

昭和十三年度末現在

計	昭和十四年				計
	三月	二月	一月	十一月	
八,六三三,六二六	五五,八八九	八三,九九〇	一,三三三,三四四	二二二,三三七	四九一,四〇三,〇四六
六三,一八九	四四,七〇七	四三,二六四	四三,〇三三	四九,一四〇	四三,〇四三,〇六六
四四五,一八三	四一,三九九	五五,〇〇〇	三三,九〇〇	四一,四七五	五,三七五,二五五
八七一,一八〇	五,四六四,六六七	四一,三九九	五,三三三,三四三	五,五〇七,一六三	五,三三三,三四三
一一,二八〇	六七,七三五	六〇,一六七	六,四六三	六,一八四	五,一八四
一,七九三	一四,八三二	一四,三三八	六,四六三	二九,四六一	三〇,九〇三
三,一〇八	三八四,二四三	三〇三,八八五	三三三,六四三	三三九,八三一	三三六,〇四五
	九八九,九三〇	五,七五五	五〇,六九五	一〇五,五四九	四三,一三四
	一七〇,四八八	六,五七三	三〇,七七五	六,六四三	六,六四三,三三三
	二七〇,四八八	六,五七三	三〇,七七五	六,六四三	六,六四三,三三三

口、月別收入

月別	資本勘定		業務		勘定		計
	負擔金	切手收入	市内電話料	市外電話料	公用電話料	其他	
昭和十三年四月	八三,五八八	四七三,三三三	二,八六〇,八七	五,九七七,四八四	五,一六七	六〇五,六六八	二六,三〇二
五月	三五八,三三六	四八七,五七七	四,三二七	五,二六八,三四八	四,三六一	五,三三三	七,一七一
六月	二,三七,七八	五二,九五三	三,九四一	五,四三三,五八五	六,五六一	一七,一九〇	二九四,九八八
七月	一三〇,六五五	五六二,〇八三	三,五七〇,一四七	五,五九九,六九四	五,〇〇〇	六九,八八八	二九四,四九三
八月	一四九,六三三	五七二,九三八	三九,五七〇	五,五七八,七三八	五,三三五	三〇,七九九	三〇六,二七九
九月	七八,三三三	五〇三,四七九	三三,七二一	五,三七九,四二七	五,七三七	八,〇三三	二八九,八〇六
計							二六,二四九

選信局別	施設者數	回線數	線路互長	線條延長	電話機	交換機	轉換機
東京市	六	一六六九	八四、三八四、五〇八	一、三、四七五、三三八	二、五三九	一、九一五	三、四一五
東京都	三	七、三〇〇	五八、四三三、九六八	一〇八、一〇〇、三五四	一三、八七六	二、六六九	五、二四四
名古屋	三	七、五八三	三七、九〇一、七四九	八三、〇六一、三八八	一一、六五一	二、六六一	四、五二四
大阪府	三	八、九四三	五、八八一、〇〇〇	一一、四五一、〇〇〇	二五、三七七	二、六六一	四、五二四
廣島	三	五、九四九	六、三七三、三五三	一一、四五一、〇〇〇	二五、三七七	二、六六一	四、五二四
熊本市	三	六、一八三	四四、一三六、五三三	八、八七七、七四九	一〇、九七五	二、〇七五	三、三〇七
仙台	三	四、八三七	五八、四三三、九六八	一〇、八三三、七一九	一〇、四六六	二、〇七五	三、三〇七
札幌	三	四、八八四	四八、八三六、六六九	九、七〇五、三五六	七、三〇〇	一、三三三	四、〇〇〇
計	五二	六二、一八九	四四、一八三、三二二	八七、一八〇、六三三	一一、二八〇	一、七九三	三、一〇八

(二) 私設電話

A 施設目的別

施設目的別	施設者數	回線數	線路互長	線條延長	電話機	交換機	轉換機	基因法令
事業專用	七六六	六、七九三	四三、〇三三、四七二	一、四七三、九七六	三三、三二二	一、四八四	一、四八四	電氣工作物規程本則九十一條
電氣施設の保安通信用	五九四	七、六八八	一一、一八三、七五五	三、四二一、七三七	三三、三五七	四	四	電氣工作物規程本則九十一條
公共團體事務用	一〇四	一三三	七、五七二	一、四七三、八六八	五八	一	一	電氣工作物規程本則九十一條
電報送受用	一七	三三	七、三四〇	九七、四〇二	三九	一	一	電氣工作物規程本則九十一條
近接地連絡用	七七八	五、二九七	四、三三八、三三六	七、八〇〇、三三三	九、一〇六	一、九三	一、九三	電氣工作物規程本則九十一條
計	二、三三九	一九、八七三	五、四一、三六九、四九九	一、七六八、三二一、八七五	五、一七二	一、五六一	一、五六一	電氣工作物規程本則九十一條

昭和十三年度末現在

選信局別	施設者數	回線數	線路互長	線條延長	電話機	交換機	轉換機
東京市	二二	二、三三〇	六、四三六、六八六	一、三、三三三、〇三八	四、三三〇	一、五六一	一、五六一
東京都	四七	三、四七五	四三、一八三、八六四	一、四七七、七四、五七六	四、三三〇	一、五六一	一、五六一
名古屋	四三	三、五八三	四、七三九、三三三	一、四七三、七四、五七六	四、三三〇	一、五六一	一、五六一
大阪府	三九	三、六四一	四、七三九、三三三	一、四七三、七四、五七六	四、三三〇	一、五六一	一、五六一
廣島	三〇	一、五八七	一〇、六四、〇〇〇	二、九〇八、〇〇〇	一、〇〇七	一、五六一	一、五六一
熊本市	二七	二、九七七	一、二八〇、三五四	一、七、八三三、一〇一	四、一六六	一、五六一	一、五六一
仙台	二六	九、三三四	一、三、五五八、九八六	二、一三三、六八五	五、八七六	一、五六一	一、五六一
札幌	二、三三九	一九、八七三	五、四一、三六九、四九九	一、七六八、三二一、八七五	五、一七二	一、五六一	一、五六一
計	二、三三九	一九、八七三	五、四一、三六九、四九九	一、七六八、三二一、八七五	五、一七二	一、五六一	一、五六一

B 選信局別

(三) 鑛業特設電話

昭和十三年度末現在

選信局別	所電數	回線數	線路互長	線條延長	電機	交換機	轉換機
東京市	一	一、五三七	三、三四、〇〇〇	四、一〇三、〇八〇	五三三	一、四六六	一、四六六
東京都	三	三三七	三八、〇五〇	七〇四、九四四	二〇三	一、六〇〇	一、六〇〇
名古屋	七	三三七	三六、九〇〇	四七八、五八七	一七四	一、九三九	一、九三九
大阪府	一	八三七	九三〇、六四五	一、七七八、七三八	三五八	九六六	九六六
計	一三	一、五三七	三、三四、〇〇〇	四、一〇三、〇八〇	五三三	一、四六六	一、四六六

計	札仙熊廣大名東東 計 仙 熊 廣 大 名 東 東 古 京 京 地 都 都 幌 臺 本 島 阪 屋 方 市	遞信局別	
		事務用	陸
		三六	六五七
		三四	四五五
		三六	二五〇
		二七	六四三
		三六	四三三
		四六	二二
		二二	一五三
		六九	七四
		一四	七
		三七	一
		八六	三

(二) 私設無線電話

昭和十三年度末現在

計	札仙熊廣大名東東 計 仙 熊 廣 大 名 東 東 古 京 京 地 都 都 幌 臺 本 島 阪 屋 方 市	遞信局別	
		事務用	陸
		一六	三一
		一	三一
		三七	二五
		二五	八三
		一四	八四
		三六	一
		一	一
		一	一
		七	二
		二	四
		五	八

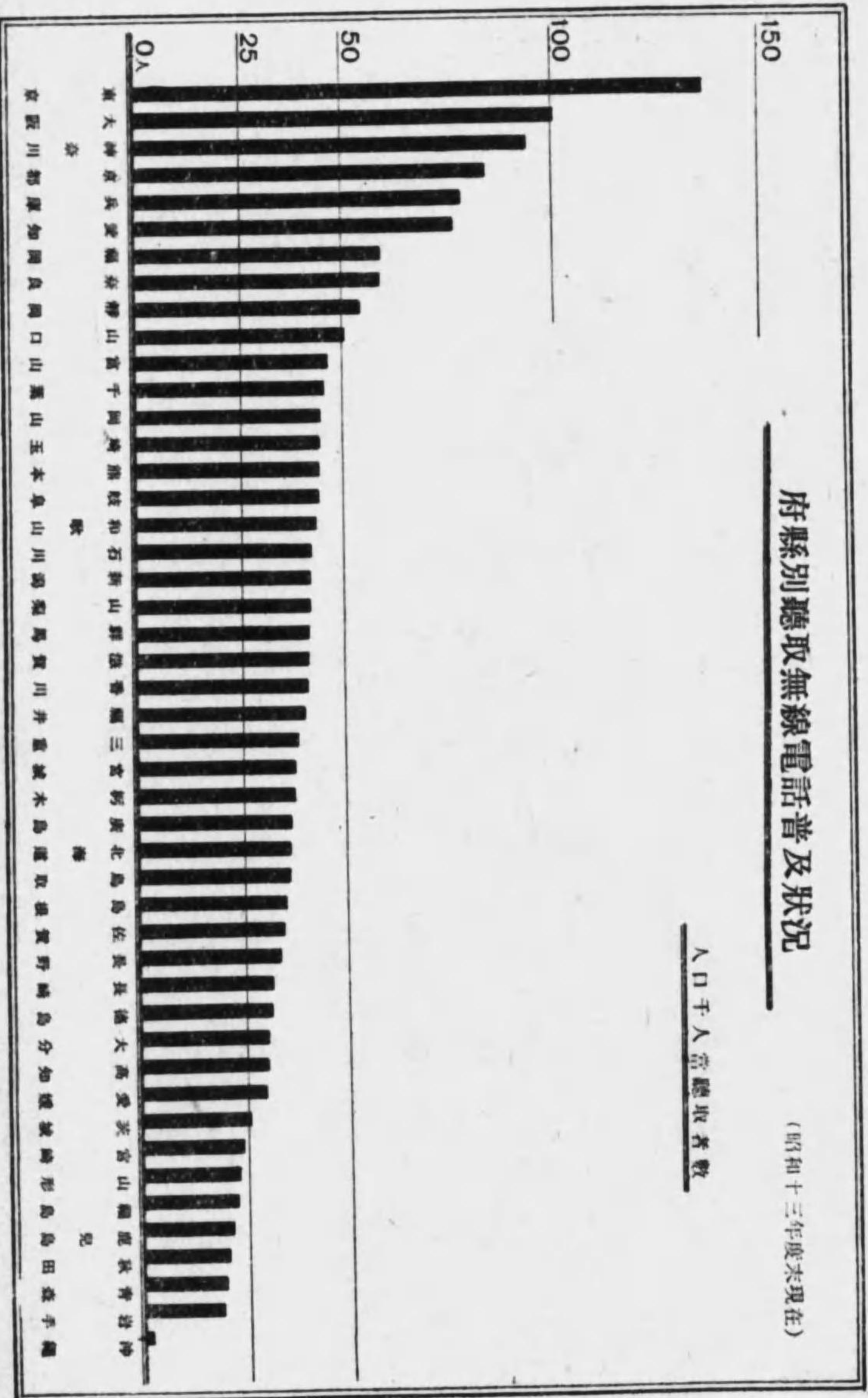
(一) 官廳用無線電話

昭和十三年度末現在

口、官廳用及私設無線電話

計	札仙熊 計 仙 熊 幌 臺 本	遞信局別		所電 數話	回線 數	線路 互長	線條 延長	電機	
		事務用	陸					鐵業用	附帶用
		二二	五、七八〇	二、九四〇	一、三三〇	七九、二三、三〇三	一五八、〇二、三〇三	三、三七三	四、〇五九
		六〇	一、三三〇	二、七三三	一、三三〇	三、三九、三七四	六、一三五、四三〇	七八六	一、三三五
		二九	二、七三三	二、六五三	二、六五三	二、六五三、八四八	五、〇二九、七〇六	一、七九七	一、五五〇
		二九	二、六五三	九〇、一〇、八三〇	一、七、四二、七七七	一、七、四二、七七七	一、七、四二、七七七	七、二二三	九、七〇〇
									一六、三八三
									三〇三
									二五三

圖表 十四



話電線無送放

昭和十三年四月	月別	昭和十二年度末現在聴取者數	許可數	廢止數	差引增加數	各月末現在數
五月		三、五八、〇〇〇名	一〇三、四九七名	三六、五四七名	七五、九五〇名	三、六五、九五〇名
			九〇、一八九	三三、七九〇	五七、三九九	三、七二、三四九

一、月別聴取者

二、聴取無線電話施設狀況

昭和十三年度末現在

逓信局別	局數	聴取者數	放送局名
東京市	一	一、三六、七三六名	東京
東京地方	四	五八、九六三	静岡、新潟、濱松、甲府
名古屋	六	四八、七九五	名古屋、金澤、長野、福井、富山、松本
大阪	四	一〇三、三三六	大阪、京都、高知、徳島
廣島	四	三三、八二四	廣島、岡山、松江、鳥取
熊本	六	三六、一九〇	熊本、小倉、福岡、長崎、鹿児島、宮崎
仙臺	五	一七、〇三三	仙臺、秋田、山形、弘前、盛岡
札幌	五	二六、九五〇	札幌、函館、旭川、帯廣、釧路
計	三三	四、一五、七九六	

3. 放送無線電話

一、放送局施設狀況

昭和十三年度末現在

昭和十三年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計	昭和十四年十一月	十二月	昭和十四年一月	二月	三月	計
九四、三五〇	八三、〇六三	六八、八五四	五三、九三五	五三、一三九	五三、七五五	五二、九八四	六九七、九四三	七三、九七〇	七二、三二一	七九、二八五	七四、〇一九	八〇、八九〇	六九八、八七七
(切手収入) (電話収入)													
(聴取許可料) (放送特許料)													
計													
昭和十四年一月													
計													
(切手収入) (電話収入)													
(聴取許可料) (放送特許料)													
計													

口、月別収入

放送無線電話特許料	計
六九八、八七七	一、五六、三三三
五八〇、三九八	一、四六、四三九
二八、四七九	六〇、八九三
二、〇四	〇、四三

逓信局別	昭和十三年度末現在	
	鐵石式	真空管式
東京市	三六、六四	一、〇九、三五三
東京都	七、二六	五〇、七四九
名古屋	一八、九〇	四六、九、八七三
大阪府	二九、六六七	九三、三三五
廣島	七、五九三	三二、〇六一
熊本市	五、九七七	三八〇、二〇九
仙台	二、三六八	一六二、六四五
札幌	七、三二九	一〇九、六九七
計	一三六、八二四	四、〇三、八九三
合計	一、二八、七三六	五〇、八九三
合計	一、二八、七三六	五〇、八九三
鐵石式	三・四二%	九八・五七%
真空管式	一・四三%	九八・五七%
合計	三・八六%	九八・五七%

八、聴取受信機

一、總括
三、放送無線電話収入狀況(調定額)

科目別	昭和十三年度	昭和十二年度	對前年度増減(△)額	同上割合
切手収入	八七、四四五	八五、〇四二	△ 二、四一三	〇・六五
放送無線電話聴取許可料	八三、四四五	八五、〇四二	△ 一、五九七	〇・六五
電話収入	六九、八七七	五八、〇三九	△ 一一、八三八	二・〇四

累
年
統
計

(自昭和十三年度
至昭和十四年度)

1. 電 信

一、電信取扱局所

各年度末現在

年 度	有 線			無 線			合 計	對前年度 增減(△)
	局	取扱所	計	局	取扱所	計		
昭和四	五、六六九	一、〇三六	六、六九五	六	七三三	七三八	七、四八三	一七九
五	五、八〇九	一、〇四六	六、八五五	(二八)	七三六	八〇七	七、六六二	一七九
六	五、八六三	一、〇七七	六、九四〇	(三二)	七三八	八〇一	七、七四一	七九
七	五、九九一	一、〇六七	七、〇五八	(三七)	七四一	七七八	七、八四五	一〇四
八	六、一四〇	一、〇六八	七、二〇八	(三七)	六九三	七〇七	七、九一八	一三三
九	六、四九三	一、〇三〇	七、五二三	(三六)	六五〇	七一七	八、二四九	二七二
一〇	七、二九四	九三〇	八、二二四	(三七)	七〇一	七七九	八、九九三	七四四
一一	八、〇〇〇	九二六	八、九二六	(三七)	七三三	八〇三	九、七二八	七三五
一二	九、六八〇	九二八	一〇、五九八	(三七)	八三四	九一八	一一、五二六	一、七九八
一三	一〇、三九五	一、二七二	一一、六六六	(三七)	一、〇三四	一、一一〇	一二、七七六	一、二〇〇

(備考)

- 一、在外電信局芝罘上海青島の三局を含まず
- 二、括弧内は郵便局又は電信局に無線電信を装置しあるものを再掲す
- 三、取扱所は軍用、官廳用、私設電信無線電信を公衆通信に供せるものとす、尙電信電話取扱所郵便取扱所は局の欄に包含す

一、電信線路

年 度	架 空 線 路			計	地 下 ケーブル		合 計	對前年度 增減(△)
	架 空 線	架 空 ケーブル	架 空 ケーブル		水 底 ケーブル	水 底 ケーブル		
昭和 三	三五、六四七	七	七	三五、七二五	三二	三二	三五、七二五	△
昭和 四	三五、九五五	七	七	三六、〇三六	四三	四三	三六、〇三六	△
昭和 五	三五、九五五	七	七	三六、〇三六	五〇	五〇	三六、〇三六	△
昭和 六	三五、七三三	七	七	三五、八四二	六九	六九	三五、八四二	△
昭和 七	三五、五八三	七	七	三五、七六〇	七四	七四	三五、七六〇	△
昭和 八	三五、三三一	九	九	三五、三三一	七八	七八	三五、三三一	△
昭和 九	三四、五七四	一〇	一〇	三四、六七九	七四	七四	三四、六七九	△
昭和 一〇	三四、〇三三	一三	一三	三四、一五四	七四	七四	三四、一五四	△
昭和 一一	三三、三六一	一三	一三	三三、八〇〇	七四	七四	三三、八〇〇	△
計					一六、〇六三	一五、三七八	五〇、三九九	
各年度末現在					五〇、三九九	一五、三七八	五〇、三九九	

各年度末現在

二、線條延長

年 度	架 空 線 路		地 下 ケーブル		計	對前年度 增減(△)
	架 空 線	架 空 ケーブル	地 下 ケーブル	水 底 ケーブル		
昭和 三	三三、五六八	一四、七三六	五、四三〇	一八、二四八	三三、九七四	
昭和 四	三三、五六八	一四、七三六	五、四三〇	一八、二四八	三三、九七四	
計					三三、九七四	
各年度末現在					三三、九七四	

各年度末現在

三、五三三

八、有線電信回線

年 度	接 續 局 數								合 計	對前年度 增減(△)
	二 局	三 局	四 局	五 局	六 局	七 局	八 局	局		
昭和 三	二、三二一	一、二〇三	四四四	二八三	七九	一三	一	四、三四三		
昭和 四	二、二七五	一、二五九	四四四	二九五	七九	一三	一	四、三四三		
昭和 五	二、三三八	一、二七六	四四九	二八六	八四	一三	一	四、三四三		
昭和 六	二、三三三	一、三三七	四七三	二七六	七六	九	一	四、三四三		
昭和 七	二、四〇〇	一、三七五	四七八	二八一	七六	九	一	四、三四三		
昭和 八	二、五六三	一、四六七	四九七	二七三	八三	九	一	四、三四三		
昭和 九	三、〇一七	一、六七五	五二四	二五三	七四	一〇	一	四、三四三		
昭和 一〇	三、五三六	一、七五三	五五四	二五四	七三	一〇	一	四、三四三		
昭和 一一	四、九五八	一、九二三	五七二	二四九	七〇	三	一	四、三四三		
昭和 一二	五、五一八	二、〇三三	六〇六	二四四	六六	三	一	四、三四三		
計								八、四六〇		
各年度末現在								八、四六〇		

各年度末現在

年 度	發 信	著 信	計	中 繼 信	合 計	對前年度 增減(△)
一一	七四、三五、三九三	七九、八六、四三三	一五三、四二、八二六	一三八、四〇、〇二八	二九一、八四三、八四四	三四、三一、六〇〇
一二	七四、四〇、五六〇	八三、三四九、二〇六	一六〇、七四九、六六六	一四八、五三、三六三	三〇九、三二一、〇二八	一七、四六八、一八四

(備考) 一、在外局取扱のものを含む
 二、對外地電報、日滿電報、日華電報(昭和十四年一月一日制度制定)を含む
 三、有無料合計とす

(三) 局所等級別通數 (發信)

(其の一)

年 度	一 等 局	二 等 局	特 三 局	集 配 三 等 局	無 集 配 三 等 局
昭 和 四	一六、七一、六五〇	一四、八九〇、四八一	一、五二一、五四〇	二六、一四〇、七四三	
五	一五、五五、七九〇	一三、七六六、三九五	一、五二一、一九一	二五、〇九五、三四三	
六	一六、〇五、三七三	一三、二四八、九二二	一、一七七、五七三	二二、六四八、四三八	
七	一六、八二、八八一	一一、五二八、八七四	一、一四四、六一五	二二、〇〇五、〇三八	
八	一六、八〇、九〇六	一一、七九六、〇〇六	一、一五八、〇七〇	二二、一三三、六〇五	
九	一八、四三〇、八八三	一一、三三〇、九九九	一、一八四、八八五	二二、二七四、三五九	
〇	三〇、〇九五、二八五	一一、三三〇、五九三	一、三三三、八一九	二四、九三二、〇七六	
一一	二一、〇九九、一八五	一一、四〇三、四〇六	一、二六八、一四一	二六、三九〇、〇七五	
一二	三三、三二一、〇三三	一一、七三三、二四六	一、三三四、三三三	三三、七六一、六八二	
一三	三二、九四〇、三三四	一一、四六七、七七三	一、二〇〇、八三三	一八、五七〇、四七三	一七、五五一、五五四

(其の二)

年 度	郵 便 取 扱 所	電 信 取 扱 所	電 信 取 扱 所	無 線 局 所	計	對前年度 增減(△)
昭 和 四					四三八、七二〇	△ 六、六八九、〇四八
五					四三三、六四〇	△ 一、九〇八、七九七
六					四四〇、九一八	△ 一、四一四、八六三
七					四三三、七六九	△ 一、四一四、八六三
八					四八〇、七〇四	△ 二、四三三、六九四
九					六〇一、三三九	△ 二、六八四、三三四
〇					五九三、八三〇	△ 三、二九三、〇〇三
一一					六三一、〇九五	△ 二、五七五、一三五
一二					六九八、〇五六	△ 七、七六一、六二六
一三	七三、七四八	二四、三六六	五、八八六、五五九	七四、九五三	七七、四三〇、五六〇	△ 三、一七五、一六七

(備考) 前と同じ

口、内國電報

(一) 發着中繼信別通數

年 度	發 信		著 信		計	中 繼 信	合 計	對前年度 增減(△)
	有 料	無 料	有 料	無 料				
昭 和 四	五七、七四、八五八	六六、六九五	五〇、四一六	九、〇三九	一一三、〇八三	七四〇	一一三、八九一	△ 三、三三三、五二八
五	五一、三九四	二四、六六二	四三、三九四	八、五〇八	一〇三、三七七	七〇〇	一〇三、六四二	△ 三、二四八、〇九三
六	四九、八六五	〇九、一五、六四四	四四、四九九	七、八三三	一一三、三四一	三三二	一一三、三三〇	△ 八、六五二、六三六

年 度	發 信		著 信		計	中 繼 信	合 計	對 前 年 度 增 減 (△)
	有 料	無 料	有 料	無 料				
七	四八、五二二、六八三	五、七四〇、二二四	七、五九九、三三五	一〇、三九五、一六九	九七、三五〇、七六五	二〇七、七四五、九四〇	△ 四、五八四、五三三	
八	五二、〇五〇、二七三	五、〇六六、〇七一	七、五九九、六三七	一二、四三二、四八一	一〇三、四六五、八七九	二二八、八九七、三六〇	一、一五一、四三六	
九	五三、四六四、一〇二	五、七三八、三六三	七、七三三、六四六	一二、〇八四、三九六	一一〇、一六二、〇五八	二三〇、九八六、四四四	一、〇八九、〇九四	
一〇	五六、一八〇、二四六	五、九五六、五九六	八、九八二、五〇三	一二、八〇三、二二六	一一三、八七五、三五一	二四〇、〇九八、四六七	九、九三三、〇三三	
一一	五八、四五四、三〇六	六、四三八、七八一	九、〇六八、一三三	一二、四四五、〇四一	一二六、九七一、〇〇〇	二五〇、四三八、〇五二	九、五〇九、五六四	
一二	六四、九三三、四二七	七、一八四、〇六五	九、九六六、四七〇	一二、二七四、四三八	一三四、七三四、八二六	二八五、〇〇九、三五四	三、四八二、二〇三	
一三	六七、三八九、六四八	七、四八八、三七八	一〇、四九〇、五四四	一三、〇八〇、八五四	一四五、二九七、七四七	三〇三、〇三〇、六〇一	一八、〇二一、三四七	

(備考) 前に同じ

(二) 局所等級別通數 (發信)

(其の二)

年 度	一 等 局		二 等 局		特 三 局	集 配 三 等 局	無 集 配 三 等 局
	發 信	著 信	發 信	著 信			
七	一五、一六四、三六四	一四、四一四、四〇三	一、五〇九、七三三	一、二四九、六七八	二六、〇九五、九三三	三三、〇五六、三六〇	二二、六二一、三四一
八	一四、五二二、三八一	一三、五一一、九四九	一、二四九、六七八	一、一七五、九六〇	二〇、九六八、三〇四	二二、〇七六、二七六	三三、二四〇、六三六
九	一四、九九三、一〇一	一三、〇〇〇、七五六	一、一七五、九六〇	一、一三三、五三三	二〇、九六八、三〇四	二二、〇七六、二七六	三三、二四〇、六三六
一〇	一五、〇九五、九九三	一三、七四三、三七四	一、一三三、五三三	一、一五六、一八三	二〇、九六八、三〇四	二二、〇七六、二七六	三三、二四〇、六三六
一一	一五、七三八、一〇〇	一三、七四三、三七四	一、一三三、五三三	一、一五六、一八三	二〇、九六八、三〇四	二二、〇七六、二七六	三三、二四〇、六三六
一二	一七、二九〇、一五四	一三、四六六、九〇六	一、一三三、五三三	一、一八三、六六六	二〇、九六八、三〇四	二二、〇七六、二七六	三三、二四〇、六三六
一三	一八、九〇五、八六九	一三、〇四四、九六三	一、一三三、五三三	一、一三三、五三三	二〇、九六八、三〇四	二二、〇七六、二七六	三三、二四〇、六三六

(備考) 前に同じ

年 度	郵 便 取 扱 所	電 信 取 扱 所	電 信 取 扱 所	無 線 局 所	計	對 前 年 度 增 減 (△)
七	七三、七三〇	一〇、六八六	六、三七六、九四八	三七九、二九七	六三、九四〇、五五七	△ 六、五三四、四九九
八	七三、七三〇	一〇、六八六	五、七〇八、九二四	三七六、九五三	五七、四一六、一三八	△ 一、八八六、六〇三
九	七三、七三〇	一〇、六八六	五、三五一、四八九	三八六、九九九	五五、五三九、五三六	△ 一、四四三、六四三
一〇	七三、七三〇	一〇、六八六	五、二四八、三五四	三八七、三六六	五四、〇八六、八九四	△ 一、四四三、六四三
一一	七三、七三〇	一〇、六八六	五、五八一、九九七	四三六、七〇五	五六、五五六、九四四	二、四七〇、〇五〇
一二	七三、七三〇	一〇、六八六	五、八〇三、六八二	五三七、三七三	五九、三〇三、四三七	二、六四五、四九三
一三	七三、七三〇	一〇、六八六	五、八三三、四六六	五五三、七二八	六二、四六四、二八三	三、一六一、八四六
一四	七三、七三〇	一〇、六八六	五、六六三、八五三	五八一、六九二	六四、八九三、一六一	二、四三八、八七八
一五	七三、七三〇	一〇、六八六	五、五五五、七三〇	六五五、〇〇六	七三、六六四、三五一	七、七七二、〇九〇
一六	七三、七三〇	一〇、六八六	五、八八二、七九七	六七七、四〇四	七五、九三四、八七一	三、二七二、六二〇

(備考) 前に同じ

ハ、内地外地間電報

(其の二)

年度	朝鮮		臺灣		樺太	
	發信	著信	發信	著信	發信	著信
昭和四	二、〇四三、三五三	二、〇三六、八五六	八三二、二八〇	八四三、三三三	六〇一、九九三	六六四、九三〇
五	一、八九三、六九六	一、九五、九三三	八三七、三九六	八八四、四四四	五三八、六〇〇	五六〇、七九六
六	一、九六六、三四四	一、九五八、三八八	八二七、一七六	八二五、八五二	四四三、三五六	一、〇八九、三九六
七	二、一〇二、九五三	二、一六〇、六八四	一、〇四八、五三二	一、〇七七、八八八	四七二、三三六	四七二、三三六
八	二、〇三三、三八四	二、一五八、四五三	九二五、八七六	一、八八五、五〇〇	四三三、七三六	五〇六、六四〇
九	二、〇〇六、一五三	二、三五五、四九六	九五二、五七三	一、九三三、七六〇	四六三、五〇〇	五七六、三三四
一〇	二、三六〇、八九三	二、五五五、〇九六	一、〇四四、八六四	一、〇六三、六〇八	四七九、二五六	五三八、九三四
一一	二、四七三、二九六	二、五八八、〇三八	一、〇三一、〇七六	一、〇三一、三五六	四四七、八四〇	四八六、一六八
一二	二、六六二、八七三	二、八七七、七〇八	一、〇三一、六四〇	一、〇六六、七七六	四七一、八〇四	四八五、八四四
一三	二、七六九、八〇四	三、〇四二、四八〇	九九一、一六八	九九九、三〇八	五四九、一四四	五三七、九四四
計	四、〇七〇、一〇八	三、八四五、六八八	八三二、二八〇	八四三、三三三	六〇一、九九三	六六四、九三〇

(其の二)

年度	南洋		合計		小笠原島	
	發信	著信	發信	著信	發信	著信
昭和四	二九、〇六四	四、一二三	三、四九五、五八八	三、五七八、二二〇	四、六二〇	七、八六〇
五	三三、五〇四	四九、八九六	三、三九三、一九六	三、四四七、一〇八	六、三三三	一一、三三〇
六	四三、九五六	六六、五八八	三、二六八、八二二	三、三三三、〇〇四	五、九七六	一三、三六八
七	五四、九六〇	七六、〇四四	三、六五九、一六〇	三、七六一、三五六	九、一〇八	一〇、九三〇
八	七七、一六〇	一一三、三三三	三、四七八、九二〇	三、八二七、六三三	八、四四八	一四、〇三八
九	九六、九九六	一三三、六七三	三、七三四、九七六	三、八九三、二八〇	八、四二二	一三、九二二
計	二九〇、〇六四	四、一二三	三、四九五、五八八	三、五七八、二二〇	四、六二〇	七、八六〇

年度	發信	著信	計	對前年
一〇	一一四、四六八	一五〇、二八八	二六四、七五六	一七、一三六
一一	一一三、三六四	一六八、一〇八	二九〇、四七三	一五、八三三
一二	一六六、三三六	三三七、三九六	四〇三、六三三	一七、五九三
一三	一七六、〇二六	三五〇、六三三	四二六、六六八	二九、四九六
計	四一四、〇六六	五八六、〇二六	一、〇〇〇、〇九二	一、〇〇〇、〇九二

(備考)

- 一、各年度の内國電報總計表に依り推算す(在外局取扱のものを含まず)
- 二、有無料合計とす
- 三、昭和七年度(朝鮮、臺灣)、昭和九年度(樺太)に於て前年度年鑑と計數を異にするも本表を以て正とす

二、日滿電報

年度	發信	著信	計	對前年
昭和八	九四〇、六三四	一、〇七七、七三九	二、〇一八、三六三	二、〇六八、三四〇
九	一九二、六三四	二、一六五、〇六九	四、〇八六、七三三	四三六、一三八
一〇	二、一三七、五六六	二、三九五、二七五	四、五三二、八四一	三三三、二〇八
一一	二、二七六、八六七	二、五七八、一八三	四、八五五、〇四九	六六一、四六〇
一二	二、五五三、一九四	二、九六三、三三五	五、五一六、五〇九	八四七、九九六
一三	二、八九〇、九三一	三、四七三、五七四	六、三六四、五〇五	
計	一、〇七三、七三九	二、一六五、〇六九	三、二三八、八〇八	

(備考)

- 一、關門局のアプストラクトに依る公衆報のみとす
- 二、昭和八年度は七ヶ月間の取扱通數とす(九月一日より取扱開始)
- 三、昭和十二年度は前年度年鑑と計數を異にするも本表を以て正とす